

# 明治大学人文科学研究所年報

第59号

2017年度

---

*Annual Report  
of  
The Institute of Humanities*

Meiji University

No. 59

2017

明治大学人文科学研究所

# 目 次



## I 人文科学研究所概要

1. 概要	1
2. 2018年度運営委員・各種委員及び事務担当部署	1
3. 研究所所員数	2
4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移	3
5. 2018年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	4

## II 2017年度運営記録

1. 2017年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	6
2. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行	8
3. 「明治大学人文科学研究所紀要」第82冊, 第83冊の刊行	8
4. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 24の刊行	9
5. 「第42回公開文化講座」の開催	10

## III 歴代所長

11

## IV 2017年度研究種目別研究実施報告

### 1. 総合研究第2種実施報告

現象学の異境的展開：非西欧への／からのまなざし	合田 正人, 志野 好伸 美濃部 仁	15
-------------------------	-----------------------	----

### 2. 共同研究実施報告

(1) オリンピックと地域・環境・マイノリティ	高峰 修, 石山 徳子 兼子 歩, 後藤 光将	18
-------------------------	----------------------------	----

(2) 日本の女性雑誌におけるジェンダー表象：『an・an』を事例に	田中 洋美, 高馬 京子	20
------------------------------------	--------------	----

### 3. 個人研究第1種実施報告

(1) 排外的ナショナリズムの形成と社会的影響—富国強兵・尊王攘夷—	須田 努	23
(2) ディアスポラの民の信仰—サンテリアのイファの思想と実践	越川 芳明	24
(3) グローバルな文化産業の「界」—ファッション産業における日本人デザイナーの事例研究	藤田 結子	25
(4) オーストリア・イタリア国境地域における越境的地域連携とそのガバナンス	飯嶋 曜子	26
(5) 英語学習者のプロファイリングを利用した自律学習支援に関する研究	廣森 友人	28
(6) 『古事記』中巻の注釈と研究	居駒 永幸	30
(7) 火山体の巨大崩壊の発生方位には規則性を認めうるか：大規模斜面変動の発生場とその地理的条件	吉田 英嗣	31
(8) “水虫”の国際比較からみる日本の社会的文化的思想的特質の考察	眞嶋 亜有	32
(9) 一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法に関する調査研究	水村 信二	33
(10) パリ圏における文化的混成～映画分析を中心とした地誌的アプローチ	清岡 智比古	35

(11) 18世紀ロシアの民衆運動と古儀式派教徒との関係についての研究	豊川 浩一	36
(12) 「借用」という反復による「アサンブラージュ」が啓く共同体及び環境世界との調和	虎岩 直子	37
(13) ピエール・パシェの作品における個人と文学の問題	根本 美作子	38
(14) 世紀転換期フランスにおける女子師範学校の「世俗化」とカトリシズム	前田 更子	39
(15) 第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日本人」抑留者に関する実態調査	溝辺 泰雄	41

#### 4. 個人研究第2種実施報告

古英語訳ペーダ『英国民教会史』の翻訳スタイル	石黒 太郎	42
------------------------	-------	----

## 附

### 1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

・ 明治大学研究企画推進本部規程（抜粋）	47
・ 基盤研究部門にかかわる研究所要綱	47
・ 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程	49
・ 人文科学研究所運営委員選出に関する内規	50
・ 人文科学研究所各種小委員会内規	51
・ 人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規	51
・ 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び研究成果提出一覧	54
・ 研究所客員研究所員に関する内規	55
・ 明治大学特別研究者制度規程	55
・ 特別研究者に対する研究費助成に関する基準	57
・ 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則	58
・ 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程	59
・ 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準	61
・ 人文科学研究所の査読に関する内規	62
・ 人文科学研究所叢書応募要領	62
・ 人文科学研究所紀要応募要領	63
・ 人文科学研究所紀要成果執筆要領	63
・ 人文科学研究所欧文紀要（The Journal of Humanities）応募要領	64

### 2. 2017年度募集人文科学研究所各種募集要項

・ 2017年度人文科学研究所紀要原稿募集について（お知らせ）	65
・ 2017年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について（お知らせ）	65
・ 2018年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）	66
・ 2018年度人文科学研究所叢書の原稿募集について（お知らせ）	67

### 3. 2018年度人文科学研究所所員名簿

### 4. 人文科学研究所叢書一覧

### 5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

# I 人文科学研究所概要

## 1. 概 要

設置年月日…1959 (昭和34) 年 4月 18日

設置目的……人文科学研究所は、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩・発展に寄与することを目的としている。当研究所の中心をなす事業として、第1に、複数の研究者で行う研究及び個人で行う研究活動への助成、第2に、これらの研究経過及び成果を公表するために、叢書や各種機関誌を刊行している。また、地域社会に対し、研究成果の還元及び「開かれた大学」を目指して、公開文化講座を開催している。

## 2. 2018年度運営委員・各種委員及び事務担当部署

人文科学研究所長 豊川 浩一 (文)

運営委員

選出区分 (分野)	運営委員期間・氏名	2017～2018年度委員	2018～2019年度委員
日本文学及び文芸学の分野		小財 陽平 (法)	内藤 まりこ (情)
英米文学の分野		石黒 太郎 (商)	梶原 照子 (文) 織田 哲司 (農)
独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野		田村 久男 (政経)	竹内 拓史 (経営) 大楠 栄三 (法)
日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野		落合 弘樹 (文)	
考古学及び地理学の分野		中澤 高志 (経営)	
教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野		瀧口 美香 (商)	加藤 尚子 (文) 池田 喬 (文)
保健体育学の分野		釜崎 太 (法)	
所長指名枠		前田 更子 (政経) 藤山 龍造 (文)	清水 則夫 (理工)

各種委員会委員

(◎印は委員長)

- (1) 出版刊行委員会委員 …………… ◎落合弘樹 (紀要担当), ◎梶原照子 (叢書担当),  
小財陽平, 瀧口美香, 清水則夫
- (2) 公開文化講座開催委員会 …………… ◎中澤高志, 池田喬
- (3) 制度検討委員会委員 …………… ◎田村久男, 竹内拓史
- (4) 研究費申請審査委員会 …………… ◎前田更子, 石黒太郎, 大楠栄三, 釜崎太, 池田喬
- (5) 自己点検・評価担当 …………… ◎釜崎太, 加藤尚子
- (6) 「新領域創成型研究」及び「若手研究」審査員…………… 田村久男, 藤山龍造, 前田更子, 加藤尚子, 内藤まりこ
- (7) 連合駿台会・学術奨励賞選考委員会委員 …………… 織田哲司

事務担当部署 研究推進部 部長 飯塚 浩司  
 研究知財事務室 事務長 鈴木 一弘

### 3. 研究所所員数

#### (1) 所員構成

(2018.10)

学部	職名	教授	准教授	講師	計
法 学 部		21	6	1	28
商 学 部		23	6	4	33
政 治 経 済 学 部		19	7	11	37
文 学 部		67	29	10	106
理 工 学 部		8	6	1	15
農 学 部		3	3	4	10
経 営 学 部		15	5	0	20
情報コミュニケーション学部		6	8	4	18
国 際 日 本 学 部		19	7	3	29
総 合 数 理 学 部		3	0	0	3
グローバル・ビジネス研究科		1	0	0	1
計		185	77	38	300

#### (2) 所員の異動

新 任 (2018.4.1)

田中 ひかる (法学部 教授)  
 松原 陽子 (商学部 准教授)  
 海田 皓介 (商学部 講師)  
 稲葉 肇 (政治経済学部 講師)  
 荒又 美陽 (文学部 教授)  
 駒見 和夫 (文学部 教授)  
 中江 桂子 (文学部 教授)  
 渡辺 学 (文学部 教授)  
 佐々木 掌子 (文学部 准教授)  
 谷口 亜沙子 (文学部 准教授)  
 新城 真里奈 (文学部 講師)  
 甲斐 雄一 (文学部 講師)  
 坂本 邦暢 (文学部 講師)  
 狩野 晃一 (農学部 講師)  
 岸 磨貴子 (国際日本学部 准教授)

退 職 (2018.3.31)

山泉 進 (法学部 教授)  
 福田 逸 (商学部 教授)  
 小川, ジュヌヴィエヴ F. (商学部 教授)

神鷹 徳治 (文学部 教授)  
 藤田 直晴 (文学部 教授)  
 市川 孝一 (文学部 教授)  
 櫻井 泰 (文学部 教授)  
 清水 あつ子 (文学部 教授)  
 萩原 芳子 (文学部 教授)  
 ホルト, ジェニファー (文学部 准教授)  
 下谷 和幸 (農学部 教授)  
 井 洋次郎 (経営学部 教授)  
 ハウス, ジェームス C. (情報コミュニケーション学部 教授)  
 織世 万里江 (経営学部 准教授)

(2018.5.3)

逝去 (2018.10.14) 上杉 和彦 (文学部 教授)

#### 4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移

##### (1) 人文科学研究所予算

単位：円

項目	2018年度	2017年度	2016年度
研究費	16,260,000	17,220,000	15,480,000
人文研発行費	5,606,000	4,646,000	8,141,000
運営費	240,000	237,000	200,000
講演会費	463,000	466,000	562,000
年報発行費	184,000	184,000	200,000
計	22,753,000	22,753,000	24,586,000

※ 2016年度総合研究辞退に伴い、研究費2,250,000円を人文研発行費に振り替えて対応。

##### (2) 研究費の年度別予算推移

単位：円

年度	総合研究	共同研究	個人研究	特別研究	合計
2013	4,195,000 (2)	840,000 (1)	13,050,000 (21)	4,780,000 (5)	22,865,000
2014	2,195,000 (1)	970,000 (1)	11,750,000 (19)	9,275,000 (8)	24,190,000
2015	1,720,000 (1)	0 (0)	12,660,000 (21)	4,660,000 (6)	19,040,000
2016	1,500,000 (1)	750,000 (1)	10,170,000 (21)	3,060,000 (5)	15,480,000
2017	1,840,000 (1)	1,840,000 (2)	9,712,000 (16)	3,828,000 (5)	17,220,000

( ) 内は採択件数

※ 2016年度総合研究 1 件辞退

## 5. 2018年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎岡本和子	文	暴力の表象空間	2018-2020	2,000
	岩野卓司	法			
	釜崎太	法			
	鈴木哲也	法			
	関修	法			
	宮本真也	情コミ			
	大西雅一郎	成蹊			
	斎藤毅	大妻女子			
◎研究代表者				合計	2,000

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎田中洋美	情コミ	日本の女性雑誌におけるジェンダー表象：『an・an』を事例に	2017-2018	1,000
	高馬京子	情コミ			
◎研究代表者				合計	1,000

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	清岡智比古	理工	パリ圏における文化的混成～映画分析を中心とした地誌的アプローチ	2017-2018	700
2	豊川浩一	文	18世紀ロシアの民衆運動と古儀式派教徒との関係についての研究	2017-2018	700
3	虎岩直子	政経	「借用」という反復による「アサンブラージュ」が啓く共同体及び環境世界との調和	2017-2018	700
4	根本美作子	文	ピエール・パシュの作品における個人と文学の問題	2017-2018	700
5	前田更子	政経	世紀転換期フランスにおける女子師範学校の「世俗化」とカトリシズム	2017-2018	700
6	溝辺泰雄	国日	第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日本人」抑留者に関する実態調査	2017-2018	700
7	石黒太郎	商	古英語訳オロシウス（C写本）の本文校訂	2018-2019	700
8	井戸田総一郎	文	森鷗外の演劇翻訳の生成に関する日独比較文体論・言語論的分析	2018-2019	700
9	小森和子	国日	中国語を母語とする日本語学習者の日本語の語彙習得－日本語と中国語の意味用法の異同を中心に－	2018-2019	700
10	居駒永幸	経営	『古事記』下巻の注釈と研究	2018-2019	700
11	関口裕昭	情コミ	ウィーンの都市空間における文学・芸術・科学の相互作用についての総合研究 1850-1950	2018-2019	700
				合計	7,700

## 個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	野尻泰弘	文	近世初期における日本海沿岸地域の社会構造と生業	2018-2019	200
2	大楠栄三	法	新旧世代の関係—20世紀初頭、スペイン小説家において	2018-2019	200
3	竹内理矢	文	ウィリアム・フォークナー研究—「近代」と「家族」の表象	2018-2019	100
4	辻昌宏	経営	W.H. オーデンの中国旅行記、キリスト教回帰と宗教的表象	2018-2019	200
				合計	700

## 特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	山崎健司	文	萬葉集の本文解釈学的研究	2018	1,000
				合計	1,000

## 特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	柴崎文一	政経	形式主義と狂信主義：R.M. ヘアー選好功利主義の批判的検討	2018	990
2	中村和恵	法	持続可能な物語：現代先住民族のアート／クラフト／ツーリズムとエコクリティカルな文学	2018	980
3	井上善幸	理工	ベケットにおけるカメラ・オブスクーラ	2018	900
4	渡辺響子	法	モーパッサンにおける身体表象の近代性を巡る考察	2018	990
				合計	3,860



## Ⅱ 2017年度運営記録

### 1. 2017年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎合田正人	文	現象学の異境的展開：非西欧への／からのまなざし	2015 - 2017	1,840
	志野好伸	文			
	美濃部 仁	国日			
◎研究代表者				合計	1,840

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎高峰 修	政経	オリンピックと地域・環境・マイノリティ	2016 - 2017	920
	石山徳子	政経			
	後藤光将	政経			
	兼子 歩	政経			
2	◎田中洋美	情コミ	日本の女性雑誌におけるジェンダー表象：『an・an』を事例に	2017 - 2018	920
	高馬京子	情コミ			
◎研究代表者				合計	1,840

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	須田 努	情コミ	排外的ナショナリズムの形成と社会的影響—富国強兵・尊王攘夷—	2016 - 2017	630
2	越川 芳明	文	ディアスポラの民の信仰—サンテリアのイファの思想と実践	2016 - 2017	644
3	藤田 結子	商	グローバルな文化産業の「界」—ファッション産業における日本人デザイナーの事例研究	2016 - 2017	644
4	飯嶋 曜子	政経	オーストリア・イタリア国境地域における越境的地域連携とそのガバナンス	2016 - 2017	526
5	廣森 友人	国日	英語学習者のプロファイリングを利用した自律学習支援に関する研究	2016 - 2017	644
6	居駒 永幸	経営	『古事記』中巻の注釈と研究	2016 - 2017	644
7	吉田 英嗣	文	火山体の巨大崩壊の発生方位には規則性を認めうるか：大規模斜面変動の発生場とその地理的条件	2016 - 2017	644
8	眞嶋 亜有	国日	“水虫”の国際比較からみる日本の社会的文化的思想的特質の考察	2016 - 2017	644
9	水村 信二	文	一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法に関する調査研究	2016 - 2017	644
10	清岡 智比古	理工	パリ圏における文化的混成～映画分析を中心とした地誌的アプローチ	2017 - 2018	644
11	豊川 浩一	文	18世紀ロシアの民衆運動と古儀式派教徒との関係についての研究	2017 - 2018	644

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
12	虎岩直子	政経	「借用」という反復による「アサンブラージュ」が啓く 共同体及び環境世界との調和	2017 - 2018	644
13	根本美作子	文	ピエール・パシェの作品における個人と文学の問題	2017 - 2018	644
14	前田更子	政経	世紀転換期フランスにおける女子師範学校の「世俗化」 とカトリシズム	2017 - 2018	644
15	溝辺泰雄	国日	第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日 本人」抑留者に関する実態調査	2017 - 2018	644
				合計	9,528

## 個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	石黒太郎	商	古英語訳ベータ『英国教会史』の翻訳スタイル	2016 - 2017	184
				合計	184

## 特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	牧野淳司	文	寺院資料を用いた『平家物語』の総合的研究	2017	700
2	渡辺徳美	商	ジークフリート・レンツの『国語の時間』におけるエミール・ ノルデ	2017	920
3	佐々木憲一	文	古墳時代考古学の国際化に関する研究	2017	920
				合計	2,540

## 特別研究第3種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	長尾進	国日	武道の国際化に伴う諸問題についての研究—普遍性と 固有性をキーワードとして—	2017	644
2	林ひふみ	理工	アグネス・キースのボルネオと日本：『白人の帰還』を 中心に	2017	644
				合計	1,288

## 2. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行

「高校生の市民性の諸相

—キャリア意識・規範意識・社会参画意識を育む実践の検証— ……林 幸克（文学部）著  
学文社 A5判 264頁  
2017年9月15日発行  
定価本体2,800円+税  
発行部数700部

## 3. 「明治大学人文科学研究所紀要」第82冊, 第83冊の刊行

(1) 第82冊掲載論文（2018年3月31日発行）

《個人研究第1種》

フリオ・コルタサルの中の「岸」をめぐって ……内田 兆史

《個人研究第1種》

茨城県行方市大日塚古墳発掘調査報告

（古墳時代中期常陸南部における国家形成過程理解のための基礎研究） ……佐々木 憲一

《特別研究第3種》

20世紀転換期のアメリカ合衆国における反帝国主義運動—サミュエル・ゴンパーズを中心に— ……林 義勝

《個人研究第1種》

〈第二世代〉のユダヤ系作家の詩的言語研究—ローベルト・シンデルを中心に— ……福間 具子

《個人研究第1種》

高校教育における社会教育施設の活用に関する実証的研究

—博学連携に着目した考察— ……林 幸克

《個人研究第1種》

多民族都市レスターのホワイト・ブリティッシュたち ……佐藤 清隆

《個人研究第1種》

言語能力と背景知識が第二言語の論文執筆に与える影響—要約課題を通して— ……小森 和子

《個人研究第1種》

青少年の自己破壊的行動のメカニズムと援助方法の考案に関する研究 ……濱田 祥子

《個人研究第1種》

男女小説家の生の投影としての〈弱い男〉と〈強い女〉

—『謎』（1889）と「フエンカラル通り殺人事件」（1888）をめぐって— ……大楠 栄三

《個人研究第1種》

パララックス・ビューが超える倫理の葛藤：現代アイルランド文化における「借用」を中心に

—Sinéad Morrissey の *Parallax* ……虎岩 直子

《特別研究第3種》

白樺派の作家作品研究—木下利玄の散文作品について— ……宮越 勉

(2) 第83冊掲載論文（2018年3月31日発行）

《個人研究第1種》

死せる頭の代数学—ベケットの想像力批判 ……井上 善幸

## 《個人研究第1種》

下総国佐倉藩「分限帳」からみる家臣の経歴

—「分限帳」翻刻と家臣の懲罰について— …………… 野 尻 泰 弘

## 《個人研究第1種》

縄文時代における貝製腕輪の研究 …………… 阿 部 芳 郎

## 《個人研究第2種》

ジョン・ミューアのアラスカ紀行(1879)：出発の契機と、科学と文学の融合 …………… 柴 崎 文 一

## 《特別研究第2種》

クレタにおける文字表象とポリスの法—法碑文の数量分析からの考察— …………… 古 山 夕 城

## 《特別研究第3種》

赤い血の沁みこむ大地：『雪の国の子どもたち』における人種意識 …………… 大 矢 健

## 《特別研究第3種》

自伝的に書くこと—ルー・アンドレアス=ザロメの場合— …………… 広 沢 絵 里 子

## 《公募論文》

高等学校と警察の連携に関する基礎的研究

—青森県のJUMP チームの実践事例に基づく考察— …………… 林 幸 克

## 《公募論文》

明治百年祭の道程—1960年代における日本戦後思想史考察の一ケース・スタディとして— …………… 宮 本 司

2017年度 第42回人文科学研究所公開文化講座 記録

誰もが知っているあのヒーローから、文理融合の「知」を学ぶ

## 4. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」

## THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 24の刊行

The Macedonian origins of the “Black Hand” and the Sarajevo incident …………… SAHARA Tetsuya

Nietzsches literarisches Schaffen

-Eine stilistische und prosodische Studie im Spannungsfeld zwischen Prosa und Lyrik- …………… ITODA Soichiro

## 5. 「第42回公開文化講座」の開催

### 第42回公開文化講座

総合テーマ 誰もが知っているあのヒーローから、文理融合の「知」を学ぶ

開催日 2017年10月7日(土)  
13:00~16:00(開場12:30)

会場 明治大学駿河台キャンパス リバティタワー1階リバティホール

聴衆 100名

プログラム 第一部<講義>「アニメやマンガが科学でもっと楽しくなる！」  
第二部<演示実験>「見よう！聞こう！触ろう！実験は全身で学ぶ科学」  
第三部<対話>「アニメやマンガでは文理が融合している！」  
第四部 質問コーナー

柳田理科雄(著述家・明治大学工学部兼任講師)

総合司会 波戸岡景太(明治大学工学部准教授)

## Ⅲ 歴 代 所 長

期	氏 名	所 属	任 期
1 期	杉原 荘介	文	1959.6 ~ 1961.5
2 期	〃	〃	1961.6 ~ 1963.5
3 期	淀野 三吉	〃	1963.6 ~ 1965.5
4 期	渡辺 操	〃	1965.6 ~ 1967.5
5 期	〃	〃	1967.6 ~ 1969.5
6 期	山田 肇	〃	1969.6 ~ 1971.5
7 期	〃	〃	1971.6 ~ 1973.5
8 期	小室 栄一	〃	1973.6 ~ 1975.3
9 期	〃	〃	1975.4 ~ 1977.3
10 期	皆河 宗一	〃	1977.4 ~ 1979.3
11 期	江島 祐二	政経	1979.4 ~ 1981.3
12 期	〃	〃	1981.4 ~ 1983.3
13 期	大塚 初重	文	1983.4 ~ 1985.3
14 期	〃	〃	1985.4 ~ 1987.3
15 期	坂本 和男	法	1987.4 ~ 1989.3
16 期	〃	〃	1989.4 ~ 1991.3
17 期	〃	〃	1991.4 ~ 1993.3
18 期	福田榮次郎	文	1993.4 ~ 1995.3
19 期	〃	〃	1995.4 ~ 1997.3
20 期	近藤 正毅	理工	1997.4 ~ 1999.3
21 期	〃	〃	1999.4 ~ 2001.3
22 期	林 雅彦	法	2001.4 ~ 2003.3
23 期	〃	〃	2003.4 ~ 2005.3
24 期	永田 雄三	文	2005.4 ~ 2007.3
25 期	居駒 永幸	経営	2007.4 ~ 2009.3
26 期	〃	〃	2009.4 ~ 2011.3
27 期	杉山 光信	文	2011.4 ~ 2013.3
28 期	佐藤 義雄	文	2013.4 ~ 2015.3
29 期	守屋 宏則	経営	2015.4 ~ 2016.11
	高田 幸男	文	2016.11 ~ 2017.3
30 期	豊川 浩一	文	2017.4 ~



## IV 2017年度研究種目別研究実施報告





## 1. 総合研究第2種実施報告

### 現象学の異境的展開

Phenomenologies of Elsewhere

合田 正人 (研究者代表)  
志野 好伸 美濃部 仁

GODA Masato  
SHINO Yoshinobu MINOBE Hitoshi

「ヨーロッパ諸学」の根源的危機を暴きつつ新しい「普遍学」をめざす現象学の運動は、二つの世界大戦を経たのち、今もなお世界規模の運動体として成長し、その拡大と進化を続けている。それは、幾つもの国境、地域と地域、人と人を隔てる境界線を踏破してゆくと同時に、それらの境界線をめぐる攻防をも刻みつけている。本研究では、その境界線上に現れる葛藤や軋みを注意深く見つめ直し、東欧、アメリカ、日本、中国、ベトナムなど、さまざまな地域における現象学、そしてそれら地域を横断する現象学をとりあげ、現象学の新たな展開を望見する。

地域的な広がりとともに、現象学は、精神医学や教育学や宗教学、さらには芸術など多様な分野に「応用」されている。本研究では、「応用」をむしろ新たな現象学の生成過程ととらえ、その可能性について考察する。またプラグマティズムや分析哲学など、異なる哲学的方法論との格闘・対話についても検討し、現象学の新たな地平を提示する。

本研究は、以上のように、能う限り広範な地域と多様な分野での「現象学」の誕生と生成過程を辿り、かつ、その成果を突き合わせながら、現象学の可能性を総合的に顕在化させることをめざす。

2017年度の研究活動について報告させていただく。2017年4月より、これまでの共同研究者であった池田喬 (Ikeda Takashi) が在外研究に出たため、国際日本学部の美濃部仁が池田に代わって共同研究者となった。新メンバーでの最終年度の活動は主に三つの次元で展開された。

まずは以下のようなシンポジウムの開催である。

①リチャード・コーエン、ニューヨーク州立大学バッ

ファロー校教授による「レヴィナスとスピノザ」(5月24日)、「ユダヤ哲学とは何か」(5月25日)を駿河台キャンパス(グローバルフロント)および和泉キャンパスにて開催した。コーエン教授はエマニュエル・レヴィナス研究の世界的権威で、スピノザとレヴィナスという最も困難な問題について大胆な仮説を提示すると共に、諸学者たちに向けて、ユダヤ哲学というなじみの薄いテーマについて啓蒙的な話を展開してくれた。特にスピノザとレヴィナスについては、合田はコーエン氏と異なる見解を有しており、生産的な討論を行うことができた。が合田の2018年度バッファロー校への招聘など、今後の国際交流にもつながる成果があった。

②広州・中山大学哲学部の廖欽琳氏、朱剛氏、南京大学の王亘氏と共に、8月7日、アカデミーコモンにてシンポジウム「東アジアにおけるレヴィナス」を開催した。明治側からは合田と志野が発表を行った。合田はレヴィナスの主著『全体性と無限』の日本語訳者であり、朱氏は近年出版された同書の中国語訳者である。それぞれの翻訳については志野が分析を行ったが、東アジアにおけるレヴィナスの二人の訳者がこうして集い議論を交わすのはおそらく初めてのことであろう。合田はリズムという新たな視点からレヴィナスを分析した。廖氏の仲介により、今後も密接な関係を維持していくことが約束されたのも意義深いことであった。

③8月26日、グローバルフロントにてシンポジウム「江戸の身体観・死生観——現象学的アプローチ」を開催した。東京大学の梶谷真司氏が「言葉の中の身体——医学書・養生書における東洋的身体の多層性」を、岡山大学の本村昌文氏が「江戸期における笑い・死・死後」という題で発表を行い、志野と、文学部専任教授の垣内景子氏がコメンテーターを務めた。江戸時代の死生観、健康術という新たな領域に踏み込んだシンポジウムで、西洋哲学の方法としての現象学をそれに応用するというきわめてユニークな試みであった。本研究にいう「異境的展開」に相応しい試みであったと言えるだろう。今後とも、このような分野への関心を維持していきたい。

④2018年1月21日と22日、グローバルフロントにて講演会「イスラーム思想と現象学」を開催した。お招きしたのは、イランのイスラーム自由大学教授の

ビジャン・アブドルカリミー氏と、同じくイラン出身で現在駒澤大学に勤務しておられるバフマン・ザキプール氏で、アブドルカリミー氏は「主観主義と東洋の瞑想的思考」「イランにおけるハイデガー」、ザキプール氏は「井筒俊彦における反対のオリエンタリズム——意図の東洋哲学の政治的な本質について」という題の発表を行った。③における江戸時代への踏み込みに加えて今度はイスラーム圏へと踏み込む試みで、ハイデガーのフランスへの紹介者アンリ・コルバンが優れたイスラーム学者でもあっただけにこの試みの持つ学術的意義は計り知れないものがある。イランにおけるレヴィナス受容、イランの政治情勢などについても興味深い話を伺うことができた。

⑤三年間の総合研究を総括するクロージング・シンポジウム「哲学はどこへ——現象学の展開」を3月17日アカデミーコモンにて開催した。プログラムは次の通りである。合田正人「le premier venu とは誰か」、美濃部「フィヒテ1804年の『知識学』における現象概念」、志野「直観と直覚——西田幾多郎と牟宗三」、秋富克哉（京都工芸繊維大学教授）「世界ともの——後期ハイデッガー現象学と西谷宗教哲学」、林永強（獨協大学准教授）「Philosophy as perfect teaching : On Mou Zongsan's detached ontology (円教としての哲学——牟宗三の無執的存有論)」、朝倉友海（神戸市外国語大学准教授）「場所・意味・出来事」。クロージング・シンポジウムにふさわしく、実に多様な発表がなされたが、日本語訳の存在しない思想家・牟宗三についての発表者同士の討論は極めて貴重でかつ迫力に富むものだった。

第二は、本総合研究の一環として、共同研究者各人が行った個人的な研究発表である。志野は7月27日から30日にかけて台北で、合田は9月21日から25日にかけて台湾高雄で、美濃部は10月25日から30日にかけてロシアのサンクトペテルブルクでそれぞれ研究会、シンポジウムに参加して研究発表を行うとともに討論に参加し、知的な国際交流を深めた。例えば合田は高雄・中山大学哲学科によって開催されたレヴィナス・シンポジウムで、ストラズブル大学名誉教授ジェラルド・ベンスーサン氏と再会し、その結果、2018年10月に明治大学で氏を招聘することとなった。

第三は、三年間に開催したシンポジウムでの発表をまとめて『異境の現象学』を編み、出版したことである。海外からの招聘者をも含む20数名の発表者による論考の集成は重厚で、まさに「現象学の異境的展開」の名にふさわしいものとなったと自負している。院生、

助手、学振特別研究員など若手の研究を掲載できたのも意義ある選択であった。集まった十八篇の論文は第一部「異境をめぐる」、第二部「レヴィナスをめぐる」に割り振り、第一部はおよそ内容の時代順、第二部は執筆者の五十音順に配列した。論文のもととなる講演が行われたシンポジウム・講演会を、時系列順に列記しておく（敬称略）。

二〇一五年七月四日シンポジウム「現象学にとって「異境」とは何か？」明治大学和泉キャンパス・田口茂「内は外であり、外は内である——フッサール・西田・田辺」・中島隆博「デリダにおける中国／中国におけるデリダ」・二〇一六年三月十九日シンポジウム「現象学と日本哲学の〈はじまり〉」明治大学駿河台キャンパス・池田喬「ハイデガー・モラリストの誕生——三木清の哲学への一視角」・森一郎「世代の問題——マンハイムと三木清」・ハンス・ペーター・リーダーバッハ「現象学と解釈学との間——和辻哲郎倫理学と風土論」二〇一六年七月三十一日シンポジウム「リズム」明治大学駿河台キャンパス・姜丹丹「マルティネにおけるリズムの思想——文化横断的対話の視点から」・村上靖彦「出来事と出会うための場を開く——マルティネ」二〇一六年十月二十三日シンポジウム「もう一つの現象学へ——パース、ルヌヴィエ、バシュラール」明治大学中野キャンパス・奥村大介「バシュラールの現象学——科学と詩のために」・乗立雄輝「パース記号と現象——経験論から形而上学へ」二〇一七年一月八日講演会「北欧における現象学の展開」明治大学駿河台キャンパス（科研費基盤（B）「北欧 現象学者との共同研究に基づく傷つきやすさと有限性の現象学」（代表：浜渦辰二）との共催）・浜渦辰二「北欧ケアの思想的基盤を掘り起こす」二〇一七年三月一日ワークショップ「現象学と東アジア（Phenomenology and East Asia）」香港中文大学（香港中文大学日本語学科との共催）・平岡紘「記述と経験——『全体性と無限』期のレヴィナスのフッサール解釈をめぐる」（講演タイトル“Description and Experience : Levinas's Interpretation of Husserlian Phenomenology”）小倉拓也「テリトリーの現象学——ドゥルーズとガタリにおける「故郷的なもの」と「異境的なもの」」（講演タイトル“Towards a Phenomenology of Territory: Heidegger, Maldiney and Deleuze”）二〇一七年八月六日ワークショップ「方法論からみた『全体性と無限』」明治大学駿河台キャンパス・犬飼智仁「誇張と無限の観念——レヴィナスの哲学的方法」・小野和「『全体性と無限』における概念の「志向的分析」——『全体性と無限』の方法論のフッサールの側面」二〇一七年八月七日シンポジウム「東

アジアにおけるレヴィナス」明治大学駿河台キャンパス（中山大學哲学系との共催）・朱剛「〈産むこと〉の現象学——レヴィナスから儒家まで」(講演タイトル「生育現象学——从 Levinas 到儒家」)・合田正人「レヴィナスと「不整脈」の倫理」・王恒「レヴィナス「無限觀念の現象学」について」(講演タイトル「列維纳斯「无限观念的現象学、述評」)・志野好伸「異邦の家に住まうレヴィナス——日本語と中国語でレヴィナスを読む」

「異境」は対義語をもたない。それは単に地理的な觀念ではないし、単に方法的架橋に係るものでもないし、単にその方法が開く領野の独自性を示すものでもない。それはフッサールが「独特の哲学的孤独」と呼んだものであって、「主体化」(subjectivation)という名の生産的権力への不可避的従属への抵抗にほかならない。安易なグローバリゼーションにも単純な類的統一にも市民的相等性にも文化相対主義、歴史相対主義にも組み込まれることのないほとんど無の余白のダイナミズムがそれによってわずかに明かされる。三年にわたる本研究は幾度も幾度もちがう角度から、ちがう方法でそれを試みるまさに「試行」であった。それに加わってくださった内外の研究者の方々、また、この厳しくも楽しい「試行」を可能にくださった明治大学人文科学研究所にメンバー一同より感謝申し上げたい。

## 2. 共同研究実施報告

### オリンピックと地域・環境・マイノリティ

Olympics, Local Communities, Environment and Minorities

高峰 修 (研究者代表)

石山 徳子 兼子 歩 後藤 光将

TAKAMINE Osamu

ISHIYAMA Noriko KANEKO Ayumu

GOTO Mitsumasa

#### 【東京2020と周辺地域社会／高峰修】

本テーマに関しては2017年度も、2020年のオリンピック・パラリンピック開催地である東京とその周辺の地域社会との関係について、東京と福島、そして都内と伊豆大島の間を事例に調査を進めた。

東京2020のテーマの一つである「復興五輪」に着目し、招致活動段階における言説の変遷を追った。具体的には招致活動時に国際オリンピック委員会 (IOC) に提出された申請ファイルと立候補ファイル、そして申請ファイル提出から2020大会の開催地を決めるIOC総会までの国内三紙の新聞報道を対象として、「復興五輪」言説の量的・質的変遷をテキストマイニングの手法によって分析し、その結果を2018年3月に開催された日本スポーツ社会学会にて口頭発表した。

また復興五輪言説分析の一環として、リオオリンピック閉会式の企画と福島の中学生との関わりを伝えるNHKの番組映像を材料にし、映像に登場する福島県立ふたば未来学園高等学校の関係者、登場人物の一人である高校生、さらにはこの番組のカメラマンであったNHK職員に聞き取り調査を行った。これによって、ふたば未来学園高等学校がこの番組に登場することになった経緯や、この番組企画を被災地の高校生たちがどのように受け取ったか、などについて把握することができた。この番組企画は、東京2020組織委員会の企画が福島県教育委員会を通じてトップダウン的にふたば未来学園高等学校に降りてきたものであり、被災地の中高生が主体的に関わって出来上がったものではなかった。さらにはすでに被災地が復興を遂げたかのよ

うな間違ったメッセージが世界に配信されたことになる。こうした分析結果は、番組のコンテンツ分析と共に2019年3月に開かれる日本スポーツ社会学会において発表する予定である。

2018年3月には、伊豆大島の住民1,000人を対象とするアンケート調査を実施した。伊豆大島は東京都に属しているため東京2020の開催都市でもあるが、本土から離れた島であり、かつ2013年10月に大規模土砂災害に見舞われた被災地でもある。そうした地域に住む住民たちにとって東京2020はどのような意味を持つのか、開催2年半前の時点の住民の意識を把握した。住民基本台帳閲覧の手続きに手間取ったこと、そして平昌冬季五輪の開催と重なったことから、今年度はアンケート用紙の回収にとどまるが、今後、分析結果を論文等にて公表する予定である。

#### 【オリンピックと都市環境のサステナビリティ／石山徳子】

2017年度は昨年に引き続き、カリフォルニア州のバークレイで文献調査を行った。カリフォルニア大学バークレイ校の図書館で、オリンピックと都市開発、都市環境、アトランタの歴史、アトランタ・オリンピック、アトランタをはじめとするアメリカ南部の都市に展開する人種・階級闘争、人種・階級・ジェンダー・セクシュアリティをめぐる都市空間論、及び、ジェントリフィケーション、環境正義、サステナビリティに関する資料を収集した。集めた資料は、人文・政治・経済地理学、都市学、社会学、歴史学、人類学をはじめとするさまざまな領域で蓄積されてきた書籍、論文、新聞・雑誌記事などである。この作業を通じて、各分野において、本プロジェクトに関連する研究が盛んに行われてきたことがわかった。また、アトランタ・オリンピックを事例に、オリンピックとサステナブルな都市環境の創出とジェントリフィケーション、さらには環境正義の観点から、領域横断的に検証する意義を確認することができた。

同大学環境デザイン図書館の司書であるデイビッド・アイフラー氏には、オリンピックと都市開発に関する資料について、具体的なアドバイスをいただき、本プロジェクトについて意見交換も行うことができた。都市研究や環境問題に関する書籍や各種資料を多く収蔵する同図書館において、オリンピックと都市問題に関

する書籍や論文を目にする機会があれば、連絡をしてくださることになっている。同大学環境科学・政策・管理学科のレイチェル・モレヨ・フロッシュ教授からも、環境政策の観点からご意見をいただいた。

パークレイ滞在中には、環境デザイン図書館で開催された、サンノゼ州立大学都市計画学科で教鞭をとる社会学者ゴードン・ダグラス氏による講演会に参加した。オックスフォード大学出版から刊行された著書 *The Help Yourself City: Legitimacy and Equality in DIY Urbanism* (2018) を中心に、ジェントリフィケーションをめぐる社会的不平等の問題や、住民による場所や空間の創出をめぐる葛藤と希望について検討する内容であった。オリンピックと都市環境を扱うテーマに直接関連してはいないものの、都市論やジェントリフィケーションに関する最近の研究や、これに携わる若手の研究者、運動家の意見にも触れることができ、有意義だった。

今後は、2016年度、2017年度に日米両国で行った各種資料収集と、アトランタ現地調査による情報を整理し、論文執筆に取り組む予定である。

#### 【Title IXとアメリカ政治文化／兼子歩】

兼子はジェンダーとオリンピックの関係を検討する作業を2017年度も継続した。特に1972年の教育法改正法第9編 (Title IX) の歴史的文脈の検討を中心に作業を進めた。1960年代～1970年代のアメリカの社会的状況についての理解を深めることで、教育機関における女性アスリートの養成に大きな意味をもった Title IX の歴史的意味を理解することができるという想定のもと、調査を行った。

1960年代から1970年代にかけての第二波フェミニズム運動の中で、1972年教育法改正法が成立した。この法律の文脈を理解するためには1970年代の政治文化的状況を理解する必要がある。

第一に、冷戦という文脈があることが明らかになった。1960年代にはオリンピックが東西冷戦の舞台となり、メダル数が体制の正しさを示すものという対外宣伝がなされたが、60年代にはアメリカはメダル数で東側陣営に劣勢であった。ソ連をはじめとする東側陣営の優勢の理由のひとつが女子選手の活躍であり、アメリカは官民共同で女性アスリートの強化に力を入れることが冷戦戦略における文化政策の一部として重視されるようになった。

第二に、フェミニズムの主張が社会の中で一定の支持を得たことがあげられる。70年代前半は、現在の政治状況とは異なり、少なくともリベラルフェミニズム

的な主張に対して民主党だけでなく共和党議員の多くも支持を表明する時代であった。それはフェミニズムの主張のうち、①個人主義的リベラリズムという枠組みに合致にする主張に関しては共和党の主流的イデオロギーからも支持を得られたこと、また②女性の「活躍」が市場経済あるいは冷戦戦略上有益であると見なされる限りは肯定的に評価されたという事情があることがわかった。

1970年代後半から80年代にかけて、フェミニズムへの反動が政治的勢いを増していくと同時に、共和党の中からリベラルフェミニズムを支持する政治家が周縁化されていく。だが70年代の多くの改革、とりわけ72年教育法改正法はアメリカ政治文化に定着し、その後も Title IX が女性アスリートの機会の拡大に貢献していったことが明らかになった。

#### 【オリンピック文化教育プログラムの展開／後藤光将】

「オリンピック文化教育プログラムの展開」については、2016年度に引き続き、2020年に夏季五輪大会開催を控える東京都がオリンピック文化教育プログラムを効果的に展開していくための基礎資料の収集と整理を行った。それに加えて、オリンピック教育の教材として聖火リレーが有効であるとの昨年度の調査結果より、それらの資史料調査の実施と実際のプログラム展開の事例を調査した。過去に冬季オリンピック大会開催経験がある長野市および札幌市において、過去のオリンピック大会における文化教育プログラム関連資料の収集と関係者へのヒアリング調査を行った。8月下旬に現地調査に出かけた札幌市では、2026年冬季オリンピック大会招致に向けて動き出していることもあり、札幌オリンピックミュージアムでは、招致気運を盛り上げるために展示室を昨年に引き続きリニューアルしていた。2017年2月の冬季アジア札幌大会実施後と2018年2月のピョンチャン冬季五輪大会実施前ということもあり、展示内容も多様な内容であった。市内の各競技施設を委託管理している札幌健康スポーツ財団の理事や学芸員の方々、株式会社札幌ドームの事業本部の方々へのヒアリング調査を昨年に引き続き行った。札幌オリンピックミュージアムでは2018年2月に実施された韓国でのピョンチャン冬季五輪大会に合わせての小学生向け聖火リレーワークショッププログラムを実施した。このプログラムは参加者こそ少なかったものの保護者も楽しめる非常に有意義なものであったとのことであった。1月末に現地調査に出かけた長野では、秩父宮記念スポーツ博物館の巡回展を実施されており、長野大会における聖火リレー関係の資史料の調

査を行った。2020年東京オリンピック・パラリンピック大会時の聖火リレーは47都道府県を全て通ることが決定された。東京以外の地方が最も活性化するイベントである「聖火リレー」であるが、各都道府県内の具体的なコース設定、走者・伴走者の選定は今後各都道府県が中心となって決めていくことになる。おそらくこの選定過程においても効果的なオリンピック文化教育プログラムのパッケージを作成して、準備を促していく必要はあるであろう。

以上

## 日本の女性雑誌におけるジェンダー表象： 『an・an』を事例に

Gender Representation in Japanese Women's Magazines:  
The Case of an an

田中 洋美 (研究者代表)  
高馬 京子

TANAKA Hiromi  
KOMA Kyoko

### 1 はじめに

本研究は、現代メディアにおけるジェンダー・イメージの構成について代表的な女性メディアである女性雑誌を例に検討するものである。いかなるイメージが、またなぜそのようなイメージが構成されなければならないのか。そのイメージにはいかなる社会的・文化的文脈においていかなる価値や意味が付与されているのか。さらにはその背景にはいかなる権力関係が潜んでいるのか。本研究では事例研究を通してこれらの問いへの答えを探るものである。

事例研究では、日本の代表的な女性ライフスタイル雑誌である『an・an』（1970年刊行）を題材としている。分析を通して創刊号から現在（今年度は2016年まで）までの40年余の間に同誌においてつくられる女性像・男性像ならびに規範的女性性・男性性の特徴とその変遷を明らかにすることを目指している。

このような本研究の新奇性は、これまでの研究が十分掘り下げてこなかった女性メディアにおける男女のセクシュアル化（sexualization、性化）について実証的・通史的に分析している点にある。加えてセクシュアル化の分析に「かわいい（ないしカワイイ）」概念を取り入れている点も新しい。というのも従来、女性像の構

成を検討した先行研究において、理想とされる女性像の構成要素として日本の場合はかわいくあることの重要性とセクシーであることの欠如が指摘されてきたからである。しかし本研究の分析によって、近年それが変わりつつあり、両者が接合されつつあること、すなわち両方を兼ね備えた女性性が理想化されていることが見えてきた。このことについては次年度も分析を進めていきたい。

2017年度に行った作業は次の5つに分類できる。

- ・文献調査
- ・表紙の分析
- ・特集記事の分析
- ・分析結果の中間発表
- ・その他

以下、それぞれ報告する。

### 2 文献調査

メディア、ポップカルチャー、ファッションといった表象に関する文献（ジェンダー視点によるものも含む）およびジェンダーやフェミニズムに関する文献、ジェンダー表象の研究を行なう上で参照すべき諸文献を集め、先行研究の把握と理論的研究を行った。

今年度は、基礎的な文献を中心に読み進めるとともにその知見を踏まえて行った実証研究の中間発表の機会があった。そのため暫定的であれ現時点での研究結果を検討した結果、新たに必要と思われた文献を取り入れる形でも文献を読み込んでいった。

このような文献調査の結果、ジェンダー表象の分析においてジェンダーに関する理想像が幅広く現代消費文化の文脈の中で構成されていること、またこのことが持つ意味、とりわけそれが孕むリスクについて批判的に捉える視点を獲得できた。本研究が扱うポピュラーメディアは趣味として無批判に消費されがちであり、とりわけジェンダーやセクシュアリティに関わる理想や欲望は強力に作用し、人々の自己形成に影響を及ぼしうる。そのためメディアを含めてポピュラーカルチャーを批判的に検討することの重要性を再認識することとなった。

### 3 表紙の分析

表紙の分析は、データ収集、収集したデータの整理、コーディング作業、コーディング結果の分析ソフト（SPSS）への入力作業、データクリーニング、データセットの作成、データ分析といった流れで行った。

まず未収集データ（2016年以降に刊行された号の表紙に加え、1970年から2015年の間に刊行された号の

表紙のうち欠けていたものと画質がよくなかったもの)を収集した。これにより揃った1970年から2016年までの表紙データについてコーディングの作業を完了することができた。2017年の分については、本報告執筆時点では収集が完了しているが、夏・秋の中間発表時には揃えることが不可能であったため分析対象から除外した。

これらのデータを収集・整理し、46年分、計2034号の表紙を対象にコーディングを実施した。動物や雑貨などのモノ、幼児、歌舞伎の女型など性別の特定が困難なものを除いた結果、計1804のイメージ(うち男性像436、女性像1368)に対してセクシュアル化尺度(Hatton and Trautner 2011)を用いてコード化の作業を実施した。

単純集計の結果、創刊以来46年の間に男女ともにセクシュアル化の傾向が見られたものの、この傾向は1990年代以降に急激に進んでいること、また男女で比較すると女性の方がより著しく且つ統計学的に有意であった。ハイパーセクシュアル化については、やはり男性では統計学的に有意な変化は認められなかったが、男女ともに3桁の増加率であり、セクシュアル度が高い画像が表紙に用いられている傾向が強まっていることがわかった。

今年度は量的な分析を中心に行ったが、質的内容分析についても予備的な分析を行った。その結果、次のような発見があった。まず女性のセクシュアル化についていえば、主体的・積極的な女性像(例えば元気のよい女の子のイメージ)から「男性の視線」(Mulvey 1978)により客体化された受動的な女性像への移行が顕著であった。他方男性のセクシュアル化については、逞しさや筋肉といった伝統的な男性性の誇張から女性的な要素を取り入れた男性像への移行がみられた。より詳細な分析は、次年度に行う予定である。

#### 4 特集記事の分析

資料のリスト化、及び言説分析を行った。言説とは、「社会歴史的に限定された伝達行為であり、あらゆる言説は、「枠組」(知識「というもの」、文学「というもの」、広告「というもの」等)を正当化するもの」である(Mainguenau 2002)。「かわいい」に関する特集記事の言説分析を行うために、an・anの臨時増刊号4冊及び1970年以降から2016年までのデータを収集した。この調査の結果、1970年代は、「かわいい」語が3記事、1980年代から2016年4月までの間では314記事のタイトルの中で使用されていたことがわかった。その中でも「かわいい」特集が1982年7月2日号「いい女か

らかわいい女へ」という特集から2013年まで10回組まれていた。それぞれの特集における「かわいい」が意味するものの変遷は、①1966年～1982年、ELLE FRANCEとの姉妹紙の時代は、フランスの雑誌ELLE FRANCEにでてくるようなスタイルを指示する「クール、カッコイイ」という意味、もしくは、国語辞典などでみられる通常の「かわいい」という意味として、②1982年の初めての特集では、「いい女」のように無理をするのではなく「自然体でいること」がかわいいとして、③1982年の「かわいい女か、セクシーな女か」(1982年11月26日)という記事のように、1990年代、対立するものとしてのクールやセクシーと、かわいいとして、④2000年代になると「カッコかわいい女」(2004年9月22日)「大人かわいい」(2007年12月5日)といった成熟した女性を形容する言葉などそれまで相反していた要素が共存する形として、提示されていた。このように、読者の理想像を提示するために、クール、自然体、成熟と様々な意味を持たせながらも、常にそのキーワードとして「かわいい」が使用され続けている。このことは、様々な理想像を提示していたとしても、日本の男性を引き付ける女らしさとしての幼さ、未熟さといった「かわいらしさ」が前提として女性読者にとっての理想像として構成されていることを表している。今後は、同時期のELLE FRANCEにおける女性像がいかに形成されていたか比較考察、また日本の『an・an』の記事の中で、「かわいい」とは対照的な「セクシー」に関連する語彙が使用される特集記事の調査もあわせてすすめたい。

#### 5 中間発表

今年度の作業結果については、中間発表として次の学会で報告した。

- ・ヨーロッパ日本学会(EAJS)第15回国際大会・於ポルトガル、リスボン新大学(パネルセッション「日本のメディアにおけるジェンダー規範の構成と交渉」、2017年8月30日)…田中(座長・討論者)、高馬(発表者)
- ・国際ジェンダー学会2017年大会・於明星大学(ラウンドテーブル「いま、なぜメディアとジェンダー研究か」、2017年9月2日)…田中(発表者、ただし上記リスボンでの国際学会に参加のため報告原稿は代読された)
- ・国際学会「都市空間とジェンダー」・於インド、デリー、国際ハビタットセンター(2017年11月2日)…田中(発表者)、高馬(発表者)

これらの学会では、他の研究者との議論と交流を通



して自分たちの研究について新たな視点から捉えることができた。コメントの中に、日本の女性誌ではなく、海外の女性誌であればどうかなど比較の視点が必要という意見もあがり、そのような視点も考慮しながら来年度の研究をすすめていきたい。

## 6 その他

今年度の本研究の主たる活動は上に述べた通りであるが、それに加えて、本研究が位置付けられるジェンダーとメディア研究に関連したイベントを2件実施した。

ひとつは、主婦雑誌の草分けである『主婦の友』の研究に関する研究会である。もうひとつはセクシュアルマイノリティのメディア表象に関する研究会である。いずれも筆者らが運営委員を務める情報コミュニケーション学部ジェンダーセンターのイベントとして、それぞれ2017年10月、同11月に駿河台キャンパスで開催された。本研究の対象は『an・an』という(異性愛)女性を対象とする現代女性ライフスタイル誌であるが、上記二つのイベントで紹介された研究とは性規範への問題意識という共通点を持つ。特に特定の性規範が雑誌等のメディアにおいていかに構築され、それがいかなる効果を持ちうるのかを議論できたことは、本研究にとっても示唆深いものであった。

## 7 まとめ

以上、今年度を実施した活動について述べた。分析に必要な雑誌データを集め、表紙、特集記事を分析し、大きな特徴を把握できたこと、また口頭発表等により中間報告を行い、意見交換ができたことは大きな収穫であった。

助成の最終年度となる2018年度は、研究を仕上げる予定である。2017年度では、中間発表として口頭発表を中心に成果を公開してきた。2018年度は、分析と分析結果の考察をもう一步進め、学会報告や論文執筆という形で研究成果を発表していきたい。そのために必要な作業を引き続き真摯に実施していくつもりである。

## 参考文献

- Hatton, E. & Trautner, M.N. 2011. Equal opportunity objectification? The sexualization of men and women on the cover of Rolling Stone. *Sexuality & Culture* 15:256-278.
- Maingueneau, D., 2015, *Analyser les textes de communication, Armand Colin* (= 近刊, 石丸久美子, 高馬京子訳, 『コミュニケーションテキスト分析』, ひつじ書房)

Mulvey, L., 1975, "Visual pleasure and narrative cinema." *Screen*, 16(3), 6-18.

## 3. 個人研究第1種実施報告

### 排外的ナショナリズムの形成と社会的影響 —富国強兵・尊王攘夷—

The formation of the exclusive nationalism, and The social influence hukokukyouhei sonnoujyoui

須田 努

SUDA Tsutomu

2017年度は、本研究の最終年度にあたる。本テーマに関連する研究書（単著）を2冊刊行し、また1本の研究論文（単著）を執筆した。

必要文献の収集と分析、史料調査と史料解析を実行するとともに、収集史料の分析・解析を始めた。また、研究テーマを深めるため、他分野の研究者とのカンファレンスを行った。

#### (1) 研究書（単著）刊行

##### ①須田努『吉田松陰の時代』岩波書店、2017年7月

天保期から安政期の政治、社会状況の分析を前提として、吉田松陰の生涯を行動と思想から解き明かした。この時期の政治状況と長州藩の動向、洋学、軍事の様相は2016年度・2017年度の本研究成果をふまえたものとなっている。そして、吉田松陰の思想の変化と、その中に現れた排外主義の影響力は限定的なものであったことを突き止め、同時代の排外主義思想としては水戸藩からのそれが圧倒的な影響力をもっていたことを間接的に理解できた。以上から、2017年度後半は、水戸藩領域における在地で排外主義拡大の様相を、水戸藩天狗党との関係から考察した。

##### ②須田努『三遊亭円朝と民衆世界』有志舎、2017年8月

幕末に影響力をもった排外主義が、明治期（文明開化期）の社会では、急速に減少していることを確認できた。そこには、2016年度・2017年度の研究成果を盛り込んである。そして、幕末においても江戸の民衆レベルでは、排外主義の影響は小さかったのではなかろうか、という仮説を提起できた。ただし、この問題は複雑であり、民衆一般として理解することはできない

問題であることも自覚できた。

##### ③須田努「江戸時代の政治思想・文化の特質」趙景達編『儒教的政治思想・文化と東アジアの近代』有志舎、2018年3月

幕末に形成された排外主義思想の源流を「富国強兵」というキーワードで、17世紀から19世紀までの知識人の思想の特質として分析した。「富国強兵」論は18世紀までは経世の術として論じられていたことを理解できた。そして、19世紀に派生したウエスト・インパクトを背景として、経済問題を欠落させ軍事関係に収斂させた「富国強兵」論が会沢正志斎によって提唱され、吉田松陰に繋がっていったことを論証した。この論点は、2016年度・2017年度の研究成果を反映したものである。

また、この論文成果からも、水戸藩領域の在地社会における排外主義の広がりの様相を理解することが本研究の焦点である、と認識できた。

#### (2) 文献収集と分析

##### ①長州藩 周布正之助関係文献収集と分析

山口県内の自治体史や、周布正之助関係史料集を中心に収集、分析を行った。また、長州藩文久期の兵制改革に関する文献資料を収集、解析した。

##### ②洋学・軍事関係文献・資料の分析 文久から慶応期を中心に

文久期から慶応期にかけての幕府の軍事改革の様相を理解するための関係文献・史料を収集し、解析した。また、討幕を意識した長州藩・大村益次郎に関する文献・史料を収集、分析した。

#### (3) 史料調査・整理・解析

##### ①排外的ナショナリズムと在地社会との関係 文久から慶応期

ペリー来航後において、排外的ナショナリズム（後期水戸学）が水戸藩領域（在地社会）に浸透する状況を理解する前提として、後期水戸学関係文献を読解した。

##### ②水戸藩 天狗騒動関係在地史料の翻刻と分析

2016年度に収集した、茨城県内における天狗党関係

史料の翻刻と分析を行い、また千葉県内における天狗党関係資料を収集した。現段階で、翻刻・分析は完了しておらず、2018年度夏までに完成する予定である。以上と平行して、2018年度夏までに、国文学研究資料館所蔵、水戸藩関係史料の収集読解も進めていく。

### (3) 他分野の研究者へのインタビューおよびカンファレンス

#### ①吉田松陰、奇兵隊関係調査 山口県萩市 萩博物館 学芸員・道迫真吾氏へのインタビュー

萩における吉田松陰「伝説」の様相につき、聞き取り調査を実行した。

#### ②吉田松陰関係調査 山口県萩市 萩焼宗家・坂悠太氏へのインタビュー

萩焼宗家の坂高麗左衛門家とは従来から交流があった。代替わりした悠太氏に会い、吉田松陰と朝鮮人陶工との関係等に関する情報を収集した。排外主義を高めた吉田松陰は朝鮮侵略を主張したが、そのバックグラウンドを探るための調査であった。

#### ③「コザ暴動」関係調査 沖縄県那覇市 今郁義氏・古堅宗光氏へのインタビュー

幕末期に形成された、尊王攘夷論をベースにする排外主義の行き着いた先は、近代の帝国の論理であり、対外戦争であった、とも言える。その中で形成された“植民地”沖縄の問題を理解するための一つとして、「コザ暴動」に関する調査を実行した。「多様な人びと・文化を受け入れてきた」（古堅氏の言葉）という、沖縄において発生した反米暴動の意味を、他者（日本）がもちこんだ排外主義という視点から考えた。

#### ④趙景達(千葉大学)研究代表による科研費共同研究「儒教的民本主義と国民国家建設」でのカンファレンス

参加メンバー 趙景達(朝鮮近代史・千葉大学教授)、小野泰教(中国近代史・学習院大学准教授)、小川和也(日本近世史・中京大学教授)、中嶋久人(日本近代史・早稲田大学講師) 伊藤俊介(朝鮮近代史・福島大学准教授)、愼蒼宇(朝鮮近代史・法政大学准教授) 村田遼平(中国近代史・千葉大学大学院博士後期課程)、大川啓(日本近代史・神奈川大学准教授) 武内房司(ベトナム近代史・学習院大学教授)

専門領域を異にする各氏から、19世紀、日本と同様にウエスタン・インパクトを経験した朝鮮・中国における排外主義の様相につき、知見を得ることができた。

#### ⑤須田研究代表による科研費共同研究「社会変容と民衆暴力」でのカンファレンス

参加メンバー 趙景達(朝鮮近代史・千葉大学教授)、檜皮瑞樹(日本近代史・東京経済大学助教) 伊藤俊介(朝鮮近代史・福島大学准教授)、宮間純一(日本近代史 国立国文学研究所・准教授) 高江洲昌哉(島嶼史・神奈川大学講師)

専門領域・時代を異にする各研究者から排外主義とそこから形成される民衆暴力の問題につき、助言をえることができた。

### おわりに

2017年度は、当初計画した研究はおおむね順調であった。そこから新たな視点が生まれたため、研究助成期間終了後においても、調査を継続する必要がうまれた。ただし、成果の公表(論文締め切り)には間に合うスケジュールを組んでいる。

## ディアスポラの民の信仰 —サンテリアのイファの思想と実践

Religion of the People of Diaspora: Thought and Practice of Ifa of Santeria

越川 芳明

KOSHIKAWA Yoshiaki

2017年度のアフロ信仰サンテリア研究に関して、夏における調査が重要な研究成果である。8月にキューバを訪れてサンテリアの思想と実践をめぐって、最高司祭ババラウォの協力を得て、最高司祭になるための修行・儀式「イファ」、サンテリアの入信の儀式「マノ・デ・オルーラ」、特定のオリチャ(精霊)に動物を捧げる儀式、サンテラという女性司祭になるための儀式「サント」など、様々な形式と内容の儀式を調査した。サンテリアの儀式は多岐にわたり、それぞれ手続き、準備、祈りや歌などが違う。また、儀式を主宰するババラウォによっても、微妙な特徴と差異が見られる。聖典ではなく、そうした変異や変容こそが被抑圧者であるアフロキューバ人の信仰の本質であることが調査してみて、初めてわかった。

具体的には、8月7日～8月30日まで、キューバのハバナ市にて、次のような調査を行なった。

8月8日(火) 最高司祭ババラウォになるための修

行「イファ」1日目を調査。ババラウオになる修行者2人。14名のババラウオが参加。午前9時半～午後9時半。サントスアレス地区（ルカバジェロ通り258A番地）。

8月9日（水）「マノ・デ・オルーラ」と呼ばれる入門の儀式。前日の準備を調査。マリアナオ地区。

8月10日（木）「イタ」と呼ばれる「イファ」3日目の儀式を調査。2人の修行者のこの世界での運勢「ビベンシア」を知る占い、その後の聖餐式の祈りと歌。午前9時～午後9時。サントスアレス地区。

8月11日（金）「マノ・デ・オルーラ」1日目を調査（薬草収集、動物の入手。エレグラとオスンの入魂、薬草水（オミエロ）作り、エグンに鳩、オビ占い（エレグラとオルーラに対して）、動物の犠牲：二羽のめんどり（オルーラに対して）、二羽の鳩（エグンとオスンに対して）、ニワトリ（エレグラに対して）。午前1時から午後5時。マリアナオ地区。

8月13日（日）「マノ・デ・オルーラ」3日目「イタ」を調査。3人の入信者の「イファ占い」（運勢と守護オリチャが判明）。午前10時半～午後2時半。続いて、通常の占いを調査。午後2時半～4時。共に、マリアナオ地区。「イファ」6日目の儀式「コミダ・オロフィン」を調査。午後5時～午後9時半。サントスアレス地区。

8月14日（月）イファ7日目の儀式「イヨジェ」を調査。最後の日の占い、種植えの儀式、部屋の道具の始末、女性たちの皿を持った踊りと謝礼、ヒコテアの血で部屋の入口を閉じる儀式、聖餐式での歌や食事など。午前9時半～午後9時半。サントスアレス地区。

8月15日（火）これまでの調査の分析、先輩ババラウオとの質疑応答。マリアナオ地区

8月17日（木）「オドウドゥア」の事前儀式「エンティエラ」を調査。マリアナオ地区ココソロ部落。

8月18日（金）「サント」の事前儀式。

8月19日（土）「オドウドゥア」の儀式1日目を調査。マリアナオ地区ココソロ部落。

8月20日（日）ハバナ大学教授マリオ・ビエドラ氏と面談。キューバ映画の中のサンテリアの儀式、その参考資料、その方面の研究者や批評家について情報交換を行なう。

8月21日（月）「オドウドゥア」の儀式3日目「イタ」を調査。マリアナオ地区ココソロ部落

8月22日（火）「サント」の準備を調査。ハバナのアルメンダス川での水浴、古い服の廃棄。午後3時～5時。

8月23日（水）「サント」1日目を調査。深夜から明け方にかけて。断髪と頭部の彩色、祈りと歌。薬草作

りと動物の犠牲。マリアナオ地区。

8月24日（木）「サント」2日目の「タンボール」を調査。太鼓儀礼、歌と踊り。午後4時から午後8時まで。マリアナオ地区。

8月25日（金）「サント」3日目「イタ」とコンセホを調査。午前11時から午後4時まで。マリアナオ地区。

8月26日（土）「オドウドゥア」へのエボ（お供え）の調査。マリアナオ地区ココソロ部落。

8月27日（日）ババラウオの「クチジョ」の儀式1日目を調査。室内での占い、動物の犠牲、祈りと歌。午後4時～深夜にかけて。マリアナオ地区（ネストル氏の自宅、Calle120 #2734）。

8月28日（月）「クチジョ」の儀式3日目「イタ」を調査。ババラウオによるコンセホ、聖餐式。午前10時から午後7時まで。マリアナオ地区。

8月29日（火）「サント」最終日を調査（ハバナ旧市街のビルヘン・デ・ラ・メルセード教会への訪問。鏡の儀式）。午前10時から午後2時。マリアナオ地区。

### グローバルな文化産業の「界」 —ファッション産業における日本人デザイナー の事例研究

The Field of Global Cultural Industry: A Study of Japanese Designers in the Fashion Industry

藤田 結子

FUJITA Yuiko

本研究は、グローバル化が進む文化産業について、社会的アプローチから理論的考察を行うことを目的とする。考察のため、ファッション産業と日本の若手デザイナーを事例に選定し、調査を実施した。本研究では、ピエール・ブルデューの「界」の概念を参照しつつ、グローバル化が進むファッション産業の構造とそこで行われるミクロな行為を考察する。

今年度は、研究の問いを次のように少し修正した—  
(1)なぜ日本のファッション界では、女性のヘッドデザイナー、企業の管理職の割合が非常に低いのだろうか。  
(2)日本のファッション「界」で地位を上げるには、どのような制度のなかで、どのようにゲートキーパーに評価されることが必要となるのだろうか。  
(3)女性デザイナーやアパレル企業社員たちは、どのようにして競

争に勝ち抜くための「経済資本」や「社会関係資本」(ネットワーク)を増やしていくのだろうか。

以上の問いを考察するために、文献研究では、ファッション産業に関する先行研究を整理・検討し、最新の理論的動向をとらえた。第2に、グローバル化と人種・国民・文化的アイデンティティに関する先行研究を整理・検討し、今日の各国の状況と日本のケースを比較検討した。また、ファッション産業を事例にフィールド調査を行い、グローバル化が進む文化産業の構造を明らかにしようと試みた。インタビュー調査では東京とパリを主な調査地とした。調査では、東京の若手デザイナーを中心に、ファッション産業に関わる個人や経験や意識、組織の活動、関係やネットワークを理解することを目的とした。

調査の結果、次のことが明らかになった。まず、東京におけるファッション・ウィーク(東京コレクション)は、パリのファッション・ウィーク(パリコレクション)とは異なり、ジェンダーの面では男性中心(デザイナーと団体)、人種・民族の面では日本人中心で同質的である。パリのファッション界では、ファッションメディアの編集長や企業の幹部、ヘッドデザイナーとして女性やLGBTが多く活躍している。東京では、ファッション業界で働く人の約7割を女性が占め、ファッション系の専門学校に進学する若者、海外のファッション系大学に留学する若者には女性が多い。しかし、東京ファッション・ウィークに参加するブランドのヘッドデザイナーには男性が比較的多い。また、日本のファッション業界における課長の女性比率はわずか10.5%である。部長以上になると3.7%と他業種よりもいっそう低くなる。さらに、日本ファッション・ウィーク推進機構の理事は全員が男性である。

このように、日本のファッション界で働く人には女性が多いにもかかわらず、界の上位の地位を占めているのは圧倒的に男性である。その理由として、まず、長時間労働があげられる。ファッション界は年に2回～4回程度の新作を発表する必要があり、仕事量が多く、長時間勤務になりがちである。さらに、日本型雇用下、無制限に残業や転勤が課せられる働き方が一般化している。そのため、出産した女性は働き続けることができず、多くが退職する。

次に、企業における職務分離と昇進へのルートがあげられる。アパレル企業では、販売部門や広報の大半を女性が占める一方で、営業や生産管理部門には男性が配置されている。そのうち昇進につながる職は営業部門の職であるという。その結果、管理職に昇進するのは男性に偏りがちである。

さらに、女性がデザイナーとして起業することが難しいことがあげられる。デザイナーとして独立する場合、会社を立ち上げて、商品の製造をテキスタイルメーカーや縫製工場などの中小企業に委託することになる。そうして生産された商品を展示会で発表し、小売店のバイヤーに買い付けてもらう。しかし若い女性が融資を受けたり、ホモソーシャルな男性ネットワークに参加したりなど、女性が経済資本と社会関係資本を獲得することに困難が伴う状況がある。デザイナーとして起業し、成功している女性もいるが、その夫がビジネス面を担当しているケースが多い。

その結果、少なくない女性たちが、自分の都合で働くことができるフリーランスのデザイナー、パタンナー、ジャーナリスト、PRなどとして働くことを選択していた。しかし、フリーランスはファッション界において高い地位を得ることが大変難しい。なぜなら、ファッション界における権力は大企業の経営陣に集まるからだ。たとえば、日本ファッション・ウィーク推進機構の理事は、大手のアパレル企業、繊維メーカー、百貨店、商社の役員たちであり、大企業で昇進し続けた男性による組織となっている。

以上の研究成果の一部を、2017年7月に「国境を越えるデザイナー」『ファッションで社会学する—Doing Sociology through Fashion』(藤田結子・成実弘至・辻和泉編、有斐閣)として出版した。また、本学の紀要論文、およびRoutledge社から2019年に刊行されるRoutledge Companion to Anthropology in Managementに論文を掲載予定である。

### オーストリア・イタリア国境地域における 越境的地域連携とそのガバナンス

The cross-border regional cooperation and its regional governance in the Austria – Italy border region

飯嶋 曜子

IJIMA Yoko

本研究は、EUの国境地域における越境的地域連携を、「新たな地域ガバナンスの構築」として把握し、そこでのガバナンスの構造と形成のメカニズムを実証的に解明することを目的としたものである。近年、行政に限らず地域の様々なアクターが連携しネットワーク化することによって、地域を発展させ競争力を高めようと

する動きが一層強まっている。これは、従来とは異なる新たなガバナンスの表出であり、さらに、これらのアクターが自治体の枠を超えて連携し、新たな地域スケールにおいて新たなガバナンスを創造しようとしている。

EUの国境地域では、こうした動きがダイナミックに展開されている。そこでは、障壁としての国境機能が低下し地域間競争が激化した結果、自ら地域を発展させるためにさまざまな地域的なアクターが連携し、新たな連携空間を創造してきている。

一般的には、国境地域はEU域内において相対的に発展が遅れた地域であり、その対策が求められてきた。すでに1950年代末からヨーロッパの国境地域では、地域の抱える問題に対応し発展を促進するために越境的な地域連携が行われてきた。それらは「ユーロリージョン」(Euroregion)と呼ばれ、当初はローカル・リージョナルレベルの自治体を中心とした自発的な動きであった。そのため、場合によっては国や州・県などの上位政府と対立することもあった。こうした越境的連携の取り組みにEUが地域政策を通じて支援するようになったのは1990年代からであり、その歴史は比較的新しい。EUは1991年から、越境的連携に対し「インターレグ」(INTERREG)というプログラムを通じて財政的に支援してきた。

本研究では、オーストリア・イタリア国境地域のなかでも、歴史的・文化的な一体性が国境線の変化によって分断された地域に注目した。対象地域として、かつてオーストリア・ハプスブルク帝国内に位置し一つのまとまりのある地域であった、広義のチロル地域を取り上げた。すなわち、現在の東チロルを含むオーストリア・チロルと、北イタリアの南チロルである。第一次世界大戦後に北チロルと東チロルはオーストリア領に、南チロルはイタリア領となり、南チロルではドイツ語系住民の自治権拡大をめぐるテロが頻発した。その後、1970年代前半に南チロル問題解決の政治的合意がなされ、トレンティーノ＝アルト・アディジェ自治州の自治権が強まった。こうした歴史を背景に、1996年にはEUの地域政策の枠組みで、ユーロリージョン「チロル＝南チロル＝トレンティーノ」が設立され、越境的な地域連携が強化されてきている。

ユーロリージョンでは、行政だけではなく、地域の様々なアクターがネットワークを結んで地域連携をおこなっているが、そうしたネットワークはユーロリージョンという空間スケールだけではなく、様々な広域・狭域なスケールで多層にわたって展開されている。それらのネットワークが重層的に相互に関連して同地域

のガバナンスが形成されているといえる。本年度の調査では、特にオーストリア側のチロル・ヴィップタール地域での農村部での地域ネットワークの形成に着目し、そのネットワークと越境的な地域連携のネットワークとの関係について調査を実施した。同地域では、EUのボトムアップ型農村開発政策であるLEADER事業(LEADER Wipptal)が実施されており、そこでは地域の多様なアクターのネットワークを基盤としたローカル・アクション・グループ(LAG)が設立されている。LEADER Wipptalは、1郡12市町村、圏域人口約15,000人を擁するものであり、2000年～2006年、2007年～2013年、2014年～2020年の三期にわたりLEADER事業が適用されている。主要分野は①農業やツーリズムの高付加価値化、②自然環境や地域文化の保全、③教育、福祉、行政サービスの質の向上、④地域計画や交通の整備などである。LAGの運営は民間出身の地域マネージャーが調整役をつとめ、地元の市町村と経済団体、NPO等の連携がうまく機能している。チロルでは、谷筋ごとに生活圏が分断されるという地理的条件から、中世以来、谷共同体とよばれるガバナンスのスケールが機能してきた。ヴィップタールは、そうしたチロルの中でも国境を越えて谷が縦貫している数少ない地域である。そのため、ヴィップタールのLEADER事業を基盤とした地域ネットワークが、国境を越えてイタリア側の南チロルとの越境的な地域連携と結びつく過程が調査によって明らかになった。このことは、地理的・歴史的に過去に繋がりのあった地域が、国境線によって分断された後、現在のヨーロッパの統合の流れのなかで再び新たな連携空間を形成しつつある動きとしてとらえることができると思われる。

さらに、こうした動きを、EUの新たな統治システムである「マルチレベル・ガバナンス(MLG)」として捉えることの意義も検討した。近年、従来の伝統的な国民国家システムを前提としたガバナンスとは異なる、多層的な相互関係からなる「マルチレベル・ガバナンス」として捉え、その特性、機能、発展過程等を明らかにしようとする研究が蓄積されてきている。しかし、MLGの議論では、ガバナンスの各階層は国や州、自治体といった既存の組織としての行政単位を前提としているものが殆どであり、ガバナンスの空間スケールや領域性について検討しているものは少ない。さらにこれらの研究は、「地域」概念の再考を余儀なくされる動きが、既存の自治体の枠とは異なる空間スケールで生じているという現実を目を向けていない。

国境地域における地域連携の動きは、こうした点に光を当てる事例であり、今後さらなる研究の課題とし

て、地域内の主体の関係や上位政府との関係に加えて、そのガバナンスの空間スケールや領域性に注目して、マルチレベル・ガバナンスという観点から捉えることが有益であると考えられる。

## 英語学習者のプロファイリングを利用した 自律学習支援に関する研究

Enhancing autonomous learning through a learner profiling approach

廣森 友人

HIROMORI Tomohito

### 1. はじめに

本研究の目的は、学習者が自律的に英語学習に取り組み、成果を上げるメカニズムを理論実証的に解明することである。そこでは自律した英語学習者を3つの観点（動機づけ、学習方略、学習内容）から統合的に捉えることにより、自律の発達プロセスをより立体的・全体的に理解することを目指す。このような目的を達成するために、2016年度は3つの異なる観点から自律した学習者を測定・評価する「自律性診断基準尺度」の開発を行った。具体的な尺度の内容は、learning management（計10項目）、cognitive processing（計16項目）、learning content（計6項目）から成り、すべて7件法（1まったく当てはまらない～7非常によく当てはまる）であった。作成した尺度の妥当性（基準関連妥当性）についても検証を行い、実証研究で十分適用可能な尺度を開発した。

2017年度は上記の成果を踏まえ、実際に教育介入を伴う調査等を通じて、自律的に英語学習に取り組み成果を上げる学習者をいくつかの観点から統合的に捉え、学習者の特性に基づいた新たな学習支援のあり方について検討することとした。

### 2. 調査の概要

#### (1) 調査協力者

調査協力者は、都内の私立高校に通う日本人英語学習者10名（高校1年生；男性4名、女性6名）であった。

#### (2) 実験材料

学習者の自律を測定する質問紙尺度（先述）とその結果に応じたフィードバック表を作成した。フィード

バック表は教育介入前（プレテスト）の質問紙尺度による診断結果に基づき、個々の調査協力者向けに作成し、教員による口頭での簡単な説明とともに配布した（詳細は図1を参照）。

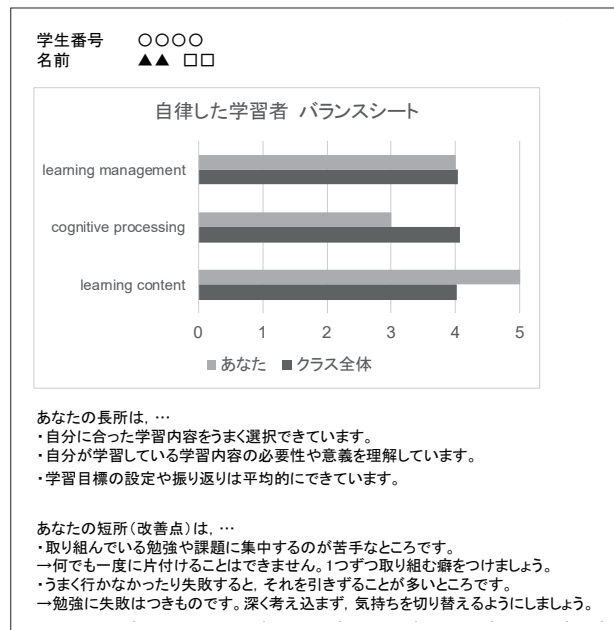


図1: フィードバック表のサンプル

フィードバックの内容は、自律の3観点から、個人の結果と参加者全体（ $n = 10$ ）の平均を比較し、「あなたの長所」、「あなたの短所（改善点）」という形でまとめた。また長所・短所に加え、短所を改善するためにはどうすれば良いのかということにも言及し、口頭での説明時には書かれていることを意識して今後の学習に取り組むように指示した。

#### (3) データ分析

プレテストとポストテストにおいて各項目、各変数の記述統計を算出した。また、クラスター分析を用いて両テストの結果を比較し、類似した変化を示した調査協力者をグループ化した。その中で、とくに自律性の発達が確認された2名の学習者に対してはインタビューを行い、なぜ、どのようにその参加者が自律性を高めたのかを検討した。

#### (4) 調査手順

調査は介入前後の2時点の変化を比較・検討するプレ・ポストデザインを採用した。プレテストは2017年10月下旬、プレテストの結果に基づいたフィードバックは11月上旬、ポストテストは12月下旬に実施した。プレテストとポストテストは調査協力者のクラス担任がホームルーム内に実施した（所要時間は約10分間）。

フィードバックは個別面談の形式で、1人につき5分程度で行った。また、ポストテストの結果、顕著な変化を見せた2名の参加者に対して、2018年1月中旬にインタビュー調査を実施した。

### 3. 調査の結果

プレテストとポストテストのデータを用いて、クラスター分析（平方ユークリッド距離，ウォード法）を行った。その結果，プレテストでそれぞれ自律性の傾向が異なる3つのクラスター（グループ）に分類するのが適当と判断された。自律の3観点ごとの傾向を，平均に基づき便宜上，L（平均1～3），M（平均3～5），H（平均5～7）で特徴づけると，介入前（Initial Profiles）と介入後（Final Profiles）の各協力者の変化は以下の通りであった。また，全体の変化を図式化したものを図2に示す。

1 MMM → MML 下降(LC)	6 MMM → MMM 維持
2 MMM → MMM 維持	7 MMM → MMM 維持
3 MMH → MMM 下降(LC)	8 MMH → MML 下降(LC)
4 LLL → MMM 上昇(全般)	9 MMM → MMM 維持
5 MMH → MMM 下降(LC)	10 MMM → HHH 上昇(全般)

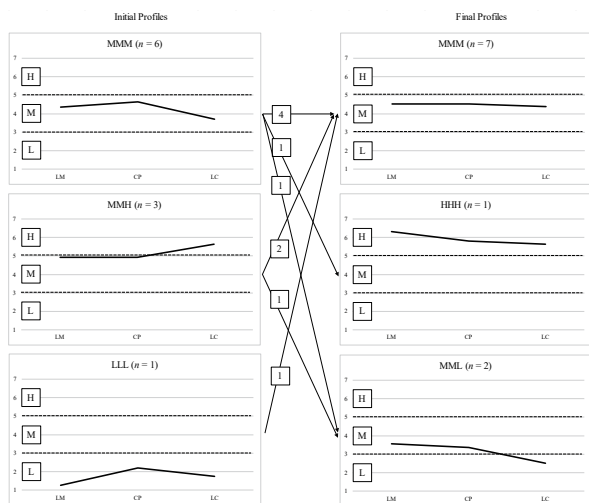


図2: 教育介入前後における調査協力者の自律性の変化  
(注1: LM - learning management, CP - cognitive processing, LC - learning content)

(注2: 図中の四角 (□) で囲まれた数字は人数を示す)

上記から明らかなように，プレテストで上昇変化が見られたのは協力者4，10で，彼らの3要因は全体としてバランスよく向上している。つぎに，プレテストで下降変化が見られたのは協力者1，3，5，8で，彼らはいずれもLC（学習内容）の部分が低下している。

LCの全体平均はプレテストでは4.08，ポストテストでは4.13とほぼ変わっていないことから，一部の学習者は自らの学習内容に対して主体的に関与できていないと認識していた可能性がある。最後に，プレテストであまり大きな変化が見られず，自律性を維持していたのは協力者2，6，7，9であった。

ここで，自律性の上昇が見られた2名の学習者にインタビューを行い，学習内容について考えるようになったきっかけや理由を尋ねたところ，次のような発言があった。「英検2級を今年取れなかったから，来年こそは取りたいと思った。」「将来英語を使った職業に就きたいと考えるようになった。」「自分の何がダメなのか，意識して勉強するようになった。」「大学のことを調べて，目標ができた。」「もっと英語の成績を上げたいと思った。」これらのことから，目標設定や動機づけなど「なぜ」(why)学習するのかを考えることが，自分にとって「何を」(what)勉強することが必要なのか，あるいは「どのように」(how)学習すべきかを考えるきっかけとなることが示唆された。

すなわち，学習者の自律性は動機づけ (why)，学習方略 (how)，学習内容 (what) がそれぞれ単独で（あるいは個別に）機能することで促されるものではなく，3要因が相互に関連し合いながら統合的に高まるものと考えられる。

### 4. まとめと今後の課題

本研究では学習者プロファイリングといった手法を用い，自律した学習者像を多様な観点から検討するといった試みを行った。研究の結果，学習者の自律性が発達・変化するプロセスにはいくつかのパターンがあること，別の言い方をすれば，学習者の自律を高めるためのフィードバックの効果には個人差があること，さらに自律性が変化・発達するには学習内容に対する認識が重要な役割を果たしていることが明らかとなった。学習者の自律を高めるには，「今現在，どれくらい自律しているか」という一時点的な視点だけではなく，「これから先，どうなりたいか。そのために何が必要か」という縦断的な視点が必要であると考えられる。このように学習者の現状に加え，将来の目標なども考慮に入れることで，より多角的な観点から，一人ひとりの学習者にマッチした効果的な介入が可能になる。今後の研究では，学習の「なぜ」，「何を」を明確にすることによって，「どのように」学習すべきかを自ら考えられるように，より具体的かつ個々の学習者に寄り添ったフィードバックによる教育介入を実践し，そのことが学習者の自律に与える影響を検証する必要がある。



本研究のように、自律した学習者のパターンに応じた学習支援の可能性について検討することは、個に応じた指導を行う上で具体的な示唆を与えるという教育的意義だけでなく、学習者の実態をより正確に反映した自律学習モデルの構築が可能になることから、今後の自律学習研究の発展・深化においても大きな学術的意義を持つと考える。

## 『古事記』中巻の注釈と研究

A Study and Notes in KOJIKI vol.2

居駒 永幸

IKOMA nagayuki

本研究は、『古事記』中巻の歌と散文について、その関係に生起する諸問題を研究し、明らかになった成果をもとに、詳細な注釈を記述していくことを目的としている。その研究は本居宣長の『古事記傳』を中心とする近世以来の注釈史を対象とするだけでなく、現地調査を実施し、民俗学的方法に基づく研究をも重視した。文献に偏らず、民俗学的知見を取り入れた語釈や文脈理解を目指したのである。和文で書かれた書としてはもっとも古い古事記において、文献中心の研究方法ではその文脈や表現の解説に限界がある。そこで、フィールドワークによる民俗学的成果を生かしながら、古事記の本文を多角的に読み解く作業を試みた。

2017年度の本研究においては、『古事記』中巻の景行記と応神記に記載される歌と散文の注釈を書くために、地名・神社・行事についての現地調査を奈良県・三重県や沖縄県などで実施した。特に、延喜式神名帳に収載される神社、大日本地名辞書に記される地元の伝承や伝説には事前に目を通して現地での調査に生かした。

景行記は倭建命のために書かれたと言っても過言ではない。景行天皇に関する記述はほとんどなく、倭建命の少年時代から西征と東征、そして死までの一代記という内容なのである。その中に15首の歌があり、その歌と散文によって一代記は展開される。ところが、戦いの歌は1首だけで、他は恋や旅、望郷と死に関わる歌によって構成される。その歌の場所も、出雲国・相模国・甲斐国・尾張国・伊勢国と広範囲に及ぶのが景行記の特徴である。そこで、歌の場とその風景について現地調査を行った。出雲の枕詞は古事記に「やつ

めさす」、日本書紀には「やくもたつ」とあり、両書において異なる。古事記では「八つ芽さす出づ藻」と解されたらしく、出雲国の肥河を場とする歌にふさわしい風景となっていることを確認した。日本書紀では「八雲立つ出雲」と解する固定した枕詞を用いたと考えられる。

「尾張に 直に向へる 尾津の前なる 一つ松」の歌は、帰路において尾津の前で忘れた刀を発見するという散文とともにある。尾津の前は三重県桑名市多度町の地名とされ、現在、3ヶ所が候補地として想定されている。現地調査の結果、多度町御衣野に比定する説を妥当とする結論を得た。当地には坂の上にせり出した岡に草薙神社（尾津神社とも）があり、「日本武尊尾津前御遺跡」の碑が立つ。境内には衣掛松の朽ちた根を保存する小祠もある。石段の側には「日本武尊尾津前御遺跡跡」(昭和16年8月)の石碑が建立されていた。御衣野の地名もその歌の伝承によるものであることが現地調査によって確かめられた。

2017年度のもう一つの研究対象は応神記であった。近江から宇治へのルートは応神記の歌に2回取り上げられる。1回目は忍熊王の反乱に関わる歌「いざ吾君……鳩鳥の 淡海の海に 潜させなわ」(記38)である。現地調査の結果、鳩鳥すなわちカイツブリはいまも琵琶湖に多く見られ、しかも潜ってエサを採る鳥であることから、琵琶湖の景観と鳥の習性による表現であることがわかった。また、矢河枝比売との祝婚歌(記42)に「伊知遅島美島」「ささなみ道」「木幡の道」「櫛井の和邇坂」と出てくる地名列挙は、これが「蟹」の道行歌であることから、大和から近江への経済的な交通路に当たっていたことが現地調査によって確認し得た。

これらの知見は『古事記』中巻の歌と散文の注釈に取り入れることができた。そして注目すべきは、歌がすべて散文、すなわち天皇や皇子の事績とともに存在することである。「歴史叙述としての歌」であって、歌の叙事が歴史叙述の役割を担うのである。

このような歌の機能は、沖縄本島や宮古島の神歌から知ることができる。たとえば、宮古島狩俣の神歌はほとんどが村の神の事績に関わる叙事歌である。村の神や歴史は神歌によって伝えられてきたのである。叙事歌としての神歌の存在は、日本古代の歌のあり方を考える一つのモデルになる。本研究ではこのような考えのもと、沖縄本島や宮古島の神歌調査を通して得た知見を、『古事記』中巻の歌の注釈に取り入れることができた。民俗的視野も含む、より複合的な注釈が可能になったのである。

なお、以上に述べた研究成果は、倭建命の歌11首を

中心に散文との関係について考察し、注釈としてまとめた「景行記の歌と散文（I）」（『明治大学教養論集』2018年3月）、応神天皇から大雀命への日継を中心に考察し、注釈としてまとめた「応神記の歌と散文」（『明治大学人文科学研究所紀要』2019年3月掲載予定）に報告した。

## 火山体の巨大崩壊の発生方位には規則性を認めうるか：大規模斜面変動の発生場とその地理的条件

How a volcanic sector collapse can leave a gaping hole in a volcanic edifice?: special attention to the direction of sector collapse with relations to the geographical and geological settings

吉田 英嗣

YOSHIDA Hidetsugu

本研究の目的は、火山体で頻発する巨大な山体崩壊（およそ $> 10 \text{ m}^8$ の量的規模）を対象とし、将来起こりうる巨大規模自然災害への備えという視点から、その発生場の地理的条件を検討し、自然災害科学上の基礎知見とすることである。本研究ではとくに、日本における巨大山体崩壊の発生方位に、何らかの規則性がみいだされるのか否か、そして、規則性があるのだとすればどのような規定要因（素因）をみいだせるのか、について明らかにしたい。2017年度においては、前年度にとりまとめられた、現在までに残されてきた課題を踏まえ、日本における80以上の事例を対象とした検証をおこなった。その概要は次の通りである。

### （1）データと方法の概要

[事例抽出] 日本列島（北方領土を含む）においてこれまでに指摘されている巨大山体崩壊の事例を収集した。可能な限り多数の事例に基づく議論をおこなうことを目標としたため、馬蹄形の滑落崖（馬蹄形カルデラ）を明瞭に残す場合には対象事例の一つに数えた。具体的には、国土地理院発行の地形図と数値標高モデル（DEM）を用い、馬蹄形カルデラと認めうる地形を抽出した。それらの一部は、厳密には巨大山体崩壊によって発生する「岩屑なだれ」よりも低速な土塊の移動である「地すべり」を起こした事例だった可能性もあるが、広義には巨大山体崩壊現象に含まれるともいっ

て差し支えない「スプレッド型地すべり」とされるものであると考え、検討対象に含めた。

[崩壊方位の決定] 各事例について、地形図およびDEMより作成した地形陰影図を用いて、馬蹄形カルデラを判読認定した。馬蹄形カルデラをGISソフトウェア上でトレースし、2つある末端点を直線で結んでその中点を定めた。その中点と、ポリゴン化された馬蹄形カルデラの重心とを結んだ線分がなす角度を「崩壊方位」と定めた。馬蹄形カルデラを残していない事例も存在するので、それらについては堆積地形である「流れ山」の存在などから推定した。こうした事例では馬蹄形カルデラ自体が消失してしまっていることから、正確な給源位置（馬蹄形カルデラがある場合の「ポリゴン」の重心位置）は不明である。そこで、当該山体の現在の山頂位置または山頂火口底（ある場合）の中心に、その位置を定めることにした。次に、この給源位置から、岩屑なだれ堆積域（もしくは現存するすべての流れ山）を包含するように延ばした2つの線分がなす角度を「分布角」とし、分布角を二分する線分がのびる向きに山体崩壊が発生したとした。

[日本周辺の広域応力場の推定と $\sigma_{\text{Hmax}}$ の向き] 火山体における巨大崩壊の発生方位に関する基本的考え方は、広域応力場と関連づけられたものであるといえる。そこで本研究においても先行研究に倣い、日本列島周辺の広域応力場を既存資料に基づいて推定し、最大水平主応力（ $\sigma_{\text{Hmax}}$ ）軸の軌跡により表現することとした。一部事例に対してはプレートの沈み込む方向を $\sigma_{\text{Hmax}}$ の向きと定めた。

[崩壊方位と $\sigma_{\text{Hmax}}$ の向きとの差分（ $\theta$ ）計算] 両者の差分（ $0 \leq \theta < 90$ ）を算出し、評価した。

### （2）結果および考察の概要

本研究では、既往研究において指摘されたような特定の傾向は認められない、という結果が得られた。とくに、斜交する場合がむしろ多く存在するという点は、既往研究による結果とは決定的に異なっていた。そこで、このことに何らかの意味があるのだとすれば、どのように解釈すべきか、について、岩石の破壊に関する基礎理論である「モールクーロンの破壊基準」がこれを説明しうると考えた。巨大山体崩壊を起こすような火山体の平均的な斜面傾斜は $20^\circ - 30^\circ$ であり、とくに崩壊する山体上部ではより急であることも多く、そこでは $30^\circ$ 以上に達しう。火山体をひとつの岩体とみなし、その岩体としての剪断抵抗角を仮に $30^\circ$ としたとき、圧縮的な広域応力場における岩盤破壊の際、その破断面は最大主応力（ $\sigma_1$ ）の向き（ここでは $\sigma_{\text{Hmax}}$

の向き)と直交する向きに対してさらに60°ずれた向きにひろがる鉛直面として生じる場合があると考えられる。ここで、成長した火山体自身の荷重が無視できないほど大きければ、中間主応力( $\sigma_2$ )の向きが鉛直方向となると考えられるからである。そして、水平面(地表)上で上記「破断面」(あるいはのちの破断面となる弱面)が最大主応力( $\sigma_1$ )の向き(ここでは $\sigma_{Hmax}$ の向き)から30°ずれた「線」としてあらわされるはずである。この弱面に起因して、極端には2つの巨大山体崩壊のパターンが生じうる。ひとつはその弱面が馬蹄形カルデラの頂部となるようにして崩壊するパターンであり、今ひとつは、弱面を馬蹄形カルデラの側部とするようにして崩壊するパターンである。前者では $\sigma_{Hmax}$ の向きに対して60°、後者では $\sigma_{Hmax}$ の向きに対して30°の向きに開く馬蹄形カルデラが形成される。そして、それらの間の中間的な状況も多々存在すると思われる。このように、山体崩壊現象を岩石破壊現象のひとつとしてとらえることが斜交する事例の多さを理解する鍵となっているようにも見受けられ、本研究により、今後そうした観点から山体崩壊メカニズムに迫る必要性が示されたといえる。

### “水虫”の国際比較からみる日本の社会的文化的思想的特質の考察

The Chrysanthemum and the Foot: Civilization, Cleanliness, and Shame in Modern Japan

眞嶋 亜有

MAJIMA Ayu

足白癬、即ち現在俗称として知られる水虫の罹患要因は様々であるが、近現代日本における水虫の難治性とその国民的認識に影響を与えてきたのは、湿潤な風土における生活様式の「西洋化」とその「日本化」、特に靴・靴下の普及と土足の拒否による床の共有によるところが大きい。

そもそも日本における靴と靴下の導入は、幕末期に世界周航を行った岩倉遣外使節団や洋行者たちから軍隊、学校、社会的上層で普及し始めた。が、大正・昭和初期の社会的上層にみられた洋服と靴の着用は、あくまで外出着に限られ、帰宅すれば和服に着替える、いわゆる二重生活が主流であった。また、靴と靴下が積極的に取り入れられた学校でも、実際は都市部に限

られており、地方の学校では1940年代でも大半は下駄や草履履きであった。

国民レベルでの洋装化は1960年代にみられ、水虫が国民病として知られ始めたのも、高度経済成長期におけるサラリーマンの台頭と靴並びにナイロン靴下の長時間着用、さらには接待文化としてのゴルフや宴会などでの床の共有との関係性が深い。

とはいえ、白癬菌による皮膚病自体は、近代以前にも存在した。だが、近世において「みづむし」とは、あくまで手や体部にみられるマイナーな皮膚疾患の総称の意味合いが強かった。近代医学・真菌学的発展と公衆衛生の制度化に基づき、身体の清潔化のプロセスによって、水虫という呼称は足白癬に限定される形で人々に認識されるようになっていった。複合概念の分化のプロセス自体は日本に限ったことではないが、日本においてそれまでマイナーな皮膚疾患の総称的名称としてのみづむしが、足白癬に特化した俗称として定着していった過程には、近現代日本でみられた生活様式の変容、つまり湿潤な風土における靴・靴下の着用と床の共有という、生活様式の「西洋化」即ちその「日本化」をめぐる系譜と不可分であったことが重要である。

すなわち、足白癬としてのみづむしが認識され始めた大正期は、真菌研究の発展だけではなく、生活文化において、文化生活運動や生活改善に携わっていた社会的上層が、長時間靴を着用する欧米人はさぞ水虫に悩まされているに違いないと体験的に水虫論を綴り始めた時期にあたる。だが20世紀前半の米国における水虫の普及要因と認識、またその社会的文化的要因と比較することで浮き彫りになったことは、水虫の普及には、湿潤な風土における靴・靴下の着用だけではなく、何よりも白癬菌に罹患した素足・靴下履きによる床の共有にこそ要因があった。少なくとも米国では、水虫の感染源として、ジムやゴルフのロッカールームやシャワールームなど、素足で床を共有することを挙げ、それがスポーツを余暇として享受する社会的上層に水虫(athlete's foot)が普及し始めた原因とした。一方の日本では、湿潤な風土のなか、生活様式の「西洋化」の一つとして、靴・靴下の着用が社会的上層から始まったものの、居住空間において土足のまま生活をするとはなかった。如何に居住空間の狭い集合住宅にも玄関は作られ、土足は拒否されていた。それは1960年代までの道路舗装状況や、もともとの高床式・土間式住居様式によるところもあるが、西洋化のプロセスにおいてどれだけ土足を受け入れる契機があっても土足は受け入れられることがなかった。

スリッパが日本で生まれたのも、まだホテルがなかった幕末の訪日外国人が滞在先とした旅籠や寺社における土足問題によって誕生したとされ、また、明治天皇も、断髪しひげを蓄えたうえで西洋式軍装を着用した姿を国民に公開した1872年以降、その洋装化と共に公の場で靴を脱ぐことはなかった。その後建設された帝国ホテルや役所、学校なども土足空間と化していったように、土足は、西洋の権威化とその表象を兼ね備えていたが、生活空間では一切普及しなかった。

土足の表象をめぐる種の決定打となったのが1945年の敗戦と占領であった。占領期、多くのホテルや施設、さらに洋館等が接収されていったが、占領期に進駐軍が接収住宅などに土足で踏み入ったことに否定的感情、また敗戦を痛感した日本人は少なくなかった。ワシントン・ハイツなど、占領期に導入された米国生活文化がその後の日本に及ぼしたインパクトは大きかった。にも拘わらず、土足は普及することはなかった。戦後、日本の著名建築家の中には、玄関スペースを排除する目的も兼ね、土足生活を実現すべく自ら土足の暮らしを実践したがいずれも挫折した例すらある。

かくも明治以降、国家レベルでの急速な西洋化のプロセスを経てきた日本において、さらには敗戦と占領期を経て米国の生活文化の影響下にあったにも拘わらず、なぜ土足は拒否され続けてきたのか。その点で土足の拒否とは、日本の生活文化における思想的特質を探るうえでの最後の砦ともいえる側面を持っている。二年度目にあたる2017年度の研究では、水虫からみる日本の思想的社会的文化的特質を探るうえで、その関連性が強い生活様式の「西洋化」と「日本化」をめぐる諸相に着目した調査研究を行なった。

### 一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法に関する調査研究

Study on training method of elite sport climbing athletes

水村 信二

MIZUMURA Shinji

#### 1) スポーツクライミングについて

スポーツクライミングとは、フリークライミング（岩や壁を登る際、登る行為の助けとなる道具を使わないスタイルのクライミング）から冒険性や危険性を極力

排除し、整備された環境でおこなわれるクライミングジャンルである。一般に、生涯スポーツとしてのスポーツクライミングは、整備された自然の岩場もしくは人工的に作られた壁（クライミングウォール）で行われる。スポーツクライミングでは、クライミング専用シューズやチョークバッグ（手の滑り止め用の粉を入れたバッグ）などの用具のほか、着地用マットやロープなど安全確保のための用具を使用する。本研究では、クライミングウォールを使用して行われるスポーツクライミングのうち、競技としてのスポーツクライミング（以下、スポーツクライミング競技）を調査対象とした。

#### 2) スポーツクライミング競技について

国際スポーツクライミング連盟（International Federation of Sport Climbing, 以下、IFSC）が定める国際ルールに基づいて開催されるスポーツクライミング競技は、「ボルダリング」、「リード」、「スピード」の3種目から構成される。スポーツクライミング競技は、オリンピックのスローガンとなっている“Citius, Altius, Fortius”すなわち「より速く、より高く、より強く」の全ての要素を備えた垂直移動型の他に例を見ない独特のスポーツ競技である。スピードは「より速く」、リードは「より高く」、そしてボルダリングは「より強く」にそれぞれ対応した種目と言えよう。2016年8月、国際オリンピック委員会（International Olympic Committee, 以下IOC）臨時総会にて、スポーツクライミング競技が2020年開催の夏季オリンピック東京大会の追加種目として正式に決定した。今後、オリンピック・パラリンピックへの正式種目化が期待されるスポーツの一つとして、国内外でスポーツクライミングは注目されている。

#### 3) 一流スポーツクライミング選手のトレーニングについて

IFSCは現在、ボルダリング、リード、スピードの3種目を対象として、世界選手権、大陸別選手権、ワールドカップなどの国際競技大会を開催している。しかしながら、2020年オリンピック東京大会においては、前述3種目を同一選手が競技し、その総合成績でメダルを争う“3種目複合”方式（オリンピック・フォーマット）が決定された。このことから、今後は3種目複合によるスポーツクライミング競技が重要視され、それに合わせたトレーニング方法の開発が急務となっている。なお、日本山岳・スポーツクライミング協会（Japan Mountaineering & Sport Climbing Association, 以下、JMSCA）は、これまでスピード競技の強化を一切行ってこなかったことから、今後はスピード専門選手の育

成・強化および3種目複合選手の育成・強化をするためのトレーニング方法を開発する必要性がでてきた。

### 【目的】

本研究は、クライミング強豪国で採用されているスポーツクライミング3種目それぞれのトレーニング方法について現地調査し、その内容を3種目複合競技に取り組む選手のためのトレーニング方法確立のための基礎資料を得ようとするものである。

### 【方法】

2017年度においては、以下の国際競技大会会場に赴き、出場選手のウォーミングアップ方法を中心に観察した。更に、日本国内で開催された、フランス、オーストリア、日本の3カ国の代表チームによる合同合宿を通して、各種目におけるウォーミングアップ方法や各種目のトレーニング法についても調査した。

#### 1) 調査対象大会・合宿

調査対象となった大会は以下の7つの国際大会であり、加えて以下の2つの合宿であった。

- a) 4月: Outdoor Village Speed Stars 2017 東京大会 (スピード)
- b) 4月: IFSC ワールドカップ 南京大会 (ボルダリング、スピード)
- c) 5月: IFSC ワールドカップ 八王子大会 (ボルダリング)
- d) 6月: ワールドゲームズ ヴロツラフ大会 (リード、ボルダリング、スピード)
- e) 6月: ヨーロッパ大学選手権 スプリット大会 (リード、ボルダリング、スピード)
- f) 9月: アジア選手権 テヘラン大会 (リード、ボルダリング、スピード)
- g) 10月: IFSC ワールドカップ Wujiang 大会 (リード、スピード)
- h) 10月: ロシア式スピードクライミング合宿 (スピード)
- i) 11月: フランス・オーストリア・日本合同合宿 (3種目複合)

#### 2) 調査方法

上記の大会および合宿において、出場選手が実施しているウォーミングアップ方法について観察した。スピード種目においては、大会中の静止画や動画を撮ることができたが、ボルダリング種目やリード種目においては、準決勝および決勝の際、選手と観客・外部者

間で情報を遮断のため隔離されるため、カメラ撮影が出来ないため、静止画や動画での記録を残すことは出来なかった。合宿においては、動画等を記録することができた。

### 【結果】

ボルダリング、リード、スピードの種目別に調査結果を簡単に記す。

#### 1) ボルダリングについて

多くの一流ボルダリング選手に共通したウォーミングアップ構成は、1) 動的・静的ストレッチングの実施、2) 低難度のボルダリング課題の実施、そして、3) 中・高難度のボルダリング課題の実施の3部構成であった。動的・静的ストレッチングおよび低難度ボルダリング課題は、個々人で行われていた。一方、中・高難度ボルダリング課題では、選手同士によるセッション方式での実施や、コーチの指示による実施、個人での実施の3パターンに大別された。コーチに指示による中・高難度ボルダリング課題の実施は、女子選手において多かった。

#### 2) リードについて

ボルダリング同様、リード選手のウォーミングアップは、動的・静的ストレッチングから始まるが、次いで、クライミングウォールでの横移動が中心となる。リード選手による、複数選手でのセッション形式によるクライミング課題の実施は、ボルダリング程高くなく、より個人で実施する傾向が見受けられた。ボルダリングにおいては日本選手と外国選手におけるウォーミングアップ方法の違いは大きなものではなかったが、リードにおいても同様、日本選手と外国選手におけるウォーミングアップ方法には大きな違いは見られなかった。

#### 3) スピードについて

スピード出場選手のウォーミングアップは、ボルダリングおよびリード出場選手とは大きく異なるものであった。その内容は、陸上競技選手のウォーミングアップと類似性の高いものであった。具体的には、1) ランニング、縄跳びなどでの体温(筋温)上昇、2) ダイナミックストレッチ、3) すばやい動きを伴うドリル、4) クライミングウォールなどを用いた懸垂などの上半身の大きな筋出力、5) クライミングウォールでのスタート練習などであった。日本選手がワールドカップ大会やアジア選手権などでスピードへ出場した際は、ボルダリングの選手はボルダリングの、また、リード

選手はリードのウォーミングアップをほぼそのまま実施していた。しかしながら、10月実施のロシア式スピード合宿を受講した多くの選手は、スポーツクライミング練習前には、ロシア式スピードウォーミングアップを取り入れるようになった。

### 【まとめ】

本研究では、一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法について調査することを目的として、2017年度は国際大会に出場した一流クライミング競技選手のウォーミングアップ方法を中心に調査を実施した。その結果、ボルダリング、リードと、スピードにおけるウォーミングアップ方法における大きな違いを再認識した。今後は、競技成績別、国・地域別、種目別におけるウォーミングアップの特徴などについても明らかにし、一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法の一端を明らかにしていきたい。

## パリ圏における文化的混成 ～映画分析を中心とした地誌的アプローチ

Mixité culturelle dans l'agglomération parisienne  
～ approche topographique au travers des analyses  
cinématographiques

清岡 智比古

KIYOOKA tomohiko

一般に、現代は「グローバル化」の時代であると言われて久しいが、この語の定義はいまだに一定しているとは言いがたい。ただし、この語の意味の射程をもっとも広くとるなら、アフリカから出発し世界各地へと広がっていた人類の歴史とは、まさに人の移動を通しての「グローバル化」の歴史そのものだったと見做すことができるだろう。そして現代は、そうした文脈の（現在進行的な）極点であり、この〈人の移動〉という巨視的な観点を持つことこそが、現代世界を読解する際の、一つの鍵になると言えよう。「グローバル化」という概念はここで、人類史的な文脈に接続されることになる。

本研究は、大枠としてはこの文脈に位置づけることができる。そしてより具体的には、世界の各所に散らばるフランス語圏の中心であるパリ圏で展開する多様な文化、とりわけその混成状況を、人の移動という視

点から、研究しようとするものである。またその際、それぞれの土地に固有の歴史状況に注目することは、きわめて多くの示唆をもたらす。その点で本研究は、必然的に地誌的なものに近づいてもゆくことになる。

2017年8月には、パリでの移民街のフィールドワークを行った。訪問したのは、以下のような地域である；バルベス、シャトー・ルージュ、シャトー・ドー、ベルヴィル、サンティエ、パニョレ、オランピアッド、ピュトー、モンマルトル、ラマルク・コーランクール、クレティユ。以下、特に綿密にフィールド・ワークを行ったクレティユの場合について報告したい。

クレティユはヴァル＝ド＝マルヌ県の県庁所在地である。また、ヴァル＝ド＝マルヌ県の47のコミューンの内、11番から33番までがクレティユ郡を構成し、その内23番がクレティユ（コミューン）である。パリの「ゼロ地点」であるノートル＝ダム寺院前から12km、「パリ」の境界を形作っている環状高速道路（ブールヴァール・ペリフェリック）からなら7km程度だ。人口は、1980年代以降、9万人程度で推移している。

このクレティユを舞台とした映画作品は、少なくとも20本以上制作されている。パリ郊外の県庁所在地としては異例の多さだと言えようが、それは、この土地の多層性ゆえと考えて間違いないだろう。クレティユは、まず、パリ郊外における二大ユダヤ人地区の一つであり、それは、15にも上るシナゴグの数からも分かるだろう。今回は、エリック・トレダノとオリヴィエ・ナカシュの共同監督による *Tellement proches* に登場するシナゴグを確認することができた。多くのパヴィヨンが並ぶ、高級ではないが閑静な住宅街にそれはあり、ユダヤ人が街に溶け込んでいる様子がかがわれた。

*Tellement proches* がユダヤ性を負っているのは、単に二人の監督がユダヤ人であることだけが理由なのではない。弁護士である主人公の妻が、娘をユダヤ系の進学校に入れた関係で、急速にユダヤ的価値観を学び、それを実践していこうとするというプロット、そして舞台がクレティユであることそのものが、この映画の作品としてのユダヤ性を象っているとと言えるだろう。

また宗教施設について言えば、クレティユ湖畔にあるグランド・モスケ・ド・クレティユも訪問した。このモスクは、クレティユ・ユニヴェルシテ駅から徒歩15分ほどの位置にあり、また近くには、クレティユの代表的アイコンである団地、レ・シュー（*Tellement proches* の主人公一家は、ここに住んでいる。植物的と言われるそのデザインは、現地に来て初めて、周囲との関係で成り立っていることが納得された。）も立ち並んでいる。モスクに隣接するレストランでアラブ料

理を食べたが、その間、ずっとコーランの朗読のテープが流れ、また祈禱のために集まってくる人も少なかつた。このモスクは、Le noir vous (te) va si bien に登場する。映画の構造は、フランス的自由とイスラム的伝統の相克という、今では珍しくないものであるが、舞台としてクレティユという土地が選ばれた点が興味深い。これは *Tellement proches* についても言えることだが、「パリ」とクレティユの空間的關係を通して、価値観の多層性を表現しようとする意図があるのだ。

またクレティユ湖畔のモスクの対岸には、巨大ショッピングモール、クレティユ・ソレイユがある。ここを訪問したのは平日だったが、きわめて多くの人でごった返していた。そこには、キッパを被ったユダヤ人家族も、アラブ系、アフリカ系の人たちも多かった。1974年に開業し、今ではフランス有数の売り上げを誇るこのクレティユ・ソレイユは、さまざまな時代の複数の映画に登場している。特に、*La première étoile* の冒頭、マルチニック出身の主人公が、その入り口でビラ配りをしているシーンは、時間と空間のシュリンクを表現していると言えるだろう。クレティユ・ソレイユはここで、ヨーロッパ的消費の象徴である。

クレティユは、まずユダヤ的空間であり、アラブ系の地区でもあり、また都市開発と消費の土地でもあり、さらに、「パリ」と距離を置く郊外の顔もある。現地でのフィールドワークにより、そうした点を明確にし、今回の研究には大きく資することとなった。

## 18世紀ロシアの民衆運動と古儀式派教徒との関係についての研究

Старообрядчество в народных движениях в России в XVIII в.: на основе изучения восстания Пугачева

豊川 浩一

TOYOKAWA Koichi

研究報告者は、かつて領主農民（農奴）の動きを中心に検討した論文のなかで、彼らの広義のイデオロギーである社会的要求や社会的志向性という問題に踏み込んで考察した。それによると、彼らが自らを取り巻く新しい環境と接触しながらも、彼ら自身の伝統的で自律的な世界への回帰を目指していたことを指摘した。つまり日頃農民たちは、ヨーロッパ的な編成を図って

いく国家や行政に支配され、従属しているかのようにみえながらも、実際には、それを彼ら農民の論理で上手に利用している場合さえあった。そして農民本来の日常的な行動を規定する農村共同体（ミール）が、運動の過程のなかで、その基盤へと転化していたのである。

とはいえ、他方では、叛乱中に具体相となって現れた彼らの伝統的世界観・ユートピア的思想（「ツァーリ幻想」、「はるかななる土地」の諸伝説等）、独特な自由への志向（「カザーク化」、「ツァーリ幻想」と密接な関係のある国有地農民あるいは御料地農民への転化、信仰の自由）は、上からの「紀律化」の過程に真っ向から反対していたし、また全民衆の連帯形成に際してその契機ともなったのである。

こうしたことを念頭に置いたうえで、本年度の研究では、次のような幾つかの研究の成果を得ることができた。

帝政時代の歴史家の中には、プガチョーフ叛乱の旗印、その主要な運動力の一つを分離派教徒＝古儀式派教徒との関係に見る研究者（シチュエパールスキー、メリニコフ＝ペチュールスキー、ブリークネル、モルドーフツェフ、シチャーポフ）がいる。その際の証拠としてあげられるのが、第1にプガチョーフと古儀式派修道院の院長フィラレートとの関係、第2に叛乱の主力となるヤイク・カザークの多くが古儀式派教徒であった点、第3にプガチョーフの布告やマニフェストの中に古儀式派のモチーフが含まれている点である。以上からプガチョーフ叛乱と古儀式派との間には緊密な関係があったとした。

ソ連時代に入り、研究状況が大きく変化し、しかもその様子は複雑である。まずその初期には、階級闘争史観の導入と並んで、「農民戦争」という規定、その原動力としての古儀式派についての考えが現れた。フィールソフ、ベルス、ガイヌヴィチ、ムラートフらの研究は、古儀式派教徒たちがプガチョーフ叛乱に積極的に参加し、その叛乱に一定程度の宗教的色彩を与えたという。しかし1950・60年代のカドソンの研究は、叛乱と古儀式派の関係があまりに誇張されてきたとし、さらには宗教的要素を排除しようとした。

これに対して、ソ連時代後期に現れたニコライ・ボクロフスキーを中心とするシベリアの研究集団は、古儀式派の観念が18世紀の反抗的な政治気運の展開の中で一定の役割を果たし、その組織が民衆プロテストに組織性の要素を持ち込んだとした。しかし古儀式派のセクトも、またカザークの集会もそうであるが、その目的や性格は農民の反封建的叛乱のそれとはあまり合致するものではなかった。したがって、プガチョーフ

叛乱における古儀式派の目的や性格を利用するという可能性は限定的なものであった。良く知られているのは、ロシアでも中世の異端的な潮流が蜂起や叛乱においてどれほど大きな役割を果たしたかということであり、近世以降では古儀式派が一定程度蜂起や叛乱の宗教的な基盤を提供したということである。ごく最近の研究では、プガチョーフとその運動における古儀式派の役割を高く評価しているのが特徴である。

以上の研究史を踏まえて、より詳しい研究のための幾つかの方向性を得ることができた。第1に、古儀式派やその他の異端がプガチョーフ叛乱の思想的標識であったという根拠を見出すことは困難であるという点。とはいえプガチョーフ軍の中核を占め、叛乱のイニシアティブをとったヤイク・カザークおよび叛乱発生地に近いケルジェーネツやイルギースの村々に逃れた古儀式派の熱心な味方が叛乱に参加したことと、彼らの叛乱での思想的役割を混同してはならないであろう。ヤイク・カザークのなかには古儀式派教徒が多くいたが、彼らヤイク・カザークが教会を破壊し、司祭を殺害した事実も見逃すことはできない。彼らがロシアに「古の信仰」を再建することを目指したとは言えないであろう。そもそも古儀式派のスローガンが叛乱全体のスローガンのなかでどれほどのものであったか、史料のなかでは必ずしも大きなものであったとはいえないのかもしれない。しかし民衆が叛乱に参加する契機となったことは間違いないであろう。

第2に、プガチョーフの戦友たちが目指したものは、まず何よりもカザーク、ついで古儀式派教徒（ラスコーリニキ）であることであった。彼らの社会的理想は「良きツァーリ」やカザークの自治として体现されたが、右手の人差指と中指を合わせて示す十字を切る古儀式派教徒であることはそうではなかった。むしろプガチョーフ叛乱という実に様々な要素が入り混じった民衆運動そのものについての見方が必要になるのである。

### 「借用」という反復による「アサンブラージュ」が 啓く共同体及び環境世界との調和

The ethics of appropriation: The assemblage through repetition can achieve a powerful body in our community and environment

虎岩 直子

TORAIWA Naoko

2017年は本課題研究の主要研究領域であるアイルランドと日本国交樹立60周年にあたり、両国で様々な記念行事が催された。本研究者も大使館が主導する記念事業の一環として、まず5月に開催されたA Lonely Impulse of Delight展に翻訳・コメンテーターとして関わった。この展覧会は19世紀末から20世紀前半の英語詩人として傑出した存在であったW. B. Yeatsの作品に触発された現代の視覚芸術作家、写真家、彫刻家、そして文学者など30人の現代作家による作品を展示するものであった。作家はJohn Banville, Colm Toibin, Paul Muldoonなどそうそうたる文筆家とAmelia Stein, Michael Canning、そして日本在住のEd Miliano等の視覚芸術作家であった。ジャポニズムの影響を受けたYeatsの文学を、グローバリゼーション進行の中で他者文化と新たな影響関係を活発化している21世紀の作家の視点から見つめ直し、新たな作品を提示している本展覧会は展示の仕方、観客の反応を含めて、本研究者の取材研究場所としても大きな意味を持った。当該研究とも繋がりを持つ視覚表象芸術と文学及び文学間の「借用」関係も深く関わっており、日本で開催されたということで、特に日本との借用関係が際立ち、本研究の方法でも強調したサイト・スペシフィックの重要性と、空間的な場所によって一つの作品が作り出す環境とのアサンブラージュが無限に多様化していくことが日本とアイルランドをベースに実演される現場に臨むことができた。

7月はIASIL (International Association for the Study of Irish Literatures)のシンガポールの南洋工科大学で開催された学会に参加発表を行った。シンガポール大会は1991年の京都大会以来アジアでのIASIL開催の2番目となった。学会のテーマはIreland Writers in the 21st Centuryで、世界文学としてみるアイルランド作家たちや文学に止まらず音楽や映画などでも他者文化に大きな影響を与えるようになってきたアイルランド



文化の意味を考察するものであった。本研究者の発表論文 “he becomes / half- man, half-vine, asphyxiating”: Sinéad Morrissey’s Kinopoetics’ は、20世紀から21世紀への移行時期に地球規模で増大した「移動・移民」の波を、「静止」状態を基本にではなく「動的」状態を社会動向の主状況として捉えて政治理論を再構築することを提案したThomas Nail の*The Figure of the Migrant* (2015) に触発されたものである。「変化」「移動」することを「芸術」の主要素、そしてとりわけ現代の芸術作品がテーマと形体で示唆する要素として、Sinéad Morrisseyの作品を例証した。移民国家として知られるアイルランドであるが、移民先での土地でも保持して受け継がれていくアイルランド性とはどういふものであるのか、Yeatsの詩哲学で言えば、変成流転する有機的世界の中で決して変化しない「石」のようなもの、アイルランドのルーツとか特定のアイデンティティというものにこれまで焦点が当てられてきた傾向がある。他者共存が生存の重要な条件となっている現代世界においては、「不動」のものに執着するのではなく、変化している個がやはり変化しつつある他者と、その都度、互いの「視差」を考慮しつつ、互いを傷つけるのではなく、より力強い一つの形になるようなアサンブラージュを構築することが望ましい、ということ、形と内容で表現しているMorrisseyの作品を分析し、芸術作品が世界に示唆する倫理の可能性を論じた。

学会では現代アイルランド文学をリードする詩人、小説家、劇作家のインタビューや討論会とともに、現代シンガポール文学を先導する作家たちとのコラボレーションや討論会が持たれた。アイルランド文学の学会は欧米で開かれることが多いなか、アジア地区での発表、シンポジウム、討論会は、西と東の文化の借用関係の考察に繋がるどころが多く、当該研究にとって貴重なものであった。

夏季休暇中はイングランドのサセックス大学を拠点にロンドンやブライトンで視覚文化と文学の関係の具体的な資料を収集した。ナショナルギャラリーで開催中のChris Ofiliの神話を視覚表象化した小展示会は当該研究の資料の一つとなる。

10月には当研究者が会長を務めるIASIL Japanの大会(近畿大学)で「アイルランド現代詩に見る日本の影響」についてのシンポジウムに参加した。「本歌取り」などに見られる「真似る」ということの意味における重要性は内田樹なども『日本辺境論』で指摘しているが、「借用」がますます盛んに使われるようになっている現代アイルランド詩におけるその方法の意義を

禅思想の環境との調和と結びつける仮説を提案した。

## ピエール・パシェの作品における個人と文学の問題

L'individu et la littérature dans l'œuvre de Pierre Pachet

根本 美作子

NEMOTO Misako

本年度はまず6月20・21日にパリ・デイドロ大学でCatherine Coquio, Florence Dumora, Éric Marty, Dominique Rabaté主催の下で開かれたピエール・パシェ国際シンポジウム、『不寝番の精神』に参加し、パシェに近かった多くの研究者と交流することができたのがもっとも大きな成果であった。Vincent Descombesの、パシェの最初の著作であるボードレーの政治論を中心にした、個人に関する考察は大変参考になったし、ポーランドの専門家Jean-Yves PotelとMartine Leiboviciの指摘したパシェにおけるretrait[引き下がること]という問題も参考になった。パシェの個人にはわからない部分が残されている、そうしたretraitを尊重しながら問い続けていくパシェ思想を新たに確認することができた。

その他にも、この会においてMarielle MacéやLaurent Jenny, Catherine Coquioといった人たちと話す機会を得たことは、今後の本研究の展開にとっても貴重な経験だった。最後に、本シンポジウムに参加していたピエール・パシェの息子Françoisと娘Yaëlと知遇を得たおかげで、パシェの2007年の作品『母の前で』を翻訳出版するにあたって、著作権や、書かれている内容についての質問という点で、スムーズにことを運ぶことができたのは幸いであった。

さらに12月7日から9日までパリ・ソルボンヌ大学で、Philippe Daros, Alexandre Gefen, Alexandre Prstojeviciniによって開催された『ノン・フィクションの領域』という国際シンポジウムに参加したことも、パシェ文学を考えるうえで多くの材料を提供してくれた。そもそもそこでわたしはパシェがどうしてフィクションを書かなかったのかという問いを立てて発表したのだが、彼の著作のノン・フィクション性を、現代フランス文学の一つの大きな動向の中に位置づける手がかりを得た。

最後に、ピエール・パシェの親しい友人であったゴンクール賞作家、Pascale Roze を日本に招聘した。その結果、作家としての立場からパシェの仕事をどのように捉えることができるのか、この点について「時の中の創造」というとても示唆に富んだ講演を明治でもらった。時間という要素が、パシェの思想と著作の中でいかに決定的な役割を演じているかが、彼女との対話をとおして、明確になってきた。パシェは瞬間を大事にする。瞬間こそ、われわれと現実の接点を作り出してくれるからだ。現実には刻々と変化し、待ってくれない。その現実と関わり合うためには、瞬間瞬間を逃してはならない。ローズ氏は、パシェにおけるストア派の哲学の影響に着目し、瞬間瞬間において、自分のしなくてはならないことをしなくてはならないという倫理観を大事にしていたと指摘した。瞬間から現実へと向かうこと、そして時間の中で生きること、たしかにパシェの作品はこのことを重視する。それは、経験の思想であり、手っ取り早い概念に助けを求めて性急に物事を抽象化し、理解した気になることを自らに禁じるパシェ作品のストイックな姿勢に通じている。経験にしがみつくと、経験を決して手放さないことによって、現実には密着し、現実のわからない部分を汲み出しながら、その観察できる部分をできるだけ丁寧に描き出すこと。これが、パシェ作品の変わらぬ方法論であることは間違いないだろう。

パシェ作品が自伝的な様相を帯びているのもまさにそのためである。彼の本はいずれも多かれ少なかれ自伝的であるにもかかわらず、必ずしも自分を語るための本ではない。したがってオーソドックスな意味で自伝的であるということは決してできない。しかしパシェにとって重要なのは現実であり、現実には具体的な経験をとおしてしか、近づくことも理解することもできない。フィクションを書かなかったという事実に関して彼は晩年のインタビューのなかで、「[[自分は] フィクションの空虚に身を投じることができない。つまり、知っていること、実証されていることとの関係を絶って、空虚に飛び込むこと、そして人物や景色や筋に生を吹き込むこと。そういうことはわたしにはできない。できる振りをする必要もないのかもしれない。」(« La Forme des jours. Entretien avec Pierre Pachet » (avec Pascale Bouhénic & Pierre Zaoui), in *Vacarme*, no 61, oct. 2012, <http://www.vacarme.org/article2191.html>)と語っている。

このように、2017年度の研究において、パシェの文学について、フィクションとの距離と自伝的性格という観点から、その特徴を捉えることができた。来年度

はもっと内容に踏み込んで、この〈現実主義〉が、どのように個人というパシェ文学の中心にある問題と関わっているのかについて、考察を深めたい。

また、マリエル・マセを招聘し、より俯瞰的な視点から、そのような特質を備えたパシェの仕事が、現代のフランス文学のなかで、どのような位置を占めているのかという問題を巡って、活発に議論を交わすことができればと思う。

最後にもう一つ今年の成果として、2017年1月に明治で開催したピエール・パシェ国際シンポジウムの記録を中心に、『文芸研究』の3月26日発行の特集号をパシェ特集として編集することができた。数多くの日本の研究者にも寄稿してもらうことができ、画期的な論集になったことを嬉しく思う。

### 世紀転換期フランスにおける女子師範学校の「世俗化」とカトリシズム

La « laïcisation » des écoles normales primaires des filles et le catholicisme à la fin du XIXe siècle en France

前田 更子

MAEDA Nobuko

本研究は、1880年代フランスにおける女子初等師範学校の「世俗化（非宗教化）」政策の展開と、その後の師範学校にみられる「宗教性」のあり方を考察するものである。

フランスでは、フランス革命以降、公教育の制度化と普及が進む。フランス革命以前に学校教育の分野で圧倒的な影響力を保持していたのはカトリック教会であり、革命はそれを世俗の国家事業へ転換しようと試みた。しかし、その後、公教育の非宗教化政策は単線的には進まず、19世紀を通じて公教育は多かれ少なかれカトリック教会に依存して発展を遂げる。とりわけ女子教育に関してはそうであった。

公教育の非宗教化政策が本格的に実施されるのは、1880年代のことである。国民の統合を最大の政治課題とする共和派が政権の座につくと、彼らはフランスの子どもたちを共和国の市民に仕立て上げ、国民の統一性を生み出すために、共和国に敵対的なイエズス会に代表される修道会の活動を禁止し、カトリック教会を公教育の場から撤退させる決断をする。これが現在、

21世紀のフランス共和国が、国是の一つとしている公立学校の「ライシテ」原則の誕生の瞬間である。最初に非宗教化（ライシザシオン）改革が着手されたのは、女性の小学校教員を養成する県立の初等師範学校に対してであり、1879年のポール・バール法によってそれが制度化された。

1879年以前の状況を見ると、フランスにはすでに18校の県立女子初等師範学校が存在しており、そのうちの6校は修道会によって運営されていた。残りの12校に関してもそこでの教育の中心には「宗教・道徳」科目があった。県立の学校だったとしても、これらの学校では宗教が支配的な地位を占めていたのである。

では、ポール・バール法によって何が変わったのだろうか。本研究が最初に立てた仮説としては、師範学校の非宗教化政策の後であっても、女子師範学校にはなんらかの「宗教性」それも「カトリック性」が残りに残っているのではないかということであった。非宗教化政策後の「宗教性」「宗教的なもの」を分析することは、現代のフランスでもしばしば議論の対象となる学校のライシテ、とりわけライシテのもつカトリック的性格を読み解く上で有効ではないかと考えたのである。

さて、このような見通しのもと、本年度、具体的におこなった研究は、第一に、1879年以前に修道女によって運営されていた6校が、バール法以降どのように非宗教化されるのか、そのプロセスを明らかにすること。第二に、新設される師範学校が従来通りの寄宿学校であるべきか、そうではなく通学校でもよいかという問題をめぐって、教育省と各県の県議会や教育行政官との間で交わされた意見書・報告書を分析することであった。これらの意見書・報告書の内容から、理想とされる師範学校での生活、生徒が身につけるべきとされた規範など、宗教性に絡む問題群が発見できるのではないかと考えたのである。用いた史料は、フランス国立文書館所蔵の女子師範学校関連文書（請求記号F17 9571、F17 9572ほか）である。

調査の結果、第一の点について明らかになったことを要約すれば、修道女が運営していた6校のうち、俗人への校長の交代は1880年に2校、1882年に2校、1883年に1校というペースで進み、もっとも長く修道女が残ったロワレ県の学校でも1887年には修道女の退去が完了した。校長・教師の交代をめぐっては、地元の住民や議会において反対意見が出されたところもあったが、全体としてはさほど大きな騒ぎにならなかったことがわかった。とはいえ、一方で、新たな教師陣に対して、生徒たちがどのように反応したのかは現段階では不明であり、今後、調査を続けたい。

第二の寄宿／通学の問題に関しては、1880年3月2日に公教育大臣ジュール・フェリーは県知事に宛てて、新設の女子師範学校には通学制が望ましいという内容の通達を出している。フェリーはヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国における通学制の成功例を引きながら、寄宿舎建設には費用がかかりすぎるし、修道院風の寄宿学校は「世俗教育の理想」に見合わないと言説する。また、教師に学外に居住する自由を与える重要性も説かれた。明らかに新しいタイプの師範学校の建設プランがフェリーの念頭にはあったことがわかる。では、この提案に対し、各県はどのように反応したのか。結論から言えば、ほとんどの県は寄宿制の継続を望んだ。その理由としてはたとえば、「生徒が秩序と規則正しい生活、連帯の精神を身につけるには寄宿制が好ましい」「寄宿生活の方が生徒は誘惑にさらされにくい」「学外では正しい言葉が話されていないので、外の世界との接触を減らした方がよい」「女性教師は独身で、学内に生徒とともに居住すべきだ」などが挙げられた。一方、通学制を推奨した県の中には、学内での宗教教育がなくなった今、生徒はその時間を学外で持たねばならないから、通学制がよいという意見もあった。フェリーの自由思想に賛同し、生徒により自由を与えるようにと積極的に主張したのは唯一、植民地のアルジェリアであった。これはなぜだろうか。今後、分析を続けなければならない。

最終的には1881年7月法令により、師範学校の生活は寄宿制を基本とすると定められた。その後、このルールが廃止されるのは1969年でしかない。諸外国では成功している通学制をフランスはなぜ長年採用できなかったのだろうか。2018年度には、この点をさらに考察することで、20世紀の「カトリック性」につながる問題群がみえてくるかもしれない。

女子師範学校の校長・教師を養成するフォントネ・オ・ローズ校（1880年創設）については、同校がプロテスタントの強い影響下にあったことが先行研究から知られている。何をもちょうカトリック的、宗教的と言えるのか、プロテスタントの教育観との対比の中から、慎重に検討していく必要があるだろう。

## 第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日本人」抑留者に関する実態調査

A Preliminary Research on 'Japanese' Internees in the British Gold Coast during World War II

溝辺 泰雄

MIZOBE Yasu'o

本研究は、第二次世界大戦（以下、第二次大戦）中のイギリス領（以下、英領）黄金海岸植民地（現ガーナ共和国）において「敵国民」として逮捕・抑留された「日本人」（日本国籍者）に関する基礎的情報（数、背景、処遇等）を収集することを旨とする2年間の個人研究プロジェクトである。申請者は2010年9月に実施したガーナ共和国・国立公文書館（PRAAD）での史料調査において、第二次大戦期の日本アフリカ関係史関連の文書を確認していた際、英領黄金海岸植民地の植民地行政局関連文書（CSO ファイル）のなかに、3名の「日本人」が黄金海岸当局によって逮捕・抑留されたことを記録する文書が存在していることを確認した。

「日本人抑留者（Japanese Internees）1941-42年」（CSO 23/2/11）、「日本人抑留者からの書簡に関する指示 1942年」（CSO 23/2/12）、「抑留者に関する詳細事項 1942-45年」（CSO 23/2/13）という標題の三綴の文書群によると、3名の「日本人」は英国籍の運搬船「スターストーン」号の乗組員として勤務していたが、同船が西アフリカの英領黄金海岸西部の港湾都市のタコラディに停泊中の1941年12月9日、現地当局に拘束・逮捕された。翌10日、彼らは東隣のセコンディにある中央刑務所に移送され、「戦争捕虜（prisoners of war）・抑留者（internees）」として拘置されることになった。見慣れないアジア系の抑留者を迎えた植民地当局及び刑務所の関係者らは、与える食事などについて戸惑いを見せつつも、少なくとも表向きは当時の戦時国際法に則ってこの3名の「日本人捕虜」を処遇した。さらにこれらの文書には、「日本人」抑留者3名の氏名や出身地（2名は朝鮮半島出身者）、経歴等に加え、彼らの処遇をめぐる植民地当局内の各部局（行政局、情報局、刑務所等）間の詳細なやりとりが掲載されている。

これまでの主要な日本アフリカ関係史研究において、第二次大戦期の西アフリカにおける「日本人」の存在

は言及されておらず、当時の黄金海岸植民地の公文書においても、正規の日本人入国者の公式な記録は1939年以降途絶えている。それゆえ、上記の3名の「日本人（朝鮮半島出身者が含まれるため鉤括弧を付している）」の存在は、第二次大戦中の英領西アフリカには日本人の存在が途絶えたとの従来の認識を覆し、日本アフリカ交渉史に新たな知見を提供するものである。また当該文書群によると、この3名はすでに第一次世界大戦末期から終戦後の時期に日本を離れた「日本人」海外移民で、その出身地も朝鮮半島が含まれるなど、現在の「日本国」だけに限られていなかった。それゆえ、この事例は同時期における「日本人」の多様な人的流動性の拡がり的一端を示しているとも言える。

そこで申請者は、本文書群に記載されていない、3名の「日本人」の黄金海岸到着に至るまでの背景および1943年以降の処遇を、ガーナ国内の文書館のみならず、英国内の公文書館・史料館、さらに日本の外務省外交資料館、国立公文書館等での調査によって明らかにすべく、調査を実施した。

2017年度は、イギリス、ニューカッスル・アポン・タインにあるタイン・アンド・ウィア州文書館において、上記3名の「日本人」が抑留直前まで乗船していたとみられる貨物船に関する資料調査を実施した。その結果、膨大な資料群のなかから、当該貨物船に関係しているとみられる下記の資料の存在を確認し、撮影及び書写にてその内容を収集した。

- DS.DOX/4/27/645: Ships file for yard no. 645, 'Starstone' and yard no. 646, 'Themoni', 1937 - 1938
- DS.DOX/4/PH/1/645: View of yard no. 645, 'Starstone' under tow after launch, 14 May 1938
- DS.DOX/4/PL/1/645/1: General arrangement for yard no. 645 'Starstone', 1938
- DS.DOX/6/17/2: Launch invitation for yard no. 645, 'Starstone', 14 May 1938

報告者は今後アフリカ各地及びイギリス、日本等で実施予定の資料調査で得られた情報と合わせて、上記収集資料を整理・分析し、第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日本人」抑留者に関する論考（最終報告書）執筆に向けて作業を進める予定である。

## 4. 個人研究第2種実施報告

### 古英語訳ベータ『英国民教会史』の翻訳スタイル

The Translation Style of the Old English *Bede*

石黒 太郎

ISHIGURO Taro

2017年度は前年度に実施した古英語訳オロシウス(OE *Orosius*)との翻訳スタイルを比較する研究を続けるところから開始した。本研究課題は同時代にラテン語から古英語に翻訳された作品と比較することで、研究対象の古英語訳ベータ『英国民教会史』(OE *Bede*)の語彙に翻訳スタイルの違いを見ようと始めたのであるが、OE *Bede*は歴史を記した作品であるから、同じように歴史を記したOE *Orosius*のような作品でなければ同様の表現を複数見つけることが困難であるという事実を改めて認識したためである。

OE *Orosius*のテキストを伝える写本は2つ現存する。どちらもBritish Library所蔵のものでAdditional MS 47967(通称L写本)とCotton MS Tiberius Bi(同C写本)である。L写本のテキストは1980年のBately版が研究者の使うスタンダードな校訂本となっている。C写本については1858年のBosworth版以来150年以上も、現代的な校訂本が出ていなかったためであるが、簡略なものながら2016年に対訳のついたGodden版が出版された。Godden版の出版を受け、本年度の最初の課題はOE *Bede*に見られる即位の表現そのほかOE *Orosius*の2写本でどのようになっているのかを比較調査することになった。

2017年6月には日本中世英語英文学会東支部の研究発表会に本研究費を利用して参加することができた。市川誠による研究発表「Hatton 116の言語について」ではÆlfricの作品を記したHatton写本とRoyal写本との間で同じ語の綴字の違いが見られ、それが一定の法則性をもっていることが観察されるとの報告があった。この報告と発表後の発表者との意見交換から着想を得て、OE *Orosius*でこれまで語学的研究の対象とされてこなかったC写本のテキストも、Bately版に

見られるL写本のテキストに加えて本研究の比較対象としたのである。

しかしここで思いがけないことが起こった。Godden版には最小限のapparatus criticusしかついていないため、Godden版とBosworth版、そしてC写本のファクシミリを突き合わせてテキストを確認して読み進めたところ、Godden版には尋常でない数の箇所です写本の読みを誤読していることがわかったのである。少なくとも300箇所である。語学的研究に与える影響が大きいと判断し、Godden版のテキストを詳細に吟味した。その結果、Godden版の書評論文が本研究課題の副産物として生まれることになった。この論文は日本中世英語英文学会の学会誌に掲載された。

Godden版がこのように信頼できないことがわかったため、Bosworth版とファクシミリを利用してC写本のテキストを確認することになった。その中でGodden版が見落とし、Bately版の読みとも異なるC写本のある1語の読みを発見した。他の散文、韻文作品に用例のない語形であったためかBosworthはL写本の読みを借用している。C写本のf. 104rで当該の語はehtingeと記されているのだが、OE *Orosius*の他の箇所ではpersecutioの訳語としてehtnesを用いている。これはL写本もC写本も同様である。なお、このehtingeの読みの発見についてはToronto大学で編纂中の*Dictionary of Old English*に収録されていない異読であったため、辞書の編纂部に報告をした。

このehtinge/ehtnesから着想を得て、2017年度の後半は動作を表す名詞を作るing/nestという接尾辞のついた語の競合からOE *Bede*の翻訳スタイルにアプローチすることとした。OE *Bede*に出てくる動作名詞を調査したところ、OE *Bede*にのみ用例が見られる接尾辞nestをつけた動作名詞がいくつかあることがわかった。そのなかでも比較的頻出する「燃焼」を意味するbærnnesに着目し、bærnnesとその類語がOE *Bede*と同時期に成立した関連作品でどのように出現しているか調査をした。

なお、この調査をする過程で得た成果を土台として、古英語から近代英語における動作名詞の語形成の歴史について考察し、「seednessの語形成について」という題の論文にまとめ、完成させた。この論文は2018年9月発行の『明治大学教養論集』533号に掲載予定である。

即位の表現を研究するにあたって、この表現が多く含まれることが予想される『アングロサクソン年代記』(ASC)の用例も比較対象に加えた。ASCには複数の写本が現存するが、OE *Bede* と OE *Orosius* の成立年代とも考えられる9世紀末に記された部分を含む通称A写本を対象とした。

OE *Orosius* のC写本の校訂を課題として、2018年度人文科学研究所個人研究に応募したところ、これが採択された。そのため、規定の研究成果論文を予定よりも早く仕上げる必要が生じ、研究成果を即位の表現と *bærnes* に関する部分にしぼって "Two Features of the Translation Style of the Old English *Bede* " という論考にまとめた。

このように、今年度の本研究は結果的に、今後の大きな研究の基盤となる研究成果を得ることができた。また本研究で得られた知見をもとに、本研究課題の副産物として2本の論文を著すことができたこともあり、有意義な研究期間であったと考えている。このような機会を与えてくれた人文科学研究所に感謝する次第である。

#### 《文献表》

- Bately, Janet, editor. *The Old English Orosius*. Early English Text Society / OUP, 1980. EETS ss 6.
- Bosworth, Joseph, editor and translator. *King Alfred's Anglo-Saxon Version of the Compendious History of the World by Orosius*. London, 1858.
- Dictionary of Old English: A to H Online*. Edited by Angus Cameron, Ashley Crandell Amos, Antonette diPaolo Healey et al. Dictionary of Old English Project, 2016.
- Godden, Malcolm R., editor and translator. *The Old English History of the World: An Anglo-Saxon Rewriting of Orosius*. Harvard UP, 2016. Dumbarton Oaks Medieval Library 44.
- Ishiguro, Taro. Review of *The Old English History of the World: An Anglo-Saxon Rewriting of Orosius*, edited and translated by Malcolm R. Godden. *Studies in Medieval English Language and Literature*, no. 33, the Japan Society for Medieval English Studies, 2018, pp. 53-66



## 附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準
2. 2017年度人文科学研究所各種募集要領
3. 2018年度人文科学研究所所員名簿
4. 人文科学研究所叢書一覽
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覽





# 1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

## 明治大学研究企画推進本部規程 (抜粋)

2015年3月18日制定

2014年度規程第28号

### (基盤研究部門)

第8条 本部に、基盤研究部門を置く。

2 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究

所及び科学技術研究所（次条において「3研究所」という。）をもって構成する。

## 基盤研究部門にかかわる研究所要綱

2007年3月7日制定

2006年度例規第27号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、明治大学研究企画推進本部規程（2014年度規程第28号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、研究・知財戦略機構会議の下に置かれる研究企画推進本部の基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 研究所は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究の基盤を担い、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。

### (所員)

第3条 本大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、第1条に規定するいずれかの研究所の所員となる。

2 研究所は、必要に応じて、第9条に規定する運営委員会の議を経て、所員以外の者を次条に規定する事業に参加させることができる。

### (事業)

第4条 研究所は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

### (運営組織)

第5条 研究所は、第2条の目的を達成するため、

(1) 社会科学研究所

社会科学研究所長

社会科学研究所運営委員

16名

(2) 人文科学研究所

人文科学研究所長

人文科学研究所運営委員

17名

(3) 科学技術研究所

科学技術研究所長

科学技術研究所運営委員

17名

### (研究所長)

第6条 前条各号に規定する研究所長（以下「研究所長」という。）は、専任教授である所員のうちから、当該研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦により、研究・知財戦略機構長の承認を経て理事会が任命する。

2 研究所長は、研究・知財戦略機構長の統督の下に、当該研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 研究所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

### (運営委員)

第7条 第5条各号に規定する研究所運営委員（以下「運営委員」という。）は、当該研究所の運営委員選出に関する内規の定めるところにより、専任教授、専任准教授及び専任講師である所員のうちから選出し、研究・知財戦略機構長が委嘱する。

### (任期)

第8条 研究所長及び運営委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の研究所長及び運営委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 研究所長及び運営委員は、再任されることができる。  
(運営委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、各研究所に運営委員会を置く。

- (1) 第4条に規定する事業及びその事業計画に関する事項
- (2) 研究所長候補者の推薦に関する事項
- (3) その他各研究所の運営に関する事項

2 運営委員会は、研究所長及び運営委員をもって構成する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(基盤研究部門連絡会)

第10条 各研究所間の連絡及び調整を行うため、基盤研究部門連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、各研究所長の同意を得て、規程第9条に規定する基盤研究部門長が定める。

(申請)

第11条 第4条第1号に規定する研究を担当しようとする者は、所定の研究申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

(研究員)

第12条 前条の規定により、研究申請書を提出し、研究を認められた者（以下「研究員」という。）は、研究費の助成を受けることができる。

2 研究員は、当該年度の研究実施計画書を定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

3 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末日までに、研究所長に提出しなければならない。

4 研究員は、研究終了後、研究成果を研究所長に報告しなければならない。

5 研究員は、前2項に規定する義務を果たすまでは、新たに研究員になることができない。

(報告)

第13条 研究所長は、研究員の研究事項及び研究費について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第14条 研究所は、所員の研究成果を公表するため、

紀要、年報、叢書等を刊行する。

2 研究所は、別に定めるところにより、各運営委員会の承認を得て、所員以外の者の紀要への投稿を認めることができる。

(事業報告)

第15条 研究所長は、毎年度第4条に規定する事業について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(図書・資料・機器備品)

第16条 所員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(事務)

第17条 研究所にかかわる事務は、研究推進部が行う。

(経費)

第18条 研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 大学予算によって定められた経費
- (2) その他の収入

(要綱の改廃)

第19条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、研究・知財戦略機構会議の議を経て定める。

附則（2006年度例規第27号）

(施行期日)

1 この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の研究所規程により研究所長、運営委員及び研究員となっている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1517号)

附則（2007年度例規第9号）

この要綱は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

(通達第1563号)（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第9号）

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第33号）

この要綱は、2010年（平成22年）2月3日から施行する。

(通達第1861号)(注 紀要への投稿を所員以外の者にも認めることに伴う改正)

附 則 (2012年度例規第20号)

この要綱は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

(通達第2142号)(注 総合数理学部の設置による委

員の追加に伴う改正)

附 則 (2014年度例規第10号)

この要綱は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

(通達第2314号)(注 明治大学研究・知財戦略機構規程の改正に伴う改正)

## 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・ 科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程

昭和59年10月22日制定

昭和59年規程第90号

### (趣 旨)

第1条 この規程は、明治大学(以下「本学」という。)が設置する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所(以下「研究所」と総称する。)が、学術の発展に寄与するため、所員による研究の成果を学術研究叢書(以下「叢書」という。)として出版することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (出版の可否)

第2条 叢書の出版については、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

### (出版契約)

第3条 叢書の出版に際しては、著作者及び出版社の間で出版契約(再版契約を含む。)を行う。

2 契約に当たっては、研究所の叢書であること及びそれに伴う諸条件を契約書に明記し、当該研究所長を経て、理事長の承認を得なければならない。

### (企画・編集権)

第4条 叢書の出版に関する企画・編集権は、研究所が有する。

### (著作権)

第5条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

### (著作権使用料)

第6条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。

2 叢書の再版(増刷を含む。以下同じ。)に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

### (資料費)

第7条 本学は、叢書の著作者に、所定の資料費を支払う。

### (経費の支弁)

第8条 叢書の出版に必要なときは、担当理事の許可を得て、叢書の著作権使用料収入の範囲内で、所要

の経費を支弁することができる。

### (事 務)

第9条 叢書の出版に関する事務は、研究推進部が行う。

### (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、叢書の出版に関して必要な事項は、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

### 附 則

この規程は、昭和59年10月22日から施行する。

(通達第449号)

附 則 (1992年規程第13号)

### (施行期日)

1 この規程は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。

(叢書の再版に係る著作権使用料に関する規定の適用)

2 改正後の第6条第2項の規定は、この規程の施行日(以下「施行日」という。)前に出版契約が行われた叢書が施行日以後に再版される場合における当該再版に係る著作権使用料についても、適用があるものとする。

(通達第709号)(注 著作権使用料の取扱いを著作権法に基づいたものにするための当該条項の新設及び字句の改正)

附 則 (2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

## 人文科学研究所運営委員選出に関する内規

### (趣 旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱（2007年3月7日制定、2006年度例規第27号）第7条の規定に基づき、人文科学研究所運営委員（以下「運営委員」という。）の選出について、必要な事項を定めるものとする。

### (選出方法)

第2条 運営委員の選出は、選挙によるものと人文科学研究所長（以下、「所長」という。）指名によるものとする。

### (被選任資格者名簿)

第3条 運営委員会は、選挙年度の10月1日現在をもって、被選任資格者名簿を作成する。

2 以下の者は、被選任資格者となることができない。

- (1) 所長または運営委員に在任予定の者
- (2) 任期前あるいは任期中に退職を予定している者
- (3) 任期中に特別研究者または在外研究者を予定している者

### (選出区分)

第4条 運営委員の選出区分は、第5条第1号から第7号に定める区分とする。

### (選挙による選出区分および選出員数)

第5条 運営委員は、次の各号に掲げる選出区分に応じて、当該各号に掲げる人数を選出する。

- |  |    |
|--|----|
| 1 日本文学および芸文学の分野                        | 2名 |
| 2 英米文学の分野                              | 3名 |
| 3 独文学、仏文学、中国文学、露文学、スペイン文学および演劇学の分野     | 3名 |
| 4 日本史学、アジア史学および西洋史学の分野                 | 1名 |
| 5 考古学および地理学の分野                         | 1名 |
| 6 教育学、哲学、倫理学、博物館学、図書館学、美術、心理学および社会学の分野 | 3名 |
| 7 保健体育学の分野                             | 1名 |

### (所長指名による選出区分および選出員数)

第6条 所長指名による運営委員の選出は、第5条第1号から第7号までの所員の中から所長が3名を指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

### (選挙による選出区分の選挙方法)

第7条 選挙は、単記無記名投票とし、第4条の規定に従い、得票数上位の者をもって当選者とする。この場合において、得票数が同数の場合は、年少者を当選者とする。

2 得票数が第2位の者を次点とする。得票数が同数

の場合は2番目の年少者を次点とする。

3 第4条第1号から第3号及び第6号までの運営委員については、前任者の任期に応じ、毎年度改選するものとする。

4 選挙の管理については、運営委員会がこれを行う。

### (欠員の補充)

第8条 欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、当該選出区分のうちから前条第2項で定める次点の者を補充することができる。

### 附 則

1. 本内規は、昭和36年5月25日から施行する。
2. 改正内規は、昭和59年9月30日から施行する。
3. 改正内規は、昭和61年12月15日から施行する。

### 附 則

### (施行期日)

1 この内規は、1996年（平成8年）5月8日から施行する。

### (被選任資格者名簿の作成に関する特例)

2 この内規の施行後、最初に行われる改正後の第2条第1号から第3号までの運営委員を増員するための選挙に係る被選任資格者名簿の作成については、改正後の第4条中「選挙年度の10月1日」とあるのは、「1996年（平成8年）4月1日」とする。

### (委員の任期に関する特例)

3 この内規の施行後、前項の規定により最初に選出される運営委員の任期については、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず1998年（平成10年）3月31日までとする。

### 附 則

### (施行期日)

1 この内規は、2004年（平成16年）1月21日から施行する。

### (委員の任期に関する特例)

2 この内規の施行後、改正後の第5条の規定により最初に増員される人文科学研究所運営委員の任期は、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず2006年（平成18年）3月31日までとする。

### 附 則

### (施行期日)

1 この内規は、2007年4月1日から施行する。

（研究所規程の廃止、基盤研究部門に関わる研究所要綱の制定による変更）

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2013年11月12日から施行する。  
(選出員数の変更)

附則

(施行期日)

- 1 この内規は、2014年10月21日から施行する。  
(被選任資格者の資格、得票数同数の場合の選出方法、

次点の決定及び欠員の補充の変更)

附則

(施行期日)

- 1 この内規は、2017年7月21日から施行する。  
(選出区分、所長指名による選出区分および選出員数の表記変更)

## 人文科学研究所各種小委員会内規

人文科学研究所の充実をはかり、各種事業の推進を円滑にするため、次のとおり小委員会を設ける。

小委員会は、運営委員若干名により構成し、運営委員会の諮問を受けて審議し、運営委員会に答申するものとする。なお、小委員会には、運営委員会の議を経て、所員若干名を加えることができる。

### 1. 将来計画委員会

運営委員全員を将来計画委員とし、研究所の改善に関する長期計画を、立案・審議する。

### 2. 出版刊行委員会

研究所の機関誌およびその他の刊行物につき、次の事項を審議し、刊行する。

- (1) 紀要の刊行
- (2) 年報の刊行
- (3) 叢書の刊行
- (4) 所報の発行
- (5) その他

### 3. 公開文化講座開催委員会

公開文化講座の開催につき、次の事項を審議する。

- (1) 総合テーマの選定
- (2) 開催日時および講師司会者の選定
- (3) 講演集の刊行
- (4) その他

### 4. 研究費申請審査委員会

各種研究費の申請に基づき審査する。なお、審査の方法については別に定めるものとする。

### 5. 制度検討委員会

研究所の諸規程および各種研究制度の改善につき、次の事項を審議する。

- (1) 研究所規程の検討
- (2) 内規の検討および案文の作成
- (3) 研究制度の検討
- (4) その他

附則

1. この内規は、昭和57年12月1日から施行する。
2. 昭和60年5月改正内規は、昭和60年5月10日から施行する。  
(注 出版刊行委員会、将来計画委員会の新設、および叢書刊行委員会、所報発行委員会の解消)
3. この内規は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。  
(注 小委員会構成員の変更、不要条項の削除、字句の修正と条数の異動)
4. この内規は、2017年(平成29年)7月21日から施行する。  
(注 研究費申請審査委員会の新設、および選書委員会の解消)

## 人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱(以下「要綱」という。)第4条第1号に定める各種研究の助成のうち、人文科学研究所が実施する個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(研究種目)

第2条 個人研究とは、特定の研究課題について、人文科学研究所(以下「本研究所」という。)の所員が

単独で実施する研究をいう。

(2) 個人研究は次の2種類とする。

- 第1種 2年 70万円以内(各年度)
- 第2種 2年 20万円以内(各年度)

2 共同研究とは、共通の課題について、2名以上の所員が共同して実施する研究をいう。

(2) 共同研究の期間は、2年とし、助成額は各年度100万円以内とする。

3 総合研究とは、第1種は3専攻分野以上、4名以上

の所員、第2種は2専攻分野以上、3名以上の所員をもって一定期間研究し、研究所の業績として位置づけられ、かつ当該研究分野に新しい知見を加える研究をいう。

(2) 総合研究は次の2種類とする。

第1種 3年 300万円以内(各年度)

第2種 3年 200万円以内(各年度)

(3) 総合研究の研究員の構成が1専攻分野の所員によるものであっても、総合研究の趣旨に添う場合は、人文科学研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て認められることがある。

(4) 総合研究は、その研究内容に応じて、社会科学研究所および科学技術研究所の所員を研究員として参加させることができる。

(5) 総合研究の遂行上、本学に共同研究者を得がたい場合は、「要項」第3条第2項の定めにより所員以外の者を運営委員会の議を経て、研究担当者として認めることがある。

(6) 総合研究の課題は、所員の選定したもののほか、運営委員会が企画・設定したものとす。

(7) 総合研究には、研究代表者として所員1名を置かなければならない。研究代表者は、当該総合研究を総括する。

(8) 役職等のため、責任担当時間を軽減されている者は、研究代表者となることができない。

#### (募集)

第3条 研究所長は、運営委員会の議を経て、個人研究、共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

#### (申請)

第4条 所員は、運営委員会が定めた募集要領により、個人研究、共同研究及び総合研究を申請しようとする場合は、所定の申請書により申請しなければならない。

2 所員は、個人研究、共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。

3 研究遂行のため、海外調査出張を行う場合は、予め申請書に記載しなければならない。

4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては、別に定める。

5 長期在外研究に従事する者は、当該の在外研究期間中は、研究員となることができない。

#### (交替の禁止)

第5条 研究員(所員以外の研究員を含む)は、当該研究期間中交替することはできない。但し、運営委員会が特に交替を認めた場合は、この限りではない。

#### (審査)

第6条 申請された個人研究及び共同研究の審査は、

本研究所運営委員若干名の審査委員をもって組織する研究費申請審査委員会(以下「審査委員会」という)が、これを行う。

2 申請された総合研究の審査は、研究所長及び審査委員会が、これを行う。

3 当該研究に直接利害関係を有する審査委員は、その審査に加わることができない。

4 審査委員会は、研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め、研究の目的、実施計画等について聴取することができる。

#### (採否)

第7条 個人研究、共同研究及び総合研究については、運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し、採否を決定する。

2 研究所長は、個人研究、共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で採否を通知する。

#### (研究費の助成)

第8条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について、別に定める助成基準により、助成額を決定する。

#### (研究実施状況の報告)

第9条 個人研究、共同研究及び総合研究を実施する研究員は、毎年度末に研究の実施状況を、個人研究は1,800字以上2,400字以内、共同研究及び総合研究は3,600字以上4,800字以内とし、研究所長に提出しなければならない。

2 個人研究、共同研究及び総合研究の実施状況は、年報に掲載する。

#### (研究成果概要)

第10条 研究員は、研究成果(紀要に掲載する論文及び叢書)提出の際に、1,000字程度の研究成果概要を研究所長に提出しなければならない。

#### (研究成果の公表)

第11条 研究成果の公表を書籍又は学術雑誌等で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究成果であることを本文中に明記しなければならない。

2 研究成果の公表を口頭発表で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究成果であることを発表時に表明しなければならない。

#### (研究成果の提出)

第12条 個人研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、第1種は36,000字以上48,000字以内、第2種は14,000字以上19,000字以内とし、研究所長に提出しなければならない。

2 共同研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、43,000字以上57,000字以内とし、研究所長に提出し

なければならない。

- 3 総合研究の研究成果は、研究期間終了後2年以内に、第1種は216,000字以上288,000字以内、第2種は180,000字以上240,000字以内とし、研究所長に提出し、3年以内に本研究所の叢書として刊行しなければならない。
- 4 研究成果本文が欧文以外の場合、500語前後の欧文概要を添付しなければならない。
- 5 研究成果の分量には、図、表、写真、レジュメ等を含めるものとする。

#### (研究成果の評価)

- 第13条 研究所長は研究員から提出された研究成果について評価を行わなければならない。
- 2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意見を聞くことができる。
- 3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を文書で研究員に通知する。
- 4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。
- 5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が決定した期間の内に研究成果を研究所長に提出しなければならない。

#### (研究成果の発表)

- 第14条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければならない。
- 2 個人研究・共同研究の研究成果は、これを本研究所の紀要又は欧文紀要に掲載する。
- 3 総合研究の研究成果は、これを本研究所の叢書として刊行する。

#### (研究成果の活用)

- 第15条 研究員は、研究成果を講演会・シンポジウム

の開催、又は教育・研究に積極的に活用しなければならない。

#### (研究費の返還)

- 第16条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第4条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

#### (内規の改廃)

- 第17条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によらなければならない。

#### 附 則

- 1 この内規は、2003年4月1日から施行する。
- 2 旧内規により現に研究員となっている者の取扱いは従前による。

#### 附 則

- この内規は、2007年4月1日より施行する。  
(研究所規程の廃止、基盤研究部門にかかわる研究所要綱の制定)

#### 附 則

- 1 この内規は、2013年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、2013年度以降に採択された研究から適用する。

(代替論文の廃止に伴う改正)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2017年7月21日から施行する。  
(注：各種提出物の原稿枚数表記から文字数への変更)  
(注：研究成果の重複の禁止についての追記)  
(注：欧文概要提出についての追記)  
(注：研究費返還についての追記)



## 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び研究成果提出一覧

2017年7月21日改正

研究種目	研究期間	助成額	研究組織	研究実施報告			研究成果提出		
				文字数	提出期限	掲載誌	文字数	提出期限	掲載誌
個人研究	第1種	70万円以内 (各年度)	単独	1,800字以上 2,400字以内	毎年度末	年報	36,000字以上 48,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	20万円以内 (各年度)	単独				14,000字以上 19,000字以内		
共同研究	2年	100万円以内 (各年度)	2名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	43,000字以上 57,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	3年	300万円以内 (各年度)	3専攻分野以上 に渡り4名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	216,000字以上 288,000字以内	研究期間終了 後, 2年以内	
総合研究	第1種	200万円以内 (各年度)	2専攻分野以上 に渡り3名以上				180,000字以上 240,000字以内		
	第2種	100万円～ 120万円	単独				18,000字以上 24,000字以内		
	第3種	70万円～ 100万円未満	単独				14,000字以上 19,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
特別研究	第1種	70万円未満	単独				11,000字以上 14,000字以内		
	第2種								
	第3種								

注(1) 図, 表, バック等も原稿枚数に含む。

(2) 特別研究第1種において, 6ヶ月以上の移住をとるものについては, 海外渡航, 野外調査等を必要とするものについては, 150万円を限度として助成することができる。

## 研究所客員研究所員に関する内規

- 1 明治大学研究所規程第3条第2項に定める客員研究所員についてはこの内規による。
- 2 研究所における総合研究の推進上必要あるときは、学外の研究者を客員研究所員として当該研究に参加させることができる。
- 3 資格条件は、学術・研究・教育機関において現に専任者として勤務している者およびこれに準ずる者で、各研究所運営委員会が審査し、その推薦にもとづいて学長が委嘱する。

### 附 則

1. 本内規は、昭和42年5月1日から施行する。
2. 昭和49年改正内規は昭和49年2月18日から施行する。(明治大学外国人研究者取り扱いに関する規程昭和49年1月12日施行にともない外国人に関する適用削除)
3. 昭和61年改正内規は昭和61年12月15日から施行する。
4. 2002年改正内規は2002年12月16日から施行する。(研究所規程改正)

## 明治大学特別研究者制度規程

昭和59年11月12日制定

昭和59年規程第91号

### (目的・趣旨)

第1条 明治大学(以下「本大学」という。)は、専任教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、明治大学特別研究者(以下「特別研究者」という。)の制度を設ける。

### (特別研究者)

第2条 特別研究者は、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念する。

### (資 格)

- 第3条 特別研究者になれる者は、専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者とする。
- 2 第2回目以降の資格については、この規程により特別研究者となった年度の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務した者とする。

### (研究期間)

- 第4条 研究期間は、1年以内とし、毎年度4月1日から開始する。
- 2 研究期間は、その長短にかかわらず、1回分として取り扱う。

### (割当数)

- 第5条 特別研究者の割当数は、別表のとおりとする。
- 2 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科においては、3研究科合わせでの割当数とし、これに係る調整は、専門職大学院長が行う。
- 3 別表中の調整分については、学長が学部長会の意見を聴いて調整し、割り当てる。

### (申 請)

第6条 特別研究者に応募しようとする者は、所属する学部長、法科大学院長又は専門職大学院研究科長(以下「所属長」という。)に所定の申請書を提出する。

### (決 定)

第7条 特別研究者は、当該教授会で候補者を選び、学部長会を経て、学長が理事会へ推薦する。

### (研究成果の報告)

第8条 特別研究者は、研究期間終了後、速やかに所定の研究報告書を、所属長を経て、学長に提出しなければならない。

### (研究期間終了後の勤務)

第8条の2 特別研究者となった者は、研究期間終了後、最低3年間、本大学の専任教員として勤務しなければならない。

### (事務所管)

第9条 特別研究者に関する事務は、研究推進部が行う。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和59年11月12日から施行する。
- 2 明治大学特別研究員暫定取り扱い要領(例規第69号)は、廃止する。
- 3 この規程施行前に明治大学特別研究員暫定取り扱い要領で特別研究員となった者(昭和60年度特別研究員を含む。)は、この規程による特別研究者とみなす。
- 4 昭和59年11月12日改正前の研究所規程第7条の国内研究員又は同規程第8条の特別研究員となった

者は、この規程による特別研究者として、1回取り扱われたものとみなす。

(通達第451号)

附則(昭和62年規程第1号)

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

(通達第560号)(注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正)

附則(昭和63年規程第7号)

この規程は、昭和63年11月28日から施行する。

(通達第608号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(昭和63年規程第12号)

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

(通達第617号)(注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める)

附則(1991年規程第7号)

(施行期日)

1 この規程は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(割当数に関する経過措置)

2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定による学部・短期大学の割当数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第678号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(1995年度規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、1995年(平成7年)7月18日から施行する。

(研究期間終了後の勤務に関する経過措置)

2 この規程による改正後の第8条の2の規定は、1998年度(平成10年度)以後の年度の特別研究者から適用し、1995年度(平成7年度)から1997年度(平成9年度)までの特別研究者については、なお従前の例による。

(割当数に関する経過措置)

3 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第811号)(注 特別研究者の研究終了後の勤務を義務付け、及び割当数を1998年度から2001年度までの4年間現行どおりとするための当該条項及び別表の改正)

附則(1999年度規程第11号)

(施行期日)

1 この規程は、1999年(平成11年)10月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第1020号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2004年度規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、2005年(平成17年)1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1331号)(注 情報コミュニケーション学部、大学院ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附則(2008年度規程第33号)

(施行期日)

1 この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1737号)(注 国際日本学部及び専門職大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附則(2011年度規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、2011年(平成23年)10月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 2036 号)(注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2012 年度規程第 19 号)

この規程は、2013 年(平成 25 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2114 号)(注 総合数理学部の開設に伴う改正)

附 則 (2015 年度規程第 21 号)

(施行期日)

1 この規程は、2016 年(平成 28 年) 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 2389 号)(注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

別 表 学部・研究科の割当数

学部・研究科	年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	4 年間計
法 学 部		3	2	3	3	11
商 学 部		3	3	3	4	13
政 治 経 済 学 部		3	4	3	3	13
文 学 部		3	4	4	3	14
理 工 学 部		5	5	5	5	20
農 学 部		3	2	2	3	10
経 営 学 部		2	2	2	2	8
情報コミュニケーション学部		1	2	1	1	5
国 際 日 本 学 部		1	1	1	1	4
総 合 数 理 学 部		1	2	1	1	5
法科大学院法務研究科		2	1	1	1	5
ガバナンス研究科						
グローバル・ビジネス研究科		1	1	2	1	5
会計専門職研究科						
調 整 分		2	2	2	2	8
計		30	31	30	30	121

(注) 別表記載の割当数については、おおむね 4 年ごとに調整する。

### 特別研究者に対する研究費助成に関する基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、基盤研究部門にかかわる研究所要綱第 4 条第 1 号に基づき、特別研究者に対する研究費助成に関する必要事項を定めるものとする。

(助成基準)

第 2 条 特別研究者に対する助成は、次の基準による。

1. 特別研究 第 1 種

100 万円以上 120 万円までとする。

ただし、① 6 ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用、② 海外渡航、③ 野外調査等を必要とするものについては、150 万円を限度として助成することができる。

2. 特別研究 第 2 種

70 万円以上 100 万円未満とする。

3. 特別研究 第 3 種

70 万円未満とする。

(申 請)

第 3 条 特別研究費の申請は、原則として、特別研究実施前年度の所定の期日までに所定の申請書を所属する研究所へ提出する。

(調 整)

第 4 条 特別研究の申請件数及び申請額が三研究所間で不均衡を生じた場合は、三研究所長が調整を図るものとする。

(決 定)

第 5 条 特別研究申請の採否および研究費交付額は、各研究所運営委員会が定める運用上の細則に基づき、審議決定する。

(基準の改廃)

第 6 条 この基準の改廃は、各研究所運営委員会の議を経なければならない。

附 則

この基準は、昭和 62 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、2009 年(平成 21 年) 7 月 22 日から施行する。(注：海外渡航費の比率を研究費の 40 パーセントを上限とすることに伴う改正)

附 則

この基準は、2013 年(平成 25 年) 5 月 1 日から施行する。(注：海外渡航費の上限を撤廃することに伴う改正)

## 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

### (趣 旨)

1. この細則は、特別研究者が「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」(以下「助成基準」という。)に基づき、人文科学研究所から研究費の助成を受けられる場合についての必要事項を定める。

### (研究種目)

2. 特別研究者は、次の研究種目を申請することができる。
  - (1) 総合研究
  - (2) 共同研究
  - (3) 特別研究

### (申請の時期)

3. 総合研究および共同研究については、それぞれ所定の募集時期に申請するものとする。
  - (2) 特別研究については、各学部教授会において特別研究者候補者として決定された日から、助成基準に定める締切日(実施前年度の所定の期日)までの間に、所定の手続きにより申請しなければならない。

### (申請の制限)

4. 特別研究は、総合研究および共同研究と重複して申請することはできない。

### (特別研究の申請基準)

5. 特別研究の申請区分および申請金額は、次の基準による。
  - (1) 第1種 申請額 100万円～120万円  
海外出張、または大規模な野外調査等を必要とする特定の研究課題について研究を行う場合、150万円を限度として申請することができる。
  - (2) 第2種 申請額 70万円～100万円未満
  - (3) 第3種 申請額 70万円未満

### (特別研究の募集人員)

6. 特別研究の募集人員は次のとおりとする。
  - (1) 第1種 2～3名程度
  - (2) 第2種 1～2名程度
  - (3) 第3種 若干名

### (特別研究の採否)

7. 特別研究の申請に関する種目の調整、採否および交付額については、運営委員会が審議決定する。なお、必要に応じて申請者に研究計画の説明を求めることがある。

### (特別研究費による海外研究調査出張)

8. 特別研究費による海外出張については、第1種、

第2種、第3種のいずれも、これに充当することができる。海外出張の取り扱いについては、別に定める。

### (研究成果の提出)

9. 研究成果の提出については、研究期間終了年の9月末日までに提出するものとする。

(2) 研究成果の提出は、次のとおりとし、紀要に掲載する。

第1種 18,000字以上24,000字以内

第2種 14,000字以上19,000字以内

第3種 11,000字以上14,000字以内

### (研究費の返還)

10. 運営委員会は、研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第4条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

#### 附 則

1. この細則は、昭和60年2月13日から施行する。
2. この細則は、毎年度特別研究者募集以前に、運営委員会において検討する。

#### 附 則

1. この細則は、1991年(平成3年)4月1日から施行する。(所報第20号)  
(注 第5条の「遠隔地への」を削除)

#### 附 則

1. この細則は1992年(平成4年)4月1日から施行する。  
(注 研究成果の原稿枚数、提出期限および掲載誌の変更)

#### 附 則

1. この細則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。  
(注 研究種目の改正により、重点共同研究を削除)

#### 附 則

1. この細則は、2013年(平成25年)5月1日から施行する。  
(注 研究所研究費の海外出張に関する内規の廃止により、海外主張に関わる条文を削除)

#### 附 則

### (施行期日)

1. この細則は、2015年12月12日から施行する。  
2015年特別研究費の助成を受ける者から適用する。  
(注 研究費返還についての追記)

(附 則)

(施行期日)

1. この細則は、2017年7月21日から施行する。2018

年度特別研究費の助成を受ける者から適用する。(各種提出物の原稿枚数表記から文字数表記への変更、研究費返還についての追記)

## 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年規程第29号

(趣 旨)

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、科学研究費助成事業による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究に適用する。

(定 義)

第2条 この規程において「研究推進員」とは、一定の期間、研究スタッフとして本大学が認めた研究の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 専門研究員
- (2) 博士研究員（ポスト・ドクター）（以下「博士研究員」という。）
- (3) グローバル COE 博士課程研究員
- (4) 研究員
- (5) 客員研究員

2 この規程において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に一定の期間、研究スタッフの補助者として従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以下「RA」という。）
- (2) 研究技術員
- (3) 補助研究員

(研究推進員の資格)

第3条 専門研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

2 博士研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者（社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であって、当該研究にかか

わる一定の職務を分担して研究に従事するものとする。

3 グローバル COE 博士課程研究員となることができる者は、本大学大学院博士後期課程に在籍する者であって、グローバル COE の研究に従事するものとする。

4 研究員となることができる者は、自然科学分野に係る修士の学位を取得し、かつ、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

5 客員研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。

- (1) 博士の学位を取得している者又はこれと同等以上の研究業績を有する者
- (2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学術振興会特別研究員」という。）等本大学が学外諸機関から受け入れる研究員

6 前項第2号のうち、学術振興会特別研究員として本大学の客員研究員となることができる者は、特別研究員 PD、特別研究員 SPD 及び特別研究員 RPD に限る。

(研究支援者の資格)

第4条 RA となることができる者は、明治大学 RA・TA 及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

2 研究技術員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者とする。

3 補助研究員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の実施に必要な補助的業務に携わる者であって、当該業務を遂行する上で必要な能力を有するものとする。

(採用等手続)

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の

採用を希望するときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を当該研究を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出し、採用申請を行う。

- (1) 採用申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書
- (4) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、客員研究員の受入申請を行うときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を提出する。

- (1) 受入申請書
- (2) その他必要な書類

3 前2項の申請にかかわる採用等は、研究・知財戦略機構会議に付議し、その承認を得るものとする。

#### (雇用契約、採用期間等)

第6条 研究推進員（客員研究員を除く。）及び研究支援者は、学校法人明治大学（以下「法人」という。）と雇用契約を締結し、採用期間は、1年以内の範囲で契約に定めるものとする。

2 雇用契約は、年度ごとに行う。

3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。ただし、当初の採用日から起算して、専門研究員、博士研究員、研究員、RA、研究技術員及び補助研究員にあつてはそれぞれ5年を、グローバルCOE博士課程研究員にあつては3年を限度とする。

4 本大学の博士研究員、グローバルCOE博士課程研究員及びRAであった者は、前項の規定により雇用契約の更新をする場合を除き、当該雇用契約終了後、再度、同一の職に採用することができない。

5 本大学の専門研究員、研究員、研究技術員及び補助研究員で、当初の採用日から起算して5年が経過したことにより契約を終了した者は、当該契約終了日から6か月以上経過した場合に限り、他の研究を行うため、再度、同一の職に採用することができる。この場合における雇用契約は、第1項から第3項までの規定を準用する。

#### (受入期間)

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

#### (給与等)

第8条 研究推進員（客員研究員を除く。次項において同じ。）及び研究支援者の給与、通勤手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。

2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定する博士研究員のうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認した博士研究員並びに同項第3号に規定するグローバルCOE博士課程研究員については、法人が給与等を支給する。

4 前項に規定する博士研究員及びグローバルCOE博士課程研究員の給与等については、別に定める。

#### (身分の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究推進員又は研究支援者の身分を失うものとする。

- (1) 採用期間又は受入期間が満了したとき。
- (2) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (3) 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したとき。
- (4) 当該研究が終了又は中止したとき。
- (5) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不相当であると認められるとき。
- (6) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (7) 本大学に重大な損害を与え、又は名誉を汚す行為のあったとき。

#### (所属)

第10条 研究推進員及び研究支援者の所属は、研究・知財戦略機構とする。

#### (呼称)

第11条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したものとする。ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

#### (証明書の発行)

第12条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

#### (本大学の施設の利用)

第13条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

## (知的財産権)

第14条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権については、明治大学発明等に関する規程に定める。

## (実施細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則 (2005年度規程第29号)

## (施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

## (要綱の廃止)

2 明治大学研究支援者に関する要綱(2003年度例規第7号)は、廃止する。

(通達第1448号)

附 則 (2008年度規程第34号)

この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(通達第1739号)(注 グローバルCOE博士課程研究員の新設に伴う改正)

附 則 (2013年度規程第22号)

この規程は、2014年(平成26年)3月20日から施行し、改正後の規定は、2013年(平成25年)4月1日から適用する。

(通達第2238号)(注 研究推進員及び研究支援者に係る採用期間の変更等に伴う改正)

附 則 (2016年度規程第8号)

この規程は、2016年(平成28年)10月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第1号及び第2号に規定する研究推進員の雇用契約、採用期間等の通算期間については、各名称変更前の資格に係る採用日から起算する。

(通達第2414号)(注 研究員の設置及び資格名称、採用資格等の変更に伴う改正)

## 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準

昭和59年1月19日

理 事 会 承 認

## (趣 旨)

1. この基準は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所が主催する公開講演会、公開講座及び国際シンポジウム等(以下「講演会等」という。)の講師、司会者及び通訳に対する謝礼金及び旅費の支給について、暫定的に定める。

## (謝礼金及び旅費の支給)

2. 謝礼金及び旅費は、直接本人に支給する。ただし、本学の専任教職員には、この基準による旅費を支給しない。

## (謝礼金及び旅費の種類)

3. 謝礼金及び旅費の種類は、次のとおりとする。

(1) 謝礼金は、講演料、司会者謝礼及び通訳謝礼の3種とする。

(2) 旅費は、交通費及び滞在費の2種とする。

## (支給額)

4. 謝礼金及び旅費の支給額は、次のとおりとする。

(1) 謝礼金

謝礼金は、通訳謝礼を除き、税込額とし、その額は、次のとおりとする。ただし、講演料及び通訳謝礼の支給額については、各研究所長が基準内でその都度決定する。

ア 講演料(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 70,000円以内

ただし講演会が半日を越えて行われる場合は、100,000円以内とする。

イ 司会者謝礼

(ア) 半日以内の場合 6,000円

(イ) 半日を越える場合 10,000円

ウ 通訳謝礼(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 50,000円以内

ただし講演会等が半日を越えて行われる場合は、80,000円以内とする。

(2) 旅 費

旅費は次のとおりとする。

ア 交通費

(ア) 外国人講師 居住地から東京までの往復航空運賃(原則としてエコノミークラス)

(イ) 日本人講師 東京から101km以上の者について、学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準ずる。

イ 滞在費

(ア) 外国人講師 1泊20,000円以内で5泊を限度とする。



(イ) 日本人講師 特に必要な場合に限り、15,000円以内とする。

附 則  
この基準は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

## 人文科学研究所の査読に関する内規

### (査読制度の目的)

第 1 条 明治大学人文科学研究所が公表する研究成果(紀要に掲載する論文及び叢書)が人文科学の発展に寄与しうるよう、その質的な向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

### (査読の対象)

第 2 条 人文科学研究所が公表する研究成果は、査読の対象とする。

### (査読者)

第 3 条 人文科学研究所運営委員会(以下、運営委員会という。)は、査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は 3 名、その他の論文の場合は 1 名ないし 2 名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、所員から査読者が得られないときは、所員以外の研究者(学外者を含む)を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

### (査読基準)

第 4 条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

- A: 適当である。
- B: 一部修正のうえ再提出を要する。
- C: 大幅に修正のうえ再提出を要する。
- D: 不適當である。

2 BもしくはC判定の通知を受けた執筆者は、3週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で、かつ、執筆者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

### (査読結果の報告)

第 5 条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、DもしくはCまたはBと判定する場合は、運営委員会にその理由を付して報告する。

### (採 否)

第 6 条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 人文科学研究所長は、運営委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

3 BもしくはC判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。

4 査読者の評価中、Dが一つでも含まれていれば不採用とする。

5 その他の場合は、運営委員会において適宜判断するものとする。

### (異議申立・再査読)

第 7 条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合は、速やかに前回とは異なる査読者を選定し、再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

### 附 則

1. 本内規の施行期日は 2007 年 4 月 1 日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

2. この内規は 2017 年 7 月 21 日から施行する。(査読制度の目的及び査読の対象の表記変更)

## 人文科学研究所叢書応募要領

### 1. 目 的

叢書刊行の主旨は、学術的水準が高いにも関わらず、研究分野や研究歴等の関係で出版の機会を得にくい業績に対し、その機会を与えようとするものである。

### 2. 資 格

人文科学研究所の所員とする。

### 3. 原 稿

以下のいずれかに該当する原稿とする。

- (1) 未発表の書き下ろし原稿
- (2) 原稿の一部あるいは大部分が既発表の論文であっても、叢書の原稿として全体が体系的に再構成されたもの

4. 文字数  
180,000 字以上 240,000 字以内とする。
5. 提出原稿  
提出原稿は、完全清書原稿あるいはプリントアウト完全原稿とする。
6. 提出・受理  
提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定する。
7. 採否  
運営委員会により受理された原稿は、運営委員会
- が委嘱する 3 名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。
- 附則
1. この要領は 2007 年 4 月 1 日より施行する。
  2. この要領は 2013 年 8 月 1 日より施行する。(原稿の条件の改正)
  3. この要領は 2017 年 7 月 21 日より施行する。(原稿枚数表記から文字数表記への変更)

### 人文科学研究所紀要応募要領

1. 資格  
人文科学研究所の所員とする。  
ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することができる。
  2. 募集件数  
そのつと運営委員会が決定する。
  3. 枚数  
日本文の場合は 400 字詰原稿用紙 150 枚 (60,000 字)、欧文の場合は A 4 判用紙にダブルスペースで 50 枚 (1 行 66 字、1 ページ 28 行以内) を限度とする。  
ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含む。
  4. 体裁  
「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。
  5. 凸版原図  
版下図は著者において作成する。
  6. 校正  
原則として 2 校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。
  7. アート紙の使用  
予算との勘案で自己負担とする場合がある。
  8. レジюме  
日本文の場合は、規定枚数とは別に、欧文レジюме (約 500 語) を付する。
  9. 採否  
運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する 1～2 名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。
  10. 抜刷  
50 部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。
- 附則
1. この要領は、1991 年 (平成 3 年) 4 月 1 日から施行する。(所報 20 号)  
(応募資格の変更)
  2. この要領は、1992 年 (平成 4 年) 4 月 1 日から施行する。  
(欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動)
  3. この要領は、1993 年 (平成 5 年) 4 月 1 日から施行する。  
(査読の新設)
  4. この要領は、2007 年 4 月 1 日から施行する。(査読者の人数の変更)

### 人文科学研究所紀要成果執筆要領

1. 原稿は、未発表のものに限定し、邦文または欧文とする。
2. 邦文の原稿は、原則として横書きとし、新かなづかい、当用漢字を用いることとする。ただし、特殊な用語、引用の場合はその限りではない。
3. 欧文の原稿は、A 4 判の用紙にダブル・スペースでタイプすることとする (1 行 66 字、1 ページ 28 行以内)。なお、欧文原稿の枚数は各研究 (個人研究、共同研究、特別研究) 毎に定められている邦文文字数の 1/6 前後とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿文字数に含むものとする。
4. 原稿が邦文の場合は、規程文字数とは別に、500 語前後の欧文レジюмеを付するものとする。
5. 原稿には、論文題目と著者名を記載した表紙をつ

- けることとし、邦文には欧文を併記するものとする。
6. 凸版の原図は、版下図を著者が作成するものとする。ただし、文字・数字および記号等は写植を依頼することができる。
  7. 図・表および写真は、B5判以内の大きさを原則とし、それぞれ縮小寸法を指定しなければならない。また挿入位置を朱書きで明記することとする。
  8. 数量の単位は、原則として国際単位系とし、術語の略・記号等は所属する学会の慣例に従うこととする。
  9. 注は、本文中に注番号を表示し、所属する学会の執筆要領に準じて本文の末尾に文献・注釈欄を設けるものとする。脚注はやむをえない注釈を除き原則として避けるものとする。

10. 校正は、原則として二校まで著者が行うものとする。校正時の論文・図版の改定は原則としてこれを認めない。
11. 運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行う。

#### 附 則

1. この要領は1992年4月1日から施行する。
2. この要領は1994年4月1日から施行する。(注字句の修正)
3. この要領は2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更)
4. この要領は2017年7月21日から施行する。(原稿表記の追加及び原稿枚数表記から文字数表記への変更)

### 人文科学研究所欧文紀要 (The Journal of Humanities) 応募要領

#### 1. 資 格

人文科学研究所所員とする。

#### 2. 原 稿

外国語とし、未発表の原稿に限る。(なお、原稿提出前に使用言語を母国語とする人の校閲を受けることが望ましい。)

#### 3. 枚 数

A4判用紙にダブルスペースで50枚(1行66字, 1ページ28行以内)を限度とする。ただし、注・文献書誌等すべて原稿枚数に含む。

#### 4. 体 裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。なお、5～8語のキーワードを文末に記載すること。

#### 5. 採 否

運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

#### 6. 抜 刷

50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

#### 7. その他

人文科学研究所紀要応募要領に準ずる。

#### 附 則

1. この要領は、1995年10月7日から施行する。
2. この要領は、2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更)
3. この要領は、2017年7月21日から施行する。(原稿の表記の変更)

※研究所研究費については、「明治大学における公的研究費に関する使用マニュアル」をご参照ください。

研究費取り扱いについてのお問い合わせは下記へ	
研究知財事務室	03 (3296) 4135
研究知財事務室 和泉分室	03 (5300) 1451
中野教育研究支援事務室	03 (5343) 8052

※生田キャンパスの方は、研究知財事務室へお問合せください。

## 2. 2017年度募集人文科学研究所各種募集要項

### 2017年度人文科学研究所紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所紀要の原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
  - (1) 人文科学研究所紀要論文申込書  
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
  - (2) 論文概要
    - ①日本文 1,000字程度
    - ②欧文 500語程度  
※ネイティブスピーカーの校閲を受けてください。
  - (3) 完成原稿 40,000程度  
(400字詰原稿用紙100枚程度)

※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。（電子メール添付不可）

- 3 提出締切日  
2017年9月29日（金）午後4時まで
  - 4 提出先  
研究知財事務室 人文科学研究所担当  
(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp  
TEL (内) 60 - 4135 FAX (内) 60 - 4283
  - 5 受理及び採否  
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※ご不明な点は、研究知財事務室（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

### 2017年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所欧文紀要The Journal of Humanitiesの原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
  - (1) 人文科学研究所欧文紀要論文申込書  
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
  - (2) 論文概要  
(日本語による題名及び1,000字程度の概要)
  - (3) 完成原稿  
A4判用紙に1行おきで50枚以内  
1行66文字（MSワード全角33文字設定）  
1ページ28行以内

※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。（電子メール添付不可）

- 3 提出締切日  
2017年9月29日（金）午後4時まで
  - 4 提出先  
研究知財事務室 人文科学研究所担当  
(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp  
TEL (内) 60 - 4135 FAX (内) 60 - 4283
  - 5 受理及び採否  
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※ご不明な点は、研究知財事務室（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

## 2018年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）

このことについて、下記の要領で募集しますので、お知らせします。

### I. 研究種目・募集件数及び研究費額（予定）

#### 1. 総合研究

- (1) 募集件数 第1種または第2種 1件
- (2) 研究期間 2018年度～2020年度（3年間）
- (3) 研究費 第1種 300万円以内（単年度）  
第2種 200万円以内（単年度）

#### 2. 共同研究

- (1) 募集件数 1件
- (2) 研究期間 2018年度～2019年度（2年間）
- (3) 研究費 100万円以内（単年度）

#### 3. 個人研究

- (1) 募集件数 第1種及び第2種  
合計で7件程度
- (2) 研究期間 2018年度～2019年度（2年間）
- (3) 研究費 第1種 70万円以内（単年度）  
第2種 20万円以内（単年度）

### II. 申請書受付開始 2017年10月2日（月）

### III. 申請書提出期限 2017年10月31日（火）

午後4時まで

押印した原本を提出してください。

申請書は、下記のホームページからダウンロードしてください。

[http://www.meiji.ac.jp/jinbun/bosyu/sougou\\_kyoudou\\_kojin\\_tokubetsu.html](http://www.meiji.ac.jp/jinbun/bosyu/sougou_kyoudou_kojin_tokubetsu.html)

### IV. 採 否

運営委員会の審査を経て採否を決定し、結果は12月下旬頃通知する予定です。

### V. 申請書提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当  
駿河台キャンパス グローバルフロント6階  
TEL（内）駿河台60 - 4135

(3) 2016年度研究員の方は、研究成果の提出締切日が2017年9月30日（土）となっています。2016年度研究員の方からの応募は、研究成果を提出していることが条件となります。

(4) 長期在外研究に従事する所員は、在外研究期間中は研究員になることができません。人文科学研究所研究員となる予定の者が、長期在外研究員に決定した場合、採択は取り消されます。また、人文科学研究所研究員として研究を開始後に、長期在外研究員となることが判明した場合、採択された研究は中止され、執行した研究費がある場合は、全額返還が求められます。

(5) 研究期間途中で退職される予定の方は申請することができません。研究期間途中でご退職された場合、又は研究グループから離脱した場合、執行した研究費は全額返還が求められます。

(6) 審査の一環として、応募者に対して運営委員会によるヒアリングを実施させて頂く場合もありますので、予めご承知おきください。

(7) 2017年度に研究最終年を迎える研究者が、2018年度の研究費を申請し採択された場合は、条件付きの採択となります。新たに交付される研究費の執行開始は、前の研究成果の査読結果が運営委員会において、承認された日以降となりますのでご留意ください。

(8) この募集は2018年度予算成立前の募集であり、当該予算は2018年2月中旬確定の予定です。研究所予算の削減や採択者数により、内規に記されている金額は大幅な減額を余儀なくされる可能性があることを予めご承知おきください。

(9) 人文科学研究所内規により、研究員は以下のとおり研究の実施状況の報告、研究成果の提出が必要となりますので、ご申請の前に必ずご確認ください。

### ◎留意点

(1) 応募にあたっては、申請書に添付の「人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規」に記されている、成果提出の条件等を必ず確認してください。

(2) 研究費（総合、共同、個人、特別の各研究費）の重複申請はできません。

## &lt;研究実施報告&gt;

研究種目		原稿字数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報
	第2種			
共同研究	-			
個人研究	第1種	1,800字以上 2,400字以内		
	第2種			

## &lt;研究成果提出&gt;

研究種目		原稿字数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	216,000字以上 288,000字以内	研究期間終了後, 2年以内	叢書
	第2種	180,000字以上 240,000字以内		
共同研究	-	43,000字以上 57,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
個人研究	第1種	36,000字以上 48,000字以内		
	第2種	14,000字以上 19,000字以内		

以上

## 2018年度人文科学研究所叢書の原稿募集について(お知らせ)

2017年度人文科学研究所叢書の原稿を、下記の要領で募集します。

記

1. 募集論文数 1編

2. 提出書類

(1) 人文科学研究所叢書論文申込書

(2) 概要

3. 申請書類受付開始 2017年10月2日(月)

4. 申請書類提出期限

2017年10月31日(火)午後4時まで

5. 提出先

研究知財事務室

(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

6. 原稿について

(1) 原稿字数: 180,000字以上 240,000字以内

(2) 提出期限: 2017年10月31日(火)午後4時

※ 詳細は、裏面の応募要領をご覧ください。

7. 原稿の受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定します。

8. 採否

運営委員会にて受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

9. 問い合わせ先

研究知財事務室 人文科学研究所担当

駿河台キャンパス グローバルフロント6階

TEL(内) 4135 / FAX(内) 4283

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

以上

### 3. 2018年度人文科学研究所所員名簿

#### 第一区分

「日本文学及び文芸学の分野 37名」

(各分野内は学部順。同学部内は氏名五十音順。)

(日本文学 29名)

(2018年10月現在)

法 学 部	神 田 正 行	文 学 部	竹 内 栄美子
法 学 部	小 財 陽 平	文 学 部	牧 野 淳 司
法 学 部	伊 藤 劍	文 学 部	宮 越 勉
法 学 部	田 島 優	文 学 部	山 崎 健 司
商 学 部	石 出 靖 雄	文 学 部	湯 浅 幸 代
商 学 部	永 井 善 久	農 学 部	松 下 浩 幸
商 学 部	中 村 成 里	経 営 学 部	居 駒 永 幸
商 学 部	西 山 春 文	経 営 学 部	戸 村 佳 代
政 治 経 済 学 部	池 田 功	経 営 学 部	畑 中 基 紀
政 治 経 済 学 部	植 田 麦	情 報 コミュニケーション学 部	内 藤 まりこ
政 治 経 済 学 部	富 澤 成 實	情 報 コミュニケーション学 部	細 野 はるみ
政 治 経 済 学 部	嶋 田 直 哉	国 際 日 本 学 部	田 中 牧 郎
文 学 部	生 方 智 子	国 際 日 本 学 部	吉 田 悦 志
文 学 部	小 野 正 弘	国 際 日 本 学 部	渡 浩
文 学 部	杉 田 昌 彦		

(文芸学 8名)

政 治 経 済 学 部	ネルソン,リンジー	文 学 部	佐 藤 義 雄
文 学 部	伊 藤 氏 貴	文 学 部	柳 町 時 敏
文 学 部	内 村 和 至	国 際 日 本 学 部	蟹 瀬 誠 一
文 学 部	相 良 剛	国 際 日 本 学 部	張 競

#### 第二区分

「英米文学の分野 51名」

(英米文学 51名)

法 学 部	金 山 秋 男	文 学 部	久 保 田 俊 彦
法 学 部	斎 藤 英 治	文 学 部	越 川 芳 明
法 学 部	鈴 木 哲 也	文 学 部	サトウ, ゲイル K
法 学 部	辻 岡 宏 子	文 学 部	竹 内 理 矢
法 学 部	中 村 和 恵	文 学 部	塚 田 麻 里 子
法 学 部	西 垣 学	文 学 部	野 田 学
法 学 部	実 村 文 子	理 工 学 部	井 上 善 幸
法 学 部	矢 ヶ 崎 淳 子	理 工 学 部	大 矢 健
商 学 部	石 黒 太 郎	理 工 学 部	管 啓 次 郎
商 学 部	泉 順 子	理 工 学 部	波 戸 岡 景 太
商 学 部	小 澤 央	理 工 学 部	浜 口 本 洋 平
商 学 部	海 田 皓 介	理 工 学 部	山 本 洋 哲 司
商 学 部	小 宮 彩 加	農 学 部	織 田 野 晃 一
商 学 部	今 野 史 昭	農 学 部	狩 野 永 裕 基
商 学 部	ジェームズ, アンドリュー S.	農 学 部	下 樋 永 渡 さ ゆ り
商 学 部	杉 崎 信 吾	農 学 部	樋 宇 野 昌 毅
商 学 部	中 島 島 涉 子	経 営 学 部	宇 野 昌 毅
政 治 経 済 学 部	虎 岩 直 子	経 営 学 部	辻 昌 毅

政治経済学部	中村 幸一	経営学部	山下 佳江
政治経済学部	永江 敦	国際日本学部	大須賀 直子
政治経済学部	マーク,ケヴィン L.	国際日本学部	尾関 直子
政治経済学部	森本 陽子	国際日本学部	旦 敬介
文学部	新城 真里奈	国際日本学部	ルーゲン,ブライアン
文学部	石井 透	総合数理学部	河野 円
文学部	大山 るみこ	総合数理学部	柴崎 礼士郎
文学部	梶原 照子		

第三区分

「独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の方野 63名」

(独文学 22名)

法学部	伊藤 真弓	文学部	富重 与志生
法学部	シェアマン, スザンネ	文学部	福岡 具子
法学部	須永 恆雄	文学部	マンデルツ, ミハエル M.
法学部	田島 正行	文学部	渡辺 学
商学部	コヴァリク, ユタ	理工学部	菊池 良生
商学部	広沢 絵里子	理工学部	松澤 淳
商学部	渡辺 徳美	農学部	辻 朋季
政治経済学部	田村 久男	経営学部	瀧井 美保子
政治経済学部	永川 聡	経営学部	竹内 拓史
文学部	井戸田 総一郎	情報コミュニケーション学部	関口 裕昭
文学部	岡本 和子	国際日本学部	瀬川 裕司

(仏文学 21名)

法学部	乾 昌幸	文学部	杉山 利恵子
法学部	岩野 卓司	文学部	谷口 亜沙子
法学部	渡辺 響子	文学部	田母神 顯二郎
商学部	高遠 弘美	文学部	根本 美作子
商学部	久松 健一	理工学部	清岡 智比古
商学部	松原 陽子	農学部	高瀬 智子
政治経済学部	飯田 年穂	経営学部	折方 のぞみ
政治経済学部	瀬倉 正克	経営学部	川竹 英克
文学部	奥 香織	情報コミュニケーション学部	高馬 京子
文学部	合田 正人	国際日本学部	鹿島 茂
文学部	小島 久和		

(中国文学 11名)

法学部	加藤 徹	文学部	垣内 景子
法学部	川野 明正	文学部	志野 好伸
商学部	福本 勝清	理工学部	清水 則夫
政治経済学部	本間 次彦	経営学部	福満 正博
政治経済学部	丸川 哲史	経営学部	守屋 宏則
文学部	甲斐 雄一		

(露文学 0名)



## (スペイン文学 3名)

法 学 部	大 楠 栄 三	政 治 経 済 学 部	仮 屋 浩 子
政 治 経 済 学 部	内 田 兆 史		

## (演劇文学 6名)

文 学 部	伊 藤 真 紀	文 学 部	神 山 彰
文 学 部	井 上 優	文 学 部	武 田 清
文 学 部	大 林 のり子	国 際 日 本 学 部	萩 原 健

## 第四区分

## 「日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野 32名」

## (日本史学 8名)

商 学 部	清 水 克 行	文 学 部	野 尻 泰 弘
文 学 部	落 合 弘 樹	文 学 部	松 山 恵
文 学 部	清 水 有 子	文 学 部	山 田 朗
文 学 部	中 村 友 一	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	須 田 努

## (アジア史学 9名)

商 学 部	鳥 居 高	文 学 部	高 田 幸 男
政 治 経 済 学 部	羽 根 次 郎	文 学 部	高 村 武 幸
政 治 経 済 学 部	山 岸 智 子	文 学 部	寺 内 威 太 郎
文 学 部	江 川 ひかり	理 工 学 部	林 ひふみ
文 学 部	櫻 井 智 美		

## (西洋史学 15名)

法 学 部	田 中 ひかる	文 学 部	佐 藤 清 隆
商 学 部	北 田 葉 子	文 学 部	豊 川 浩 一
政 治 経 済 学 部	兼 子 歩	文 学 部	林 義 勝
政 治 経 済 学 部	佐 原 徹 哉	文 学 部	古 山 夕 城 子
政 治 経 済 学 部	武 田 和 久	文 学 部	水 野 博 子
政 治 経 済 学 部	廣 部 泉	経 営 学 部	薩 摩 秀 登
政 治 経 済 学 部	前 田 更 子	国 際 日 本 学 部	溝 辺 泰 雄
文 学 部	青 谷 秀 紀		

## 第五区分

## 「考古学及び地理学の分野 17名」

## (考古学 6名)

商 学 部	井 関 睦 美	文 学 部	佐 々 木 憲 一
文 学 部	阿 部 芳 郎	文 学 部	藤 山 龍 造
文 学 部	石 川 日 出 志	文 学 部	若 狭 徹

(地理学 11名)

商 学 部	中 川 秀 一	文 学 部	川 口 太 郎
政 治 経 済 学 部	飯 嶋 曜 子	文 学 部	松 橋 公 治
政 治 経 済 学 部	石 山 徳 子	文 学 部	吉 田 英 嗣
文 学 部	荒 又 美 陽	経 営 学 部	中 澤 高 志
文 学 部	梅 本 亨	国 際 日 本 学 部	佐 藤 郁
文 学 部	大 城 直 樹		

第六区分

「教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野 78名」

(教育学 23名)

商 学 部	黒 崎 典 子	経 営 学 部	キアナン,パトリック ジェイムズ
商 学 部	ルプレクト,ブライアン G.	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	小 田 光 康
文 学 部	伊 藤 貴 昭	国 際 日 本 学 部	アレン,キャサリン .O
文 学 部	伊 藤 直 樹	国 際 日 本 学 部	岸 磨 貴 子
文 学 部	小 林 繁	国 際 日 本 学 部	小 林 明
文 学 部	齋 藤 孝 孝	国 際 日 本 学 部	小 森 和 子
文 学 部	佐 藤 英 二	国 際 日 本 学 部	姫 野 伴 子
文 学 部	関 根 宏 朗 子	国 際 日 本 学 部	廣 森 友 人
文 学 部	高 野 和 子	国 際 日 本 学 部	横 田 雅 弘
文 学 部	林 幸 克	総 合 数 理 学 部	エルウッド,ジェームズ
文 学 部	平 川 景 子	グ ロー バ ル ビ ジ ネ ス 研 究 科	ナオウミ・エヴィリーンJ
文 学 部	山 下 達 也		

(哲学 11名)

法 学 部	櫻 井 直 文	経 営 学 部	八 田 隆 司
商 学 部	清 水 真 木	理 工 学 部	鞍 田 崇
政 治 経 済 学 部	稲 葉 肇	農 学 部	長 田 蔵 人
政 治 経 済 学 部	柴 崎 文 一	国 際 日 本 学 部	美 濃 部 仁
文 学 部	池 田 喬	国 際 日 本 学 部	ワルド, ライアン
文 学 部	坂 本 邦 暢		

(倫理学 0名)

(博物館学 3名)

文 学 部	駒 見 和 夫	文 学 部	吉 田 優
文 学 部	矢 島 國 雄		

(図書館学 3名)

文 学 部	青 柳 英 治	文 学 部	三 浦 太 郎
文 学 部	齋 藤 泰 則		

## (美術 5名)

商 学 部	瀧 口 美 香	国 際 日 本 学 部	宮 本 大 人
理 工 学 部	倉 石 信 乃	国 際 日 本 学 部	森 川 嘉 一 郎
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	波 照 間 永 子		

## (心理学 13名)

法 学 部	堀 田 秀 吾	文 学 部	竹 松 志 乃
商 学 部	佐々木 美 加	文 学 部	濱 田 祥 子
政 治 経 済 学 部	樋 口 収	文 学 部	諸 富 祥 彦
文 学 部	岡 安 孝 弘	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	岩 渕 輝
文 学 部	加 藤 尚 子	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	蛭 川 立
文 学 部	佐々木 掌 子	国 際 日 本 学 部	マ ク ロ リ ン , デ イ ヴ
文 学 部	高 瀬 由 嗣		

## (社会学 21名)

商 学 部	藤 田 結 子	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	小 林 秀 行
政 治 経 済 学 部	碓 陽 子	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	鈴 木 健
政 治 経 済 学 部	ジ ョ ニ ー ・ ジ ョ ー ジ	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	高 橋 華 生 子
政 治 経 済 学 部	杉 本 隆 司	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	竹 中 克 久
文 学 部	大 畑 裕 嗣	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	田 中 里 洋 美
文 学 部	昔 農 英 明	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	中 里 裕 美
文 学 部	寺 田 良 一	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	南 後 由 和
文 学 部	内 藤 朝 雄	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	宮 本 真 也
文 学 部	中 江 桂 子	国 際 日 本 学 部	藤 本 由 香 里
文 学 部	平 山 満 紀	国 際 日 本 学 部	眞 嶋 亜 有
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	江 下 雅 之		

## 第七区分

## 「保健体育学の分野 21名」

## (保健体育学 21名)

法 学 部	釜 崎 太	文 学 部	宮 脇 梨 奈
法 学 部	多 田 聡	理 工 学 部	梶 原 道 明
法 学 部	土 方 圭	理 工 学 部	金 子 公 宏
商 学 部	川 口 啓 太	農 学 部	加 納 明 彦
商 学 部	桑 森 真 介	農 学 部	多 賀 恒 雄
政 治 経 済 学 部	岩 波 力	経 営 学 部	一 之 瀬 真 志
政 治 経 済 学 部	春 日 井 淳 夫	経 営 学 部	鈴 井 正 敏
政 治 経 済 学 部	後 藤 光 将	経 営 学 部	田 中 充 敏
政 治 経 済 学 部	高 峰 修	経 営 学 部	星 野 敏 洋
文 学 部	田 中 伸 明	国 際 日 本 学 部	長 尾 進
文 学 部	水 村 信 二		

## 4. 人文科学研究所叢書一覽

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
巫女と仏教史	萩原龍夫 著	吉川弘文館	1983.06.01	
狩獵伝承研究・総括編	千葉徳爾 著	風間書房	1986.03.25	
西ドイツ農村の構造変化	石井素介 著	大明堂	1986.05.28	
ダン, エンブレム, マニエリスム	大熊榮 著	白鳳社	1986.05.15	
東京の地域研究	江波戸昭 著	大明社	1987.03.27	
中国古代の身分制—良と賤	堀敏一 著	汲古書院	1987.08.01	
思いやりの動機と達成動機	岸本弘 著	学文社	1987.11.10	
村落景観の史的研究	木村礎 編著	八木書店	1987.12.07	
ブリュッゲルの諺の世界	森洋子 著	白鳳社	1992.01.20	
18世紀の独仏文化交流の諸相	河原忠彦 著	白鳳社	1993.03.10	
心と発達	岸本弘 著	学文社	1993.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の研究 I	大小塚初三郎 著	東京堂出版	1993.07.31	☆
詩的ディスコース—比較詩学をめざして	安藤元雄 編	白鳳社	1993.10.20	◎
アリストテレスにおける神と理性	角田幸彦 著	東信堂	1994.03.31	
北欧神話・宇宙論の基礎構造	尾崎和彦 著	白鳳社	1994.05.30	
日本における民衆と宗教	圭室文雄 他著	雄山閣	1994.06.20	◎
ヨーロッパ演劇の変貌	山内登美雄 編	白鳳社	1994.08.10	◎
ポーランド人と日露戦争	阪東宏 著	青木書店	1995.03.25	
山形県川西町下小松古墳群 (1)	大小塚初三郎 編	東京堂出版	1995.03.31	◎
近世イギリスのやぶ医者 <small>の</small> 社会史—一つのヨーロッパ流氓譚	岡崎康一 編	象山社	1995.12.20	
民衆劇場—もう一つの大正デモクラシー	曾田秀彦 著	象山社	1995.12.23	
心の発達と心の病	岸本弘 著	学文社	1996.03.01	
関東中世水田の研究	高島緑雄 著	日本経済評論社	1997.03.25	
東京の地域研究 (続)	江波戸昭 著	大明堂	1997.03.30	
演劇の視覚	山内登美雄 著	白鳳社	1997.03.30	
詩と死と実存	大野順一 著	角川書店	1998.01.25	
アリストテレス実体論研究	角田幸彦 著	北樹出版	1998.03.30	
ドイツにおける大学教授の誕生	別府昭郎 著	創文社	1998.03.31	
源氏物語の準拠と話型	日向一雅 著	至文堂	1999.03.31	
明治社会教育思想史研究	北田耕也 著	学文社	1999.03.31	
絵解きの東漸	林雅彦 著	笠間書院	2000.03.20	
現代日本における先祖祭祀	孝本貢 著	御茶の水書房	2001.03.25	
東京：巨大空間の諸相	藤田直晴 編著	大明堂	2001.03.27	◎
戦時生活と隣組回覧板	江波戸昭 著	中央公論事業出版	2001.12.15	
スウェーデン・ウプサラ学派の宗教哲学	尾崎和彦 著	東海大学出版会	2002.03.31	
古代仏教説話の方法—靈異記から験記へ	永藤靖 著	三弥井書店	2003.03.12	
陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発	海野福寿朗 編	青木書店	2003.03.19	◎
生と死の図像学—アジアにおける生と死のコスモロジー	林雅彦 編	至文堂	2003.03.31	◎
古代の歌と叙事文芸史	居駒永幸 著	笠間書院	2003.03.31	
植民地主義と歴史学	永田雄三 他著	刀水書房	2004.03.30	◎
ヨーロッパ生と死の図像学	馬場恵二 他著	東洋書林	2004.03.31	◎
「ヌーヴォー・ロマン」とレアリストの幻想	小畑精和 著	明石書店	2005.03.31	

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
リベラル・アーツと大学の「自由化」	越智道雄 編著	明石書店	2005.03.31	◎
近代演劇の来歴—歌舞伎の「一身二生」	神山彰 著	森話社	2006.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の歴史Ⅱ	大小塚初重 編 小林三郎	東京堂出版	2006.03.31	
近代への架橋—明治前期の文学と思想をめぐって	佐藤義雄 編 恒川隆男	蒼丘書林	2007.03.25	◎
ドイツ現代文学の軌跡—マルティン・ヴァルザーとその時代	遠山義孝 著	明石書店	2007.03.30	
大逆事件の言説空間	山泉進 編	論創社	2007.03.31	◎
石川啄木—その散文と思想	池田功 著	世界思想社	2008.03.31	
<i>Berlin und Tokyo – Theater und Hauptstadt</i>	井戸田 総一郎 著	IUDICIUM Verlag GmbH	2008.03.31	
「生と死」の東西文化史	林雅彦 編	方丈堂出版	2008.03.31	◎
近代の終焉 映像・図像・音像から見た 20 世紀先進諸国における時代精神の研究	山口泰司 編	文化書房博文社	2009.03.31	◎
前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究	永田雄三 著	刀水書房	2009.03.31	
障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題	小林繁 著	れんが書房新社	2010.03.31	
法コンテキストの言語理論	堀田秀吾 著	ひつじ書房	2010.03.31	
ジョルジュ・バタイユ—経験をめぐる思想の限界と新たな可能性	岩野卓司 著	水声社	2010.03.31	
周縁から見たアメリカ—1850 年～1950 年	林義勝 編	彩流社	2010.03.31	◎
<大学>再考—概念の受容と展開	別府昭郎 編	知泉書館	2011.03.31	◎
Aufführungsdiskurs im 18. Jahrhundert – Bühnenästhetik, Theaterkritik und Öffentlichkeit	富重与志生 編 井戸田 総一郎	IUDICIUM Verlag GmbH	2011.03.31	◎
現代韓国の市民社会論と社会運動	大畑裕嗣 著	成文堂	2011.03.31	
言語機械の普遍幻想	浜口稔 著	ひつじ書房	2011.03.31	
「哲学的人間学」への七つの視角	山口泰司 著	文化書房博文社	2012.03.10	
新劇とロシア演劇	武田清 著	而立書房	2012.03.31	
人類史と時間情報—「過去」の形成過程と先史考古学	阿部芳郎 編	雄山閣	2012.03.30	◎
教育委員会制度論—歴史的動態と<再生>の展望	三上昭彦 著	エイデル研究所	2013.03.29	
組織の理論社会学—コミュニケーション・社会・人間	竹中克久 著	文真堂	2013.03.31	◎
古典にみる日本人の生と死	金山秋男 編 居駒永幸 原 道生	笠間書院	2013.05.15	◎
労働の経済地理学	中澤高志 著	日本経済評論社	2014.02.18	
顔とその彼方—レヴィナス「全体性と無限」のプリズム	合田正人 編	知泉書館	2014.02.25	
江戸・東京の都市史—近代移行期の都市・建築・社会	松山恵 著	東京大学出版会	2014.03.31	
歌の原初へ—宮古島狩俣の神歌と神話	居駒永幸 著	おうふう	2014.04.10	
近代大学の揺籃—一八世紀ドイツ大学史研究	別府昭郎 編	知泉書館	2014.04.15	
他者のトポロジー—人文諸学と他者論の現在	岩野卓司 編	書肆心水	2014.12	
パリ移民映画—都市空間を読む—1970 年代から現在	清岡智比古 著	白水社	2015.03.30	
漱石テキストを対象とした語り言語の研究—「三四郎」「道草」を中心に—	石出靖雄 著	明治書院	2016.01.30	
環境リスク社会の到来と環境運動—環境的公正に向けた回復構造—	寺田良一 著	晃洋書房	2016.03.10	
十八世紀ロシアの「探検」と変容する空間認識—キリーロフのオレンブルク遠征とヤーロフ事件	豊川浩一 著	山川出版社	2016.12.20	
模倣と創造—哲学と文学のあいだで	大石直記 編	書肆心水	2017.03	◎
演出家ピスコートアの仕事—ドキュメンタリー演劇の源流	萩原健 著	森話社	2017.03.10	
雲南の歴史と文化とその風土	氣賀澤保規 編	勉誠出版	2017.03.10	◎
高校生の市民性の諸相—キャリア意識・規範意識・社会参画意識を育む実践の検証—	林幸克 著	学文社	2017.09.15	

◎は総合研究, ☆は重点共同研究の成果である

## 5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

No.	書名	講演年度	発行年月日	
1	精神・人生	1977・1978	1982.11.15	
2	ことば・まつり	1979・1980	1984.10.15	
3	文化・空間	1981・1982	1983.10.15	☆
4	遺書・冒険	1983・1984	1985.07.15	
5	笑い	1985	1986.05.15	
6	妖怪	1986	1987.09.15	
7	修羅	1987	1988.03.31	
8	悪	1988	1989.05.31	
9	異国	1989	1990.05.15	
10	曖昧	1990	1991.05.31	
11	日本にとっての朝鮮文化	1991	1992.05.31	
12	文化交流—日本と朝鮮	1992	1993.06.30	
13	<small>ウチナー</small> 沖縄から見た日本 <small>ヤマトウ</small>	1993	1994.06.30	☆
14	文化における「異」と「同」	1994	1995.06.30	☆
15	越境する感性	1995	1996.03.31	☆
16	神話と現代	1996	1997.03.31	☆
17	歴史のなかの民衆文化	1997	1998.03.31	☆
18	「生と死」の図像学	1998	1999.03.31	☆
19	『身体・スポーツ』へのまなざし	1999	2000.03.31	☆
20	江戸文化の明暗	2000	2001.03.31	☆
21	パリ・その周縁	2001	2002.03.31	☆
22	異文化体験としての大都市—ロンドンそして東京	2002	2003.03.31	
23	言語的な、余りに言語的な—現代社会とことば	2003	2004.03.31	
24	巡礼—その世界	2004	2005.03.31	
25	「生と死」の東西文化論	2005	2006.03.31	
26	人はなぜ旅に出るのか	2006	2007.03.31	
27	声なきことば・文字なきことば	2007	2008.03.31	
28	「映画」の歓び	2008	2009.03.31	
29	マンガ・アニメ・ゲーム・フィギュアの博物館学	2009	2010.03.31	
30	沖縄と「戦（いくさ）世（ゆ）」の記憶	2010	2011.03.31	
31	孤独と社会	2011	2012.07.31	
32	書物としての宇宙	2012	2014.05.31	
33	シェイクスピアと日本	2014	2015.03.31	

※全て風間書房から出版。2015年度分からは紀要に掲載

☆は日本図書館協会の選定図書

◎ 研究所長	豊川 浩一
◎ 運営委員	池田 喬 石黒 太郎 大楠 栄三 織田 哲司 落合 弘樹 梶原 照子 加藤 尚子 釜崎 太 小財 陽平 清水 則夫 瀧口 美香 竹内 拓史 田村 久男 内藤 まりこ 中澤 高志 藤山 龍造 前田 更子

Director TOYOKAWA Koichi

Committee  
 IKEDA Takashi  
 ISHIGURO Taro  
 OGUSU Eizo  
 ODA Tetsuji  
 OCHIAI Hiroki  
 KAJIWARA Teruko  
 KATO Shoko  
 KAMASAKI Futoshi  
 KOZAI Youhei  
 SHIMIZU Norio  
 TAKIGUCHI Mika  
 TAKEUCHI Takushi  
 TAMURA Hisao  
 NAITO Mariko  
 NAKAZAWA Takashi  
 FUJIYAMA Ryuzo  
 MAEDA Nobuko

---

明治大学人文科学研究所年報 第59号

2018年10月31日発行

編集 明治大学人文科学研究所

発行人 豊川浩一

発行所 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学人文科学研究所

印刷所 アライ印刷株式会社

---